

東京專門學校
史學科回學手講義錄
雜報

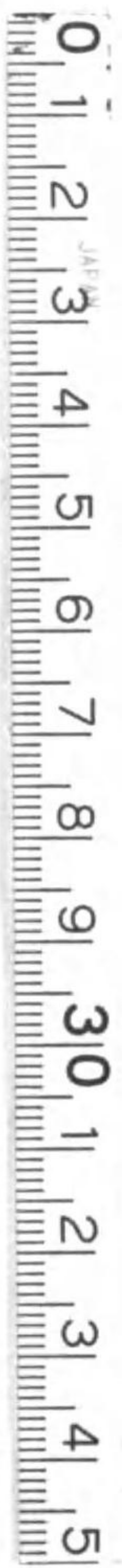
62-390



1200701680938

62

390



始



報 雜



「このころ日記」中、史家の記憶すべき要點を論ず



長崎縣壹岐國石田尋常高等小學校

山内久太郎

目次	
緒論	一頁
形式	三
一、文様に就いて	三
内容	四
一、時代精神	四
二、外邦との關係	七
三、宗教	九
四、人情風俗	一〇
五、皇室	一二
六、政治	一二
七、殺傷	一三
八、冤兒	一五
九、心中	一五
十、警察の機敏	一六

報 雜
**「このころ日記」中、史家の記憶すべき
 要點を論ず。**

山内久太郎

緒論

凡そ事の研究に、精密なる観察と、聚束したる注意を向くるの必要なるは、何の學に於てか然らざらむ。只それ史學に於ては、その對象が人間社會なるを以て、その勞や、尋常一様の科學を研究するの比にあらず。人間の心理は頗る複雑なり、社會は更に錯綜せり。特殊の出來事は、甚だ稀有に屬し、多くは根柢に於て相連絡せること、假之山脈の幾起伏遂に大山系をなすが如く、傳染病の種なくして發せざるが如し。事の起るや隱微なり、事態小なりとし、下層偶

雜報「このころ日記」中、史家の記憶すべき要點を論ず

緒論

然の出来事として、看過するも、焉んぞ来るべき大現象の豫因たらざるなきを得んや、是れ我等が過去に照して、證明し得る所、歴史いかて我を欺くべき。さはれさる大事件を醸すべき原因も、幾百年、幾十年を通観して、始めて其然るを首肯かるるものにて、當時に於ては、なほ偶然特殊の出来事として看過されしもあるべく、記録に残らざるものさへ多かるべし。要するに史學は新興の學なり。史料蒐集の時代なり。集め得らるゝ丈の材料は、その如何なるものたるを厭はず史料として貯ふべき也。かの徒らに倫理的批判を加へ、惡を捨てて善をのみ、失敗を措て成功をのみ拾ひ、尙古、尙古と、常に二千年、三千年の古昔をのみ顧み、それに達するを理想とするが如きは、歴史の眞意なるべしや。うべなり、かゝる支那國は、三千年來進歩の續なきこと。愚なる哉、惡をさせまじとて善のみを擧げ、成功のみさすべしとて失敗を塗抹せること。かくてもなほ惡あり失敗あり。否かるがゆゑに惡あり失敗ある也。彼等未だ惡の惡たる、失敗の失敗たるを見て、惡の師たり、失敗の古人の榮、蹴ける石たるを見ず。孔子はいへり、善惡皆師也と。而して是れ明かに自らの矛盾を告白せるもの也。

かくて支那風の史學は我國に傳はり、少からず我が史學の進程を妨げたり。重ねていふ史學は新興の學なり。材料蒐集の時代也。素養なき白面の一生、徒らに撰擇取捨するの頗る不遜なるを謝す。盲人の物を撰ぶ時、我れその可笑しきに堪へず。玉をすて、石を抱く、我れは到底盲なるを免れじ。

形式

一、文牀に就いて。

史學の記録の勉めて精確、緻密ならざるべからざるは、なほ法庭に於ける尋問調書の一字一句申し立てと違ふべからざるが如し。かくて始めて明識なる史家の判決によって決せられ得べければ也。日記、録する所、原籍住所職業年齢族籍を始めとし、地理を精査し、原因を詳述し、状態、結果いささか疑岐なきを得しめ、なほ時に會話をそのままに寫し出したるが如きは、——四日、便所へ棄兒の項参照——史家の宜しく記憶して、以て摸範とすべき所、かの徒らに

雜報「このる日記」中、史家の記憶すべき要點を論ず 形式 一、文牀に就いて 三

揣摩臆測を逞うし、一を以て十を推すが如き舞文は、史家の最も戒心して、慎むべきところ、只だ賢明なる史家、之に統一的判断を下して高妙なる批判をなすを得る。史料集拾は理論に偏せず、只ありの儘を違へず寫し出すにあり。然るに在來の史家、事實の真相を精査せず、剩へ文のために意を枉げ徒らに修飾これ事としたるが如きは、史學に忠なるもの、沙汰とは思はれざる也。

内容

一、時代精神。

人ややもすれば世は澆季なり末世なりと歎じ、只管、古昔をのみ貴ぶの傾あり。是れ歴史を解せざる徒の管見のみ。精かに觀察し來ればその誤謬なるを發見すべし。此等の輩、光明の一面を觀て、暗黒の半面を窺ふを知らず。歴史に現はれたる賢哲を讀んで、下層社會の狀態を顧ず。いかんぞ歴史の眞趣を解することを得んや。賢哲は希有に屬す、希有を以て全般を推す、誤れるの甚しき

ものといふべし。凡て社會の進歩の度を觀んと欲せばそれが下層社會の狀態を觀察するに如くはなし。歴史を横觀する時は、同一の時代に於ても、階級異なる人民を見出すを得べし。即ち半開の社會に於ては、下層は未開野蠻の民も混合せるなるべく、文明に於て、なほ半開未開の民を見出すべし。眞の文明とは、かゝる階級のなくなりたる時の事にして、少くも社會は之に達すべき理想を有するものなり。されば一國の文明いかんを見んには、燦然たる上流の光輝に眩せずして、翻て下層の狀態を一瞥するに若かじ。之をしも知らず。たゞ管公を讀んで偉なりとし、平安朝の文物を見て以て當時一般の社會を推すが如きは、畢竟ずるに馬車馬の視界のみ。何ぞ盡せりといはん。社會は實に進歩しつゝあるなり。歴史はそれが發展の記録なり。たとひ弛張あり、緩急あるも、大體に於ては逆流するものにあらず。易に曰く「天行健也」と、ロンクフローはいはく「只働きて今日よりも優れる明日を得んがため也」と、共に這般の消息を傳へしもの外ならず。かの過渡時代なる現時の我國を見て鑿鑿するの徒は、歴史を解せざる迂愚の徒のみ。さればなり、今日を以て千年前を批評するは、成年にして幼

者を嗤ふのみ。進歩の程度業に異る、何んぞ正鵠を得たりといはんや。吾人孟子を繕き當時の弱者なるもの、いかばかり幼稚なりしかを想起せずんばならず。翻て孟子は今日の賢者すらなほ畏敬する英材なり。其他一般は弱者のそれよりもあはれなりし也。進化の理を豫定せずして、徒らに難きを責むるは、責むるものが迂也。今日我等の行動も、百年後焉んぞ彼輩の如き愚物によって責めらるゝ事なきを保せんや。孔子もいへり、「焉んぞ來者の今に及ばざるを知らんや」と、

今日記中より選り出でたる現代思想を代表せるものを擧ぐれば、

1、大日本佛教慈善財團、

元と宗教なるものは、慈善が本旨なるべきに、佛教の如きは開宗三千年、各地に分布したりといへども、常に消極的慈善を説いて、未だ曾て積極的慈善を説かず。三千年の後、漸く他との競争上より、こゝに本旨の曙光わづかに發せられたりといふべくや。目的や可し、かくて社會の罪惡は、やゝ減せらるべく、かくて社會の福祉は増進せらるべく、かくて宗教はその眞面目が發揮せらるべし。

2、議員の腐敗、

議員は各階級の人民の總代なり。人民輿望の歸する所、凝つて議員となつて出るなり。議員衆望を背負うて立つ、然るとき議員は人民なり。一人の己にあらざる也。いふ勿れ、議員腐敗したりと。先づ見よ、かれ等はいかにして擧げられたるか、人民はいかにして彼等を擧げしかを。酒！酒にあらざれば金。金！金にあらざれば物品。事は金、酒、物品の有無により、多少によつて決す。其の人物に向ては風馬牛なり。危いかな。自治の宜しきを得ざる、固よりその所ならむのみ。下は一區一村の會より、上は國會にいたるまでこの弊風は流行せり。大阪府下北河内郡枚方町收入役の自首にかかはる事件(三日)小なるが如しといへども、時代を代表する一ならずんばならず。選舉法改正の如き頗る吾人の意を得たり。

二、外邦との關係、

世間百般の出來事には、時に或は獨特の現象なきにあらずといへども、多く

は相互に連絡錯綜して、系統をたどるものなり、されば茲に起りたる事は、彼方に起りたる事の反響なるもあるべく、今日の出来事、曩日播種の發芽なるもあるべく、やがて又來るべき現象の起因たらずんばならず。史家の任務は、この隱微朦朧の内に、巧みにその脈を釋ねて事件の進捗を探り、纏はれる脂肪質を溶かして、赤裸々の結締組織を發露するにあり。余輩の史に對する常に意をこゝに致し、この現象はいづこより來り、いづこに行きつゝあるか、を見るにつとめたり。

清國福建省總理營務處統領孫道仁、武官を率ゐて、軍事觀察及び演習參觀のため來航せるが如き、團匪未だ解けざる清國の昨今、確かに記憶に銘し置くべき一なるを信ず。那桐氏の來朝は國際上の禮儀として、北清事件の終結として引合ひに出る場合多かるべし。

若しそれ文部省海外留學生の撰定にいたっては、連年に比し人員の増加と研究科目の普遍とを見るべく、以て又當時學藝の趨向と、世界文化の狀態とを察知するに足るべし。

三、宗教

宗教の要素は非現世的たるに存ず。由來日支の民族は、現實に汲々として天地の眞意を窺ひ、人間の未來に煩悶する思想的の種族にあらず。彼等は現世に直接の利益なしと認むる時は、如何なることも捨て、顧みることなかりき。故にかれ等の宗教に對する觀念は頗る冷淡なるものありき。『アリヤン』民族が老若男女、身命を賭して宗教の争に熱中するが如きは、彼等にはばからしと外考へられざる也。されば彼等の間に發育したる宗教といふほどのものはなく、功德を誇張し、實利を以て誘ふにあらざれば信仰せられたることなし。然りとはいへども佛教はさすがに二千年來、上は畏き邊より、下は匹夫漁郎にいたるまで、形式だけでも信仰し來りし結果は、何とはなしに信仰の念を高め、大半無宗教の民ながら他宗の傳播跋扈に對しては、融和感染し來りたる佛教を保護する位置に立ちしが如し。こゝに開國三十年、宗教の制裁漸く弛み、憲法を以て信教の自由を公布し給ふや、諸種の宗教は堤を決して入り、殊に布教に巧なる基督教をして、その勢を逞うせしめたり。こゝに於て佛教は――今までは政府の

雜報「この日記」中、史家の記憶すべき要點を論ず 内容 三、宗教

庇護により、何等自ら圖るの工夫を要せざりし、——俄然消極的防禦の位置に立つべき運命となりぬ。もとより宗教には冷靜なる民族なれども、利益にはさすがにヌカリなき國民なり。身體に精神に何等の希望と、慰藉とを與へざる佛教は所詮我が安んずる壘にあらざるとなし、日日に去って主の救ひを請ふにいたりぬ。かくてはと一方には佛教改革の論起り、新國教制定の急を説き、世人の宗教に注目するもの、漸く多きを加ふるにいたりぬ。而して今にこの渴仰せる國民を救済すべき只一だも起らざるなり。要之今の我國の宗教界は迷想時代なり。曩日一度旗色を見て歸りし、モルモン宗は愈々布教を願出せりと、(十月五日欄參照)モルモン宗も國法に抵觸せざる限りに於て或は可ならむ。燈台基暗し。かの表装を美にし、表題を正うし、一拜遂に國家を滅亡に導くべき我が十邪教の如きは遂に之をいかん。余は渴仰せる國民を救ふべく一日も早く國粹人情に合したる宗教の起らむことを望むものなり。

四、人情風俗。

- 1、埼玉縣入間川町の中武馬車鐵道株式會社勞役者等同盟罷工。(一日)

- 2、長崎の女醜業婦輸出を企て、成らず。(二日)

- 3、故俳優坂東秀調の葬儀。(四日)

- 4、宍戸瓊子の葬儀。(五日)

- 5、殺傷、心中、棄兒、其他

第一項の同盟罷工は社會問題なり。我國に於てこそ未ださまで注目すべき事件は起らね、産業の發達と共に労働者の増加するは必然の勢なり。労働者増加すれば雇主との間に権利の争起るも亦必然の勢なり。さればや労働者保護の問題、漸く社會の一隅にかすかなる聲をあげんとす。労働者を保護するは、國民の躰格を養成する上より見るも、國家統一の上より見るも、大に注意すべき問題、般鑑徴すべきものあり。暫く記して將來を窺はむ。

第二項、英はその國に太陽の沒することなきを誇る。我や太陽の彼等の頭を照さぬ暇はなきばかり、世界の各土に散布したる名ばかりは同胞のわが醜業婦を愧づ。彼等は赤手郷を出で、只管愛嬌をうりて遠征を試み、大和民族の醜名を流す。政府は嚴密なる法網を張りて防遏すれども、九州天草の如きは今にな

ほ多しといふ。第二項の如き火ある所の烟のみ。

第三、四項は當時葬送の有様を窺ふに足るべく、前者は俳優に對する時人の感情。後者は華族の葬儀を知るべし。

第五項に至ては事少しく廣汎にわたる、更に目を改めて論ずべし。

五、皇室。

1、京都に於て仁孝天皇第三皇女故桂宮一品淑子内親王二十年御式年祭執行。(三日)

2、皇孫迪宮裕仁親王殿下御箸初め。(五日)

第一項は年代祭期式典次第等を覗ふに屈竟の材料なるべく、第二項は宮内の官制、かしこきあたりの御有様、皇子皇孫の御養育其他之に關する御儀式をうかがひ奉るを得べし。

六、政治。

1、砂糖消費稅則施行。(一日)

2、鑛毒事件公判。(二四日)

3、富籤類似方法禁止。(三日)

4、神奈川縣屋上制限法猶豫願出。(三日)

5、實業大會。(五日)

6、處處に現はれたる記録により、知り得べき當時の官制、法律、刑名等。

7、舞鶴鎮守府開廳。(一日)

七、殺傷。

殺傷の年々増加しつゝありとは、豫て耳にせし所、今まのあたり其の實況を記せるを見、我はあまりにその件數の多大なるに驚きたり。今これが原因を釋ぬれば、第一痴情、第二財産、第三酒其他といふ順序なり。知るべし、罪惡の最も慘なるものとして目せらるる殺傷の起因の大多數は、男女の關係、財産の關係よりなるものなることを。之を古來の歴史に徴するも亦決して違はず。強弱深淺の度こそ異なれ、この二者が罪惡を起す主なる原因たる事は殆んど鐵案として異議なからむ。

罪惡の裏面に女子あり。「神代このかた變らぬものは水の流れと戀の道」と唄へ

り。もしそれ有昧にいふを得しめば、人は戀愛を中心として行動せるものといふを得べし。戀愛は人生の生命なり。之あるが爲めに身志を苦めても顧みず、名を成さむとする烈士あり。之あるがために可惜身をもちくづす痴漢あり。只高遠なる希望と、強固なる意志とを有つ人に向ては戀愛は時々の興奮劑となる。懦弱情に驅らるゝ輩に至ては、大にしては國家を傾け、小にしては家を滅し身を果さんのみ。殺傷に下流者の多きを占むるは、名と體面とを顧慮せざるによる。愛情が濃渾なるに依る。嫉妬執著畢竟ずるに愛情の變形に過ぎざれば也。

罪惡の起因は財産なり。人類は利欲のために運動する動物也。されば社會のいかなる階級を開かず、裏面には利欲相逐うて寧日なきを見るべし。されば大にして高尚なる欲を有する人は容易に表はさず。只修養なく意志弱き下流者に至ては、天真爛漫得意なる時に揚々たり。失意なる時情々たり。殆んど意志のその間に働かざるものゝ如く、小兒の如く喜び、忽ちにして怒る。彼等は名の以て軀面を損ずる憂なし、動もすれば刃物を弄して、名を暴するに至る所以。殺傷が二十、三十の間に於て、殊に多きを占むるは、身軀英氣共に盛に、血

氣にはやり易きが故にして、その曇天に多きは、神氣鬱するが故也。

八、棄兒。

棄兒の原因亦多く痴情に基く。五回の内、三回まで便所に棄てしは奇なり。

九、心中。

聞之往年近松翁の心中物語流行するや、青春に燃ゆる男女の伴ひ逝くもの、一時増加したりと、又聞く、西詩人「ゲーテ」が「ウエルテル」の悲歎、を出し、時、心中する男女は、その枕邊に赤表紙の愛らしき書をのこしたりと。今の心中はかゝる趣深きものにはあらず。彼等は錢を遣ひ果してたよるべき方なく、或は互に目録を盗みて、遂にまたなすべき術なき時、「コロロホーム」を購ひ、「モルヒネ」を服し、入水を企つ。彼等は浮世に面目なきが爲めに死す。曾て未來を夢みるにあらず、真情相融合し、相許し、世に只一人と思ひかはし、はかなき中にせかれて、思遂げ難く、さらば制裁なき自由の園に相携へてんと、やさしき希望を先て笑を含んで死すあはれ深きたぐひにはあらず。さても犠牲に供さるゝその乙女子こそあはれなれ。

十、警察の機敏。

警察制度のいかんは余輩得て知らず。而れども今日我國の警察が機敏よく事を機微に探知するの明あるは、一般の許す所なり。由來人民の苦しきは、悪徒の流行跋扈より甚しきはなく、政府の威嚴は法律の厲行されざるより甚しき不面目はなし。而してこの二患を芟除すること、只明敏なる警察に待たざるべからず。——法律を摘要するは裁判官なれども——而して現今の警察この點に於て、稍成功の域に近きものといふべし。かくれたる罪惡なし、こゝに良民は堵に安んじて業に勵むべく、枕を高くして寐るべし。

さりながら警察の司る所は自ら制限あり。病みたるもの、將に病まんとするものは、依て施療せらるべし。いはゞ姑息なり。全く根蒂より培養するには別にその人あり。教育家也。今や教育日に盛なりといへども、光明ますます強きと共に暗黒はいよいよ暗黒。下層社會を照すべき光明なきが故に、そこらは常に罪惡の巢窟なり、余は高等の教育機關を増設するの要なしといふものにあらざといへども、宗教の感化露ほどもなく、さらでだに制裁なき下層社會をかく

て措くべきものなるかを疑ふ。今にして國家は適當の方法を設けて、此等を感じ化し養成するの道を講ぜざれば、禍の及ぶ所圖るべからざるものあらむ。近時社會教育の聲漸く興らむとす。流行を趁うて過ぎずんば幸也。

要之現今の警察は機敏なり。さはれ警察は現はれたる罪を罰すべきも、之を根底より芟除するの長策は得て講ずる所にあらず。之をなす、ひとり教育に依るのみ。殊に最も等閑にせられ居る下層社會の教育感化法を設くるは最も急務に屬す。かくて國家は眞に文明に赴き、かくて社會の幸福は増進し得らるべければなり。

明治三十五年四月廿日

(完)

報 雜
このごろ日記

十月一日

この日舞鶴鎮守府開闢、舞鶴町は毎戸に國旗球燈をつるし、新市街地及び鎮守府街道共に非常の出入あり、殊に餘部里灣にては、同村入口に大縁門をつくり、無数の國旗球燈は所々に掲げられ、村民皆祝宴を開き、煙火を打揚ぐる等の備あり、大小料理店何れも繁昌、元來狭き往來に數十の露店ならびたれば雑踏いふばかりなし、夜に入て益賑ふ。

● 全國氣象 (午後二時觀測)

別區	測候所	氣 壓	氣 温	風 向	雨 量	天 氣
石垣島	七六〇、一	二六、五	南東	三	八	曇
那 那 島	七六〇、一	二六、五	南東	三	八	曇
大 鹿 島	七六二、六	二一、七	南東	三	八	曇
鹿兒島	七六一、九	二三、八	東	二	八	晴
佐多岬	七六一、九	二三、八	東	二	八	晴
宮 崎	七六三、四	二四、四	北東	二	八	晴
高 知	七六四、一	二四、七	北東	〇	八	晴
德 島	七六四、八	二三、三	北東	一	八	曇
和歌山	七六四、九	二三、五	北	一	八	曇
日ノ岬	七六五、一	二〇、六	北	二	八	曇
大 分	七六四、一	二二、八	北東	一	八	晴
廣 島	七六四、四	二五、九	東	二	八	晴
吳 島	七六四、六	二六、三	東	二	八	快晴
松 山	七六四、四	二四、二	北東	一	八	晴
松 永	七六四、四	二五、三	東	一	八	晴
多度津	七六四、八	二三、八	北	三	八	曇

雜報 このごろ日記 十月一日

この日伊豫松山裁判所にて、在松山米國宣教師シドニー、ギユリキ氏が越智郡にて要塞地帯内を撮影したる件、罰金五圓、原版四枚沒收を以て落着せり。瑞玉縣入間川町の中武馬車鐵道株式會社、駁者馬丁車掌等五十八名の同盟罷業によつて客車荷物車共に運轉すること能はず、原因は、會社に於て、當初者車掌駁者を雇入るゝ際、全線開通を期し、四十錢の日給を給すべきを約し、且つ決算毎に相當の賞與を給與すべき約束ありしに、全通の今日に至るも其約束を履行せず、而して勤務は従前と異ならず、毎日午前三時より午後十一時まで普通人の勤務に堪へざる程の勤務に従事することなれば、其業務に服する能はずといふにあり、同時に株主間にも事務員等が定款を無視して擅斷の處置をなせしとて激怒するものあり、夫々秘密の協議をなし、善後の策を講ぜんとまつゝあり。

文部省海外留學生左の如く命ぜらる。

植物學、三年、獨一藤井健次郎●幾何學、同、一高師教授中川隆吉●教育學、同、一熊谷五郎●言語學、同、一藤岡勝二●政治史、同、獨英佛、一末廣重雄●商法、同、一京都大學教授毛戸勝元●探礦學、同、獨、一同齊藤

るや七圓八十錢の處を四圓四十錢丈け拂ひ跡は拂はぬとの事に巡査が出張取調べると先に歸りし男は門口にて逢ひし男にて連れにあらば其分は拂はぬといひ料理店にては四名一所に會食したれば連れと思ひしといひたるが結局残る三名より五十錢宛を拂ふ事となり事済。

六時頃 東京芝公園増上寺山門南側石段上に三歳の女児を赤毛布に包み、木綿赤紺の綿入を着せたるまゝ棄てあるを見出し、養育院に送りたり、後同區三田寺町十八番地の人力車夫四十一歳の男が、二十一歳の女房との中に出来たる子にて、妻は夫が窃盜前科ある上に、念情にして日々遊び居るに愛想をつかし、去月十八日離縁を乞ひて女児を夫に押しつけて出でゆきたれば、詮方なく一時商品川五丁目の知るべに同居せしか、男の身の、子が邪冤になつて遂に棄てたるまゝと知れ捕縛さる。

この日午後、東京淺草區千束町二丁目に住む靜岡生れ、前科者の惡車夫、二十八歳の男、同區松葉町石橋の處にて、神田署の刑事と組打して、大溝に落ち泥塗となつて取押へらる、去る十四日、日本橋區桶町二丁目三番地の古着商が木綿、綿物合せて二百三十反を持つて、この惡車夫の車に乗り合せ、麴町區富士見町へ赴く途中、神田岩本町の古着市場へ立寄り、件の反物を置き、再び右の人力車を飛ばして富士見町へ赴く途中、市場より金六十圓を請取り来る事を忘れたれば、直に引返して市場に到り、該金を請取り風呂敷の中に入れて猶四方山の話をなし居たるところ、何時の間にか車夫は車を引き逃げしたる始末に、大方ならず驚きて百方車夫を捜し求めしかご一向行方がわからぬに困り切り、神田警察署へ訴へ出てたり、惡車夫は又仕合よしとして、今日この時刻に淺草公園の銘酒屋に遊び、雇女を相手に巫山戯居たれば前記の刑事が飛込みて取押へんとせしに惡車夫はあはて飛出して被處まで逃げ來しなり。

この日又東京市内路上のみせ物興行者、今日より小路又は社寺境内の外、公道に於ける興行を禁止せられしを、向三ヶ年の延期を望んで、深川區西六間堀三十八番地石田常吉、本所區三笠町七番地中村幸吉の二名を總代として嘆願す。

八時頃 越前國丹生郡立待村字糺の瓦職、二十六歳の男、二十四歳の妻に四歳の長男を背負はせて家路に急ぐを待ち伏せて、神明村田所といふ畑地の處にあらはれ出で、鎌を以て妻を打ち、前後頭部に二箇所の重傷を負はせて、即死せしめ、幼兒には腦味噌を出す程の重傷、夫には前頭額及び左耳後部に同く腦を脱出する重傷を負はせて其場を逃げ、神明村水落の飯食店に隠れたる二十五歳の男あり、同く瓦職にて同村に住し、兼てかの妻女と密通し、妻女は近頃同村字岡野の實家に歸り居て木夫と縁を切らむとせし、子までなしたる中きて、親達の説諭に、やうやく昨日本夫の許に歸りたり、姦夫はこれに心變りと思ひ

に思ひて、さてはこの闘争ばかりしなりけり、この夜十一時頃江警察署の手に捕はる。

十時半頃 横濱山下町百三十六番館の銘酒屋にて、英國軍艦パーフラ一號の水兵三名と、米國海軍病院へ入院の米國水兵五名と落合ひ、酷罰の末、英兵の一名が米兵をビール瓶にて毆打せしより、双方とも總立となり、入亂れて組打せしが、折よく兩國の水兵多く來り、つて双方を宥め、無事落着せり。

同刻、東京牛込區新小川町一丁目十四番地某方に在つて、國民英學會へ入學の手續中なる新湯生れの二十二歳の男、小石川區指ヶ谷町にて同町百十六番地の油商の雇人と喧嘩して負傷せしめしより、巡査出張引致せしに、養生の友人数名途中に待ち伏せして取戻さんとし、叶はずして無事に警察署までは來りしが、友人等は更に仲間を狩り集め富坂邊に集合して形勢不穩と見えたり、由て警察署は早くも探知し署員總出にて警戒せしが、幸に事なくて已む。

同時刻埼玉縣見玉郡賀美村の素封家の妻(五十歳)何者にか傷害されたり、同家は界限切での富豪にて、地租百圓以上を納め、戸主(四十八)妻、長女(十四)、次女(八)、長男(六)、養子(四十一)、養女(四十七)同(二十四)外二人、都合十人の家族にて、二人の養女は實は主人の妾なれど、妻のたしなみ淺かられば、割合に風波は起らず、豊かなる暮しをなせり、但し妻女は六歳の長男と、いつも土蔵の階下に寝たり、然るにこの夜まだ夜半には程もあるに、忍び寄つたる曲者、妻女目算けて滅多切に咽喉部へ長四寸、右胸部へ長一寸深さ肺に達する突き傷、その他顔、腕、足、肩等すべて二十餘箇所に重軽傷を負はせて逃げ去つたり、母屋に伏したる夫、妾、一家族、皆物音に驚き驅け附ければこの有様に、臍を消し、直に賀美警察署へ急訴せしかば、八角署長は時を移さず巡査を引率して出張し、翌朝に至り熊谷區裁判所より検事書記醫師臨檢す、被害者生命覺束なし、現場には兇行用の双先五寸頗る鋭利なる短刀壹てありたり。

十一時頃 京都市の飲食店明島にて刃傷騒ぎあり、千本派出所の吉田巡査が蔵の筋巡回中右明島にてツツといふ叫び聲の聞えしより、何事かと立寄り見るに、口論にてもなしたる跡らしきも、とにかく靜まり居たれば説諭して立出で、二三間來りしと思ふ頃、又も大聲を發したれば、再び取返せしに、その時恰も一人の男、血に染みて打倒れ、傍には滴るばかりの出刃庖丁を掲げて仁王立ちに立ち居る男あるより、直に捕縛して其旨上長者町署に急報したれば、時を移さず國吉警部は中村河合の兩刑事市川醫師を隨へて臨檢せり、同四時地方裁判所より河部豫審判事稻澤檢事及び書記等出張して、取敢ず同所に假豫審廷を開き、加害者及び關係者を取調べたる上、加害者は毆打創傷罪として令狀を執行したり、右の加害者は京都府下愛宕郡大宮村

字東紫竹大門三百十五番地に住むものにて二十四歳なり、明島にて三四人の若者と四方山の話なし居りし所、この時刻に至り、七條通り御前通り四へ入増長町に住む當年二十二歳の仁和寺街道千本西へ入人力車帳場の曳子が、とりとめなき事を囁き、泥酔に乗下、見もしらぬこの男に對し、イキナリ襟元を捉へ、下駄にて亂打し尙押付けしが、場所が恰も流し元の傍なりしかばこの男が轉げんとする手に偶々出刃庖丁の觸れたれば、其出刃を取りて矢庭に曳子の左の肩先を刺し、尙も反す出刃にて左の脇腹部に骨も透れと許りに突き立てし折柄、前記通行の巡査に捕へられたるなり、被害者曳子の傷は、左の肩長さ三寸、幅二寸、深さ六分のカスリ傷、左側腹部、長さ三寸幅一寸五分の重傷にて、腹部よりは尺計溢れ出で、目も當てられぬ有様なれば、直に府立病院に入院せしむ生命覺束なかるべし。

同時刻に、何れも二十二歳の男女、心中を圖つて苦しみ出したり、處は大阪西區北堀江下通二丁目にて、男は大工の長男、一寸小意氣な男振り、女は寡婦の獨娘にて髮結を業とするものなり、この男の外、去廿九年頃より阿波座下通三丁目某の娘、二十三歳、これも髮結、又一昨々年より陸平橋の某の娘、十九歳、これも同く髮結、この二人にも情を通じ、更に昨年三月よりこの獨娘にも人目を忍ぶ中とはなりぬ、然るにかの二十九年より情を通ぜる女が、いつしか懷妊の身となりしかば遂に仲人を立て、嫁に貰ふことになり、去四月目出度祝言の盃をしたりしに、父親はその後堺の一方へ仕事に行きたる折仲間の方が彼女に他に情夫ありて懷妊も情夫の種なりと告げれば、父親は打ち驚き、歸宅の上なほ嫁の容子を覗ひたるに、髮結のことにて縫針の道に疎く、我意に適はぬことのみ多かるにぞ、悴にも説き人を頼みて縁を切らしめたり、然るにこれより先この獨娘は屢々男と密會なしぬる中、母親も二人の交情を覺りたれど、一人娘を杖柱とも頼むる身なれば、寧ろ好合ふた二人を夫婦にせば宜しからんと、人を頼みて先方への男を養子に貰ひたしと掛合たるに、最初は長男なれば他へ出さ難しと辭み、其後は徴兵検査なればと斷り、抽籤に脱れたるも、放蕩者他へ遣はしても相繼覺束なければと拒み、三四回の交渉も全く不調となりたる折しも、前記の女が嫁入せしより、此方の親子は詮方なしとあきらめたりしに、今度離縁となりしと聞き、娘は焦れぬたる男のことにて、焼木杭に火のつき易く、直ちに密會を始めたるを、母親も既に養子にせんと思ひぬたるほどなれば、男は何の遠慮もなく同家へ入り込み娘と馴染みたりしが、離縁せられし女は大きな腹を抱へて親許へ歸されし口惜しく思ひ、頻りに男へ詫がり入りたる處、どうやら覆水盆に返りさうな様子を今度は獨娘が聞きて、獨娘の行くには行けず、養子には貰はれぬ惡因縁を歎ち、人知ぬ涙に袖を絞りつゝ今日に及びぬ、今日は折柄職人の休み日なれば、男は朝より住吉へ

行くとして自宅を出で、女の方へ來りしかば、女は怨みの數々を並べしに、流石の男も心を動かされ、無分別なる相談を決めこの世の思出一日を樂しまんものと、二人は住吉へ參詣し公園を逍遙ひ歩きつゝ、やうやく夕暮に及びて女の方へは立歸りぬ、母親は恰も同夜御靈の夜店として尺八の店を出しに行きたる留守なれば、結句幸ひと、女は梳子の少女(十六)を先へ寢させ、二人は一間に打ち臥したり、然るにこの時刻になりて少女はふと眼覺めたるに、苦しみ唸く聲聞えたるにぞ、驚きながら一間の中を覗へば、二人が聞えぬたりしかば、吃驚して瓶橋北詰の和田醫師を迎へ、男の父及び御靈へ夜店を出しぬたる母親へも知らせたれば、兩人共驚いて駆けつけたるが、男は曾て阿波座の染物屋にて仕事をなしたる時、木を染める爲め貰ひ受けし劇薬を持ち來りて女と共に服せしとて、種々介抱に手を盡せるも女は翌朝遂に死亡し男は自宅へ引取りて治療せるも生命覺束なし、母親は杖とも柱とも頼みにしたる獨娘が先立つ不孝を詫びたる遺書をくり返し打かへしては眺めつゝ、悲歎の涙に暮れけるといふ。

この夜横濱市南吉田町九百六十二番地蠟灰製造業楠原新八方物置へ放火せしものあり、幸ひ消止めしが、伊勢佐木町署にては探偵の末、右は同家に雇はれ居る同町四百三十五番地某の二女(十三)の所爲と判然せしより、引致の上取調たるに、主人の娘(八歳)と喧嘩をせし結果火を放ちしも、素より一時の出来心なりし旨を申立しを以て、將來を戒めて實父へ渡さる。

又薩摩國始良郡分村の多額納税者の老父母何者にか慘殺せらる、亦今夜の出来事なり。
本日東京四谷警察署刑事、不都合ありて總免職。
本日より砂糖消費税則施行。
昨今横濱市に腦脊髄膜炎流行す。

十月二日

神戸より引返したる露國巫女、この日食物を携へ、荷物同様の貨錢にて長崎出帆、島港に還る。
錫蘭人アウデリス外一名商業視察のため馬關に來着す。
露清銀行對百三十銀行事件の審問、續毒事件第六回公判、鬼文事件の豫審決定、改正陸軍大學校條例公布等あり。
午前三時頃 大阪南區難波憲兵屯所前を徘徊せる怪しげの男あり、引捕へて取調ぶるに、姫路歩兵第十聯隊第九中隊二等卒なる二

其内該品の納期切迫せしかば、進退谷まり、遂に去る八月廿八日の夜夫婦打ち連れ東京へ駈落し、下谷區三橋町八番地の旅人宿へ投宿し、數日滞在したる後、扱いかにして生計を立つべきやとて兩人額を鳩めて相談せしかど、素より路用とともなく、旅宿の勘定を済す時は殆んど手拂となる仕置なれば、女は種々に思案する内、驟て懇意なりし二十四の女が當時牛込區市ヶ谷藥王寺前町五十五番地に住ひて何不足なく暮し居れるを思ひ出し、其者を訪行きて一時の救を求めばやと早速彼女の許を訪ひ、近頃相場の手違ひにて夫婦ともに困難し居る由を嘆きしかば、そこは資産も教育もある婦人として深く氣の毒に思ひ、取敢へず十圓餘を與へて宿料を拂はしめ、夫より女をば我家へ引取り、當分夫婦別居して共稼ぎに稼ぐべしとて、男にも奉公の事を勧めしかば、夫婦はその親切を謝し、男は他へ宿を取り、折々同家へ訪ひ行きて此度の高恩は忘れ申さずなど他意なき林にて語り居たり、然るに其後主婦は郷里埼玉に去り難き用事を生す同地へ赴む事となりしかば、留守はかの女と下女(十八歳)とに託し、先月十六日埼玉縣大里郡岡部村字岡部の父方を指して出發し、暫らく同家に滞在しけり、男はその不在を聞きて大いに喜び、去る廿二日の夜十時頃、其留守宅を訪ひ、妻に向ひて群馬縣に急用を生すたりと告げ、一先づ歸縣せよと連出したるが、翌二十三日に至り、男のみ單身にて訪來り、下女に向ひて今夜は是非とも泊て貰ひ度しとて容易に歸る氣色なれば、下女は殆々當惑し、主人の承諾を受ずして獨りに他人を泊らしむるは申譯なき次第なりとて諄々謝絶せんとしたりしに、男は少しく立腹の体を現はし、主人と懇意の我々を輕蔑するは不都合なり、米がなくては買來れ、夜具がなくては借りても間に合せよとていつかな動く襦子なきにぞ、下女は近傍の者を頼み來り一泊して貰はんとて其者を迎ひに出たるに、男は却つて之を幸ひとし、其不在の間に鞆帯をこぼし明け、主婦の所有なる縮緬の小袖、斜子の羽織其他の上等衣類八點此代價三百圓程のものを盗み出し、風呂敷に包みて裏手へ隠し置き、鞆帯の抽斗は元の如くにして釘付となし素知らぬ顔なし居る處へ下女は戻り來りしかば、男は俄かに顔色を和らげ泊まつては迷惑の標子故今日は歸らんとて同家を出で、彼の風呂敷包を携へて何處ともなく立去りたり、跡にて下女はホツと安堵し、只管主人の歸宅を待ち居りしに、去る二十八日に至り主婦は歸り來り衣類を着換へんとて鞆帯に手を掛けしが、其釘付となれるを見て驚く事一方ならず、早速之を開き見しに中は何れも空虚なりしかば、再び驚ろき下女に標子を問へど是また驚ろくのみなれば、死も角もとて盜難の訴へをなし、事情を警官に述べ置きたり、左れば牛込署の密行調査は、犯人は必ずかの男と目星をつけて探偵せしに、同人の居所もその盜品を買入したる質店まで判明せしかば、本日取押へたり、妻女はゆくみ知れず、共謀の疑ありて探偵中。

七時二十五分 新橋發列車にて清國欽差專使大臣那桐氏一行歸途につく。

十時頃 東京淺草區新吉原の幣間頭櫻川善孝事大谷佐吉、勝脱炎を以て死去す、享年六十四歳、舊幕府御用達の息子なり。
十一時頃 チーハの大帳元捕縛せらる、從來市内にてチーハを運送するものを警察にて取押へ、其大帳元を取調ぶるも、運送者は常に自分にて罪を着て中々帳元をあかさず、間々横濱の外國人なりなどいひてごまかさんとする者あるにぞ、各警察署に於ては油断なく注意を加へ居たるところ、此帳元は神田岩本町三十三番地に住する三十四の男なりとの事知れ渡りしのみならず、同人は一日に二千三千のチーハを扱ひ、一名の運送人にして二十圓より七八十圓の運送をなさぬものなしとの事遂然たりしかば、今は用捨なしがたとしと神田署の平服巡査は先頃よりかの界隈を警戒なし居たりしに、今日この時、彼男が二階にありてチーハの運送に就き區分なし居たるを探知したれば、二名の巡査は直に闖入して取押へ、拘引の上嚴重に取調を加ふ、又證據ともなるべき帳簿類は悉く引上げたが、此帳元丈けにても一日に六七十圓の純益はあるものといふ。

同刻静岡縣加茂郡下河津村の林際寺にて、同村字澤田の農夫(五十六)の次男(二十三)、父の情緒同郡田子村字月ヶ浦のお何(四十五)を銃殺し、我が身も咽喉右側より後頭へ一發見事に打ち貫きて自殺せり、父が多くもあらぬ田畑を賣拂つては情緒に注ぎ込む憤慨したるものならむといふ。

午後零時三十分頃 東京小石川區關口町百三番地水車營業者の雇人茨城縣平民三十一の男、兼て取引先なる神田雄子町三十番地白米商へ白米を荷馬車に積て曳行く途中、神田松下町まで差掛し際、四谷元鯨ヶ橋町四十四番地材木商の雇人(三十四歳)が材木を荷馬車に積みて曳來りしに衝突し、馬同士噛合を始めたるより白米商は之を鎮めんとして馬車と馬車との間に挟まれ、肋骨を碎き其まゝ即死せり。

一時頃 齋家瀧和亭を東京築地本願寺に葬る。

同刻相模國三浦郡横須賀在豊島村字中里百六十二番地、海軍兵曹長の宅にて、長女(二十歳)自殺す、今は横濱四戸部町六百十三番地に流船會社の運轉手たる男の許に嫁し居るに、この頃夫の航海中とて、この日里方に訪ひ來りぬ、折柄父の兵曹長は不在なりしに同村字深田まで行かればならぬ用事あり、娘の來しは幸と母は娘に留守を頼み、四町ほど隔たる深田に急ぎゆきたり、そのあとにて娘は四疊半の座敷に入り、頼國行二尺五寸の業物を以て自ら頸部を貫通し、動脈を切斷して即死し居たるを、母は歸りて發見し、心も空に警察署に訴へ出たれば、直に湘南病院よりは醫師出張し、父も急使に依り宙を飛んで駈付け

しも其甲斐なかりしが、別に遺書等もなきより原因に就ては更に判然せず、又自殺の模様が傍らに短刀一口血染れとなりて落
散りあり、尙ほ襖には手形の血痕あるより見れば、最初短刀にて咽喉を突きしも死に切れず、襖に縋りてなげしに懸けありし
右の薬物を取下し、再び頸部を貫きたるものらしく、婦人にしては美事の最後なるが、女の最もたしなむ可き帯を解き、下着
一枚になりて双膝をさへ崩し居るより見れば、或は發狂の氣味ならんともいふ。

二時半頃 山梨縣都留郡古立村二百八十五番地の免服商(二十九)が冬物仕入の爲め出京して京橋區木挽町九丁目農商務省前通
行の際、一人の子供が一個の紙包を拾ひ取しを見て、ハテ旨い事するわいと思ふところへ、田舎漢らしき一人の男が來合せ、
小供の手より件の紙包を取上げ、裡を改め吃驚したる面色にて、モシ此裡に紙幣が三百圓這入て居ますから、子供に幾干か遣つ
て二人で分配しやうではありませんかと免服商を農商務省の裏手へ連れ來り、是は悉皆貴君に渡しますから貴君の方から幾干か
と手軽く云はれてうかと乗り、仕入金の内より百五十圓を出して渡せしに、件の男は其金を受取るや否逃去りしに不審を起し、
紙包を改めし處洋紙の裁屑の入れてありしに青くなり京橋署へ右の趣きを訴へ出てたり。

三時頃 京都市上京區下立賣通千本東へ入田中町四十七番地某方同居の三十七歳の女より、急病人ありとて出水智恵光院東へ
入醫師某の許に來診を乞ふ、同醫師即ち直ちに同家へ赴きしに、この女の實子七歳なるが、二階より落ちしとて既に絶息なし
居たれば検屍せしに怪しき點あるを認めしかば、直さま上長者町警察署へ届け出てたるところ、警部巡查警察署等出張取調べ
たるに、いかさま屍體に毆打の痕跡ありて致命の原因とも疑はるれば、即時京都地方裁判所へ急報し、五時頃森田検事井上隼
審判事矢野裁判警署出張したる結果、女は子の屍體と共に上長者町警察に送られ、夜假豫審を開く、明朝に至り屍體解剖の結
果頭部毆打のため死に至りたる事判明し、女は京都監獄に收監せらる、同人は同所に同居の間、四十歳なる石工と内縁を結び
居り、この子は先夫の子にて平素親子仲悪しく、當日も何か争ひたる末劇しく毆打したるにて、左腕及び膝關節に三ヶ所の傷
を負はしたるも、猶も懲りず毆打をつづけ、遂に頭部を打ち急所に當り、あつと苦叫して絶息したるより、始めて驚き、
二階より落ちたる者の如く詐りて事なく済まさんとしたるもの、由なり。

六時頃 東京麹町區元平河町六番地の自宅へ濟まぬ顔して戻り來しは、麹町區役所の小使を隱居仕事に久しく勤むる此の家の
老父なり、薪炭商の家業をば養子に任せ、また五十歳の身を日々出勤の小使として氣樂に朝夕を送り居るに、いかなる事かと
養子は心配して様子を問ひしに、少し氣にくはぬ事があつて辭職して來たとのみにて仔細を話さず、この夜は寢に就きしが明

朝起出で神佛を懇ろに拜し、自分の居室へ退きたるまゝ行方知れずなりぬ直に麹町署へ捜索願を出し諸所心當りを尋ねれど知
れず。

この日午後神戸橋町六丁目區會議員金貸業六十一の男、同元居留地華蓮商百二十四番館番頭花隈町居留三十の男、この二人
詐欺取財事件にて神戸地方裁判所豫審判事に拘引せられ、且家宅捜索をうく、本件の被害者は元町六丁目に住み、もと屏風輪
出商を営み、一時は米國にも支店を有する等十餘萬圓の財産家なりしも、失敗の爲め漸次負債を生じ、即ち三井銀行より一番
抵當にて金四萬圓、元町一丁目森本六兵衛より二番抵當にて貳萬圓、被告兩名外九名より三番抵當又は信用にて金壹萬數千圓
を借受けたるが、期日に返済せざりしより、昨年三四月頃、債權者の中森本六兵衛は神戸地方裁判所に訴たへ、競賣處分を申
請するに至り、續て三井銀行其他の債權者は分配加入を申込む、被告兩名はこの際他の九名の債權者より、本件に關し萬事委
任を受け、彼は往復中の所、債權者は競賣處分を受けては世間に對し如何にも面目なしとて、先づ主たる債權者三井銀行及森
本六兵衛に、元金六萬圓は償却すべきに付き、利子七千圓だけはまげくれよと哀訴せしに、森本の答に何分此利子の事に付て
はかの萬事を委任せる兩名より異議の申立てを爲し居れば、先づ其點より埒を明くるがよからんとするに更に兩名に交渉せし
に、其結果八千圓と三千三百八十圓の兩口、都合一萬一千二百八十圓の債權に對し、債權者より五千二百圓を即時償却するこ
ととして、兩名において異議の申立を取消すことと約束ししを以て百方工面して漸く該金を調達し、本年九月八日兩名に手
渡したる上一切の證書類返却方を談ぜしに、兩人は言を左右にして容易に證書を返却せず、彼此する内如何に事の行違となり
しものか債權者が折角の苦心は水泡に屬し、九月十三日に競賣處分は執行せられ、善七は裸一貫となりて多年住慣れし我家を
も明渡し、山本通三丁目なる親族の許に居候の果敢なき身とはなれり、斯く事の行違となりしは屹度かの兩人が何か深き巧な
爲したる結果に相違なしと種々に事實を調査なし居る内、圖らずこのたび兩名の非行を發見したるものにて、即ち兩名は前記
の金員を領收せし前既に三井銀行及森本六兵衛等と協議の上、異議の申立は取消し居たるのみならず、前記八千圓の口の債權
は金二千二百圓にて同市楠町の辯護士が實弟にて有馬郡三田町に住へるものに譲渡し居たるの事實を確め、全く五千二百圓騙
取せられしものなりとて兩名を告發するに至りしなり。

八時頃 大阪靱南通四丁目倉庫の間に、生後二ヶ月位の女兒棄てありしを通行人が發見して届け出でしより警部出張取調へ
しに縮緬の襦袢に同ト裕か着せありて、いかに可愛らしき兒なりし。

神		大		京		八		熊		長		大		三		第		四			
戸	七六三、一	戸	七六三、二	都	七六三、三	都	七六三、四	木	七六三、一	本	七六一、一	賀	七六一、七	大	七六一、四	大	七六一、五	赤	七六一、六	赤	七六一、七
二	二七、六	二	二七、三	二	二七、四	二	二七、六	〇	二八、〇	〇	二五、四	〇	二五、九	〇	二五、八	〇	二五、七	〇	二五、六	〇	二五、五
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
快晴	快晴	快晴	快晴	快晴	快晴	快晴	快晴	快晴	快晴	快晴	快晴	快晴	快晴	快晴	快晴	快晴	快晴	快晴	快晴	快晴	快晴

て検視後親戚の者へ引渡す。

八時頃 東京下谷區櫻木町三十五番地煙草商方の十五歳の小僧が、得意先よりうけとり來りし管圓五拾錢を風呂敷に包み空車にのせて上野公園屏風坂へかゝりしところに、向ふより來たる三人の小僧、喧嘩を吹きかけて騒ぎのひまに件金の奪ひて逃げ去りしが、問もなく下谷署の手に押へらる。木所區小梅葉平町廿七番地の十四歳の男兒淺草區神吉町四十一番地の十五歳の男兒同區千束町一丁目十七番地の十三歳の童の三名にて、少年に似合ぬ野太き根生我家へは少しも寄付ず、上野や淺草の公園を宿とし、不真の事のみ働き居るものといふ。

廿分頃 京橋區木挽町六丁目十番地の加藤病院手術室の屋根裏より黒煙盛んに立騰りたるを、同町七丁目の巡查派出所に於て發見し、直ちに同病院に抵りて屋根を調べしに、火は既に一面に廻りて火の子を噴出せしかば、院の内外大混雜となり、新幸橋及び警視廳の蒸氣唧筒駈來り、消火栓を用ひて消防せしゆる程もなく鎮火したり。原因は四五日前手術室内に設けたる燧燻の煙突を修繕し、昨朝より石炭を焚き始めしに、煉瓦の組立に疎漏の個所あり、火は其疎漏より漏出して天井裏に燃移りし故なりといふ。

九時頃 京都今出川桂宮御邸跡にて仁孝天皇第三皇女故桂宮一品淑子内親王二十年御式年祭を行はる。御祭場は白砂を以て清め、この時刻に諸員着席伶人奏樂の間に神饌十臺を供し、齋主中川忠純氏祭詞を朗讀し了りて、御玉串案を神饌案の前に置くや、此に 天皇陛下御代拜式部典掌園池實康子、皇后陛下御代拜四位平松好子、皇太子殿下御代拜中川忠純氏、皇太子妃殿下御代拜五位錦織隆子順次御玉串を奉り、次で賀陽宮邦憲王同妃兩殿下を始め奉り、伏見文秀女王、久我誓圓、村雲日榮、本願寺法主、高崎知事、木下大學總長以下參拜

神		大		京		八		熊		長		大		三		第		四			
戸	七六三、一	戸	七六三、二	都	七六三、三	都	七六三、四	木	七六三、一	本	七六一、一	賀	七六一、七	大	七六一、四	大	七六一、五	赤	七六一、六	赤	七六一、七
二	二七、六	二	二七、三	二	二七、四	二	二七、六	〇	二八、〇	〇	二五、四	〇	二五、九	〇	二五、八	〇	二五、七	〇	二五、六	〇	二五、五
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
快晴	快晴	快晴	快晴	快晴	快晴	快晴	快晴	快晴	快晴	快晴	快晴	快晴	快晴	快晴	快晴	快晴	快晴	快晴	快晴	快晴	快晴

雜報 十月三日

し、午前十時、奏樂のうちに中川齋主は御座を閉ぢ奉りぬ、夫より各員は泉浦寺に至り少憩ありたる後、午前十時二十分御祭典を行はせられたるが、その御次第は前の御式に大差なく、同十一時三十分全く御式典を了して各員退散し、御代拜の方々は右の旨を電奏ありたり。

この日午前、大坂市西區新築屋町藤永田造船所にて、入渠中の新電信丸の爲め、機關方職工三十名ペンキ落し職工九名とを使役して修繕中、ペンキ落し職工の方機關方より早く出勤して、其踏臺用の板不足なりと爲め、機關方の板を借用せしに、追ひ／＼集まりし機關方にては板不足なりとて之を取り返さんとしたるが争の初めに、遂には打ち合ひの騒となりしに、何分多勢に無勢と云ひ、殊に機關方は船の上部にて働き、ペンキ落し方は側部にて働く事とて攻守の勢、ペンキ落し方は散々に打負け、中には十八歳の男は頭部に重傷を負ひ、九條町土居病院に入院す。

今日より向ふ四日間、このたび萬國青年會尙書モット氏(米國人)の來朝につき、我邦基督教青年各地方團体の代表者は大會をひらき、斯道擴張の事につき種々協議し、連日モット氏及び名士の演説あり。

この日東京府下北豐島郡下練馬村天祖神社の氏子某の代人地方裁判所に出張す、これより先、某は同社の社地を擅に取込みて、某の所有地につゞきたる社地へ家屋を新築せしとて同神社々掌より地所占有回收の訴を起せしにて、前記被告某の代人はこの日要求に應ぜざる旨申出でしといふ。

本日警視廳令第六十號にて富藏類似の方法を禁ず、曩に内務省に於ては賣買其の他の取引に附隨して、富藏類似其他射倖の方法を用ふる行爲にして、公安又は風俗を害する者は省令を以て其行爲を禁止したるが、近來賣買其他の取引に

外 區		七	
登	山	根	上
七六二、八二四、七南	七六二、八二四、七南	七六二、八二四、七南	七六二、八二四、七南
一	一	一	一
登	登	登	登

四丁目の同商、兩國の同商等へ四割にて賣拂ひ、其内一分の頭を割れ、三人にて分配し居たる事警視廳の探知する所となり、この日三名共に召喚され、前記の始末を申立てたれば、同商より地方裁判所へ報告する所あり、近近省令違反にて處分せらるべし。大阪府下北河内郡枚方町の収入役、この日秘密の事情を自首し出づ、事は舊町長に起る、彼は元來相當の教育を有し、辨舌家なり腕力家にて、以前は三百代言などを行つて居た程の男にて、去る廿六年より町長となり、俸給の如き僅々十圓なるにも拘はらず贅澤なる生活を爲し居りしは、全く町役場の収入金を費消したるものにて、當時現町長は書記を勤め、収入役をも爲し居りしが、この男は至つておとなしき男なれば萬事彼が指揮に従ひ、何事によらず町長の意に背く事なかりし、然るに本年四月に町會を開きしとき、一口にて千百數十圓といふ曖昧なる穴の發覺したるより、忽ち彼が今日までの策略知れ渡りしも、町會議員等は協議上、今この事を世間に發表するときは枚方町の名折れともなるべければ、成べく穩便に済ませるが宜しからんと、彼へは表向千圓の慰勞金を與へて辭職せしめ、その中五百圓の假受取を役場に取置き、現金は彼の費消の中に入れ、残りは炭三百俵を買入し事に取替ふてまづ鰥目を合せ置き、収入役たりし男を町長に選舉したるもの、由なるか、此頃に至り彼

附隨せずして其行爲を行ふ者あるによりてこの禁あり、廳令左の如し。
 賣買其の他の取引に附隨せずして、富義類似其他射停の方法を用ひる行爲にして公安又は風俗を害するの虞ありと認むるものは、之を禁止又は制限することあるべし。
 前項の禁止又は制限の命令に違背したる者は拘留又は科料に處す。
 兵庫濱崎通一丁目産婆方に居る高知縣高岡郡高岡町四十二歳の男に對し、この男は紙幣偽造行の目神戸地方裁判所桶山豫審判事出張、家宅捜査を爲し、この男は紙幣偽造行使詐欺取財の令狀を執行せられ、高知へ傳遞せられたり、同人は強盜の前科者なるよし。
 休職選信事務官某東京郵便電信局書記某王子郵便局長某の三名共謀し選信者より賣捌人に下渡す可き収入印紙を王子局長の名義にて受取り、之を各賣捌人の手へ渡さず、密に書記が手を通して神戸區鍛冶町四番地の賣樂商、日本橋區通

はその際受得たる千圓の辭令書を振廻し、金の融通を爲さんとするのみか、請取證を渡さざりし殘金五百圓の事を今の収入役に迫るより今の収入役の迷惑は一方ならず、遂に収入役を辭せんと決意するに至りしが、それについてはその五百圓を辨償せればならぬと云ふ始末なるよりこれまでのとを自首したるもの、由なり、また舊町長が廿六年以來辭職するまへには、殆んど一萬餘圓も曖昧なる事を爲せし由にて、夫等の事は町會議員等も薄々感づきたるに拘はらず、前記の如く彼は腕力家なり隨分無法なる事を仕兼ね男なれば、その威に怖れて今日まで黙し居りしとの事なり。

東京市四谷區大番町の某陸軍大尉家の様下にて、この日何者か唸り出したり、驚いて取調べると、この家の息子二十二歳の若様か四つ這になつての大苦しみ、もとはかうでもなかりしが一度腦病にかゝりしより通れ與太郎になりすましたれど、親はあくまで立派な士官にと勉強させ置かう、年頃になつていつか吉原の味に手もつけられぬ様となりしが、この頃先般來赴任中の九州地方よりの父の書狀は伴をよこせとの事に母は喜んで路金をもたせて出しやりしに、方角違ひの北國へ浮れ込んで居つゞけの大盡遊び、但し限ある金のはや盡くれれば、廓の習、一向構ひつけもせれば居たまらず、去一日の夜丑滿の頃我家の門をのり越して食はず飲まずに今日まで辛抱し居たるが、空腹に堪え兼ねて、かやうな事とは成りしとなむ。

午後二時頃 東京橋區南鍛冶町一番地四十の男、本所區林町一丁目一番地先を通行する折柄、後背の方より日本橋區通油町十番地金物商方の雇人(十七歳)が自轉車にて駛走し來りて衝突し、ヘダルにて右足の内踝を長三寸深き筋肉に達する重傷を負はせたるより、双方共本所署へ引致され、取調べを受く、四十男の負傷は全治までに二ヶ月餘を要すと。

四時頃 神戸居留地遊園地内に建立せしスコットランド人ヒム氏の彰功紀念碑除幕式を行ふ、氏は昨年十二月當地に病死す、當地居住三十餘年、その間公共事業に盡す所尠からず、その彰功の爲にして、知事市長英國領事の演説あり。
 六時頃 東京市内の鐵道馬車が日本橋區本石町三丁目の角を曲らんとする際、今川橋の方より外國水兵が自轉車に乗つて駈來り、既に衝突せんとしたるを、駈者の三橋爲吉が馬車を止めると同時に水兵は把手を曲げし爲め馬車には衝突せざりしかど、傍へにありし電信柱に衝突し、自轉車を破毀し、手足に微傷を受けたるより、水兵は駈者を捉へ、損害要償の談判を始め、如何に慰むるも肯ぜざる處へ、巡查出張し水兵を日本橋署へ連戻り、損害要償の不當なる事を懇諭せしに、水兵も納得したりと見え、悄然として立去りしが、右水兵は横濱碓泊の英國軍艦パツファロー號乗組の二十八歳の男なりき。
 この夕東京本所區表町五十七番地染革業某の伯母(七十)は某と喧嘩の末家出せしも行き所なく、さりとて某方へ歸りにくけ

れば、狂言の自殺をなして巡査さんの手を焼はし、結局説諭の上某に引渡さる。
 又この夕の出来事なり、横濱野毛町二丁目八十番地某の父(七十五)は俸の勤め居る横濱停車場構内に赴き、六時五十五分發
 大宮行貨車が第四號尖線の所まで進める所へ、線路内に飛込み十間餘も引摺られ、いとも無惨の轢死を遂ぐ。
 東京淺草區花川戸町三十二番地八十四の老婆は、去一月より毎月の家賃二圓四十錢づつを滞らせしを、差配は厲催せしが遂
 に老婆の不在に乗じて建具諸道具を持ち去りたれば、老婆は歸り来て驚いて訴ふ、これも夕の出来事なり。
 夜七時頃 攝津國西成郡四島村大字柴島に、姑を殺し、他一名に深手を負せし珍事あり、被害者は同字の四十八の女とその
 從弟にて、加害者は女の娘の入夫なる二十九歳の若者なり、事の起りを尋ねるに、加害者はもと大阪北區空心中の生れにて
 幼き折に父母にわかれ、よるべもなければ、この柴島に女が夫(一昨年死去)の世話をうけてひととなりしが、女が亡夫は晒職
 とて、加害者も同職をおぼえ、平常は極く内氣に優しき實にて仕事にも勉強するより、亡夫が存命中は可なり可愛がられしもの
 なるが、この夫婦には長女(二十六)二女(十八)二人の娘あり、今回の加害者は何時しか姉妹と通じ、三年が程は人知れずぬたり
 しが、其うち情の種を宿し、最早隠すもならざるより、兩親の情にて算養子となし、かは、二人の悦び響へんに物なく、正直
 一圓の男は家業を継ぎ、一家風浪穩に暮すうち二男二女を擧げ、其うち何れも一人づつ、缺けたるが、抑も母は姉妹夫婦よりも
 妹を愛し、一昨年養父の死去せし時の如き、母親は養子には相談もなせず、從弟なる今回の被害者の一人に萬事を謀りしにぞ
 養子は快々として樂まず、是より先き養父の存命中より彼を藉に入れんことを請ひ、養父もは承諾したるも、今日に遷延し
 て果しなければ更に又入籍のことを養母に迫りしも少しも取上げざるのみ、同入方は借家の一二軒も持ち、多少財産のある
 ところより、母親は是を姉妹夫婦にやるを惜み、妹娘に跡を取らせんとを内々前記の從弟と謀り、若夫婦を疎外して、入籍の
 とをいへば、こんな廣い内に四人ばかり住むは勿体ない故、私と妹娘も何處へか家を建て同居でもするにより、お前方も何處
 かに借宅して住つたらよからうといふは、若夫婦を出て行けがしにすると明白なれば、養子はいたく心外に思ひぬたるも、自
 分から出ては其れ迄なりと尙一所に甘んばつてゐると、近頃に至り母親は妹娘の衣類等を一ツ宛持出しては從弟の家へ運び、い
 よく養子を追出すべき相談整ひたりといふとを耳にせしかば、最早破れ被れと愛に殺意を生じたるものなりといふ、
 されば養子は心を決して二三日前天神裏にて一尺一寸の出刃庖丁を買ひ、時機の至るを待ちしうち、この夜姑は風呂へ行
 き、妹娘は近所へ遊びに出しかば、今宵こそと思ひぬたるが、小供や女房がぬては邪覽なりと、入籍の事にて女房すはかの從

弟方へ出しやりしに、體て姑は湯から飯り、又々靴に衣類を入れて持出すにぞ、養子は出刃を懐中して其後を尾け、二丁ばかり
 隔たりたる所の豆腐屋へ姑が立寄りし隙に半町ばかり通り過ぎて、山口友仙工場の横手に身を隠し待ち構へてゐるともならず、
 姑は靴を持ちて來かりしを、得たりと飛かゝつて咽喉を突貫きて出刃の種先きは首筋に現はれしが、姑は悲鳴を揚げつゝ、五
 六間逃げたるを、更に右の脇腹、右手、股各一ヶ所都合四ヶ所斬付けて其所に絶命せしめ、それより血刀を提げて從弟方へ行
 き、今婆を殺してやつた」と蒼然たる顔して云ひしに、從弟も姉妹なる妻も喫驚りせしが、從弟は刃物を奪ひ取らんと近寄り
 しを、己れも敵の片破れと頭部に二ヶ所、右手に一ヶ所の傷を負はせて逃げんとする所を、宵の事として近所の者より急報に接
 し、柴島分署より警官出張して直ちに取押へ、地方裁判所より判檢事出張して檢視をなす。
 八時廿分頃 茨城縣猿島郡五箇村大字大福田の十八の女が、歸國の爲め上野發の汽車に乗込みて發車を待中、所持の金員及び
 衣類(合計二十七圓餘)を入れたる風呂敷包を盗みて車窓より飛出したる拘摸あり、驛夫及警官等が夫と認めて上等待合室へ
 追込み、直ちに取押へたるが、此奴は長野縣東筑摩郡淺田村字酒村十九番地の二十一歳の曲者にて尙取調中。
 九時過 横濱永樂町二丁目の貸座敷某樓の前を通行する一名の水兵を妓夫の廿八の男が手を捉へ、今一人の四十歳の妓夫は後
 へ廻つて聲を押して嫌がる水兵を無理に押上げしを巡査認めて告發せしより妓夫二人は各三日の拘留、同樓管理人(三十四歳)
 は七日の拘留。同時同町の他の某樓も妓夫(三十三)が客引をなして拘留三日、同樓管理人(三十九歳)は拘留五日、又他の
 樓の妓夫(三十一)も同様にて三日の拘留(樓主三十六歳)は拘留五日に處せられ、廓内に恐慌を來せしが、昨今の不景氣に
 客足少なければ、自然無理に登樓させ、注文外の臺の物などを出して暴利を働く妓樓多くなりし由。
 十時頃 東京府下千住地方橋場町運送業方の三十男と、淺草區田中町七十番地土方職方の職人(三十八歳)とが淺草町の往
 來にて衝き當り、忽ち喧嘩となり、職人は下駄、三十男は切石を以て立廻りを初め、双方頭部に三個所づゝの傷を負ひしが、
 淺草警察署の手に捕られ取調の上兩人共檢事局送り。
 この夜名古屋市のある小料理店にて、同地淺遊連の十七歳の馴染藝妓と情死せる十九の男あり、三重縣桑名町のものにて、
 去三十二年中より名古屋市和泉町米穀仲買商方の雇人に住込みしも、いつしか放蕩に身を崩せしため、遂に去月二十五日解雇
 されしより、この夜馴染のこの藝妓と、その藝妓屋の向ひなるこの小料理店に酒食せし後、わが襦袢の兩袖をちぎつて輪とな
 し、この輪を双方の首へかけ、彼此ぐつと一時に引締め合ふて情死せり。

この日大阪府下泉南郡東島取村大字山中の某方の石工三人、同村小字廣瀬山に赴き石材切取中、重さ百五十貫餘の大石を百廿餘間の屋より轉落せしめしに、偶同郡淡輪村の石工が其下に休ひ居しかば何かは以てたまるべき、胸部を粉砕せられ、見るも悲惨の即死を遂ぐ、依て員掛分署長は直に前記の三名を過失殺傷罪として告發せり。

神奈川縣知事は、曩に横濱市に對し、屋上制限法なるものを規定し、家屋の屋根は都て瓦其他の不燃物を用ひる事としたるが、本年四月より市に編入されたる戸太町戸部、石川仲村、根岸および本牧等諸村民の迷惑一方ならず、本日十數名の總代打つれ、縣廳に出頭して制限法施行猶豫に關する一篇の陳情書を呈出せり。

鳥取縣鳥取市四町三百〇一番地某の長女(二十六)は、目下横濱市尾上町六丁目の料理店方の料理人(三十四)と夫婦になり、花咲丁六丁目六十七番地某方の二階を借りて下宿なし居るが、此程この家にて屢々金子のなくなるより、如何なる次第かと取調べ見たれど外より賊の入りし形跡も見えざれば、必定下宿人の所爲なるべしと忽ちこの女に嫌疑をかけ、何とかして手證を見届けんものと主人はこの日一策を案じ、自分は戸棚の内ひそみ、家人一同を外出せしめたるころ、果せるかなこの女は主人が金を入れおきし簞笥の抽斗より大膽にも若干の金を盗み出したるにぞ、此方を見るより一刻も用捨せず直に引捕へ、戸部署へ引連れて訴へ出づ。

大阪南區安堂寺橋通四丁目米商方の雇人、十九、二十六、二十の三人は共謀し、係て雇主の帳面を誤覺化して八百圓餘の金を費消し、北堀江下通二丁目貸座敷へ登樓して同邸京屋席娼妓二十二、二十二、二十等を各自の敵妓として現をぬかし、此程も娼妓を伴ひ奈良へ觀月に出かけるなど随分目に立つ遊び方なれば、四署にても此者等に注目中なりしが、この三人は主家の花主某より八十圓餘の延へ手形(天満銀行支拂)を受取るが主人へは手渡せず、十九男が預りてその金をも管腹するつもりで居る中にその手形を落失したれば、さあ大變と直ぐ天満銀行に行きて支拂ひを止めたるに、同行にては某より申込むが至當なりと跳附けたれば、十九男は早々某方に至り、何卒主人へは内々でその手續きをしてくれぬかと頼みしより、同家ては不審を懐き、委細を主人方へ知せられたれば、主人も雇人等が悪事を知り、嚴重に取調べせんとする有様を早くも三人が感附き、モウ此上は毒を食はば皿と、昨日之れも主家の取引先なる西區岩崎町某方にて百八十六圓五十錢、同區九條市橋某方にて七十圓、合て二百五十餘圓を騙取しく、三人は例の貸座敷へ行きて流連し大淫れの處を四署の刑事が嗅ぎ知り、本日同樓に出張して三人を拘引し、娼妓等は無届外出の廉、樓主はまた揚帶者に流連せしめたる廉にて夫々制規の處分を受く。

●全國氣象 (午後二時觀測)

別區	測候所	壓氣	濕氣	風向	雨量	天氣
石垣島	石垣島	一〇一〇	八〇	南	〇	曇
那覇	那覇	一〇一〇	八〇	南	〇	曇
大島	大島	一〇一〇	八〇	南	〇	曇
鹿兒島	鹿兒島	一〇一〇	八〇	南	〇	曇
佐多	佐多	一〇一〇	八〇	南	〇	曇
宮崎	宮崎	一〇一〇	八〇	南	〇	曇
高知	高知	一〇一〇	八〇	南	〇	曇
德島	德島	一〇一〇	八〇	南	〇	曇
和歌山	和歌山	一〇一〇	八〇	南	〇	曇
日ノ岬	日ノ岬	一〇一〇	八〇	南	〇	曇
大分	大分	一〇一〇	八〇	南	〇	曇
廣島	廣島	一〇一〇	八〇	南	〇	曇
美濃	美濃	一〇一〇	八〇	南	〇	曇
松山	松山	一〇一〇	八〇	南	〇	曇
松永	松永	一〇一〇	八〇	南	〇	曇
松津	松津	一〇一〇	八〇	南	〇	曇
多度	多度	一〇一〇	八〇	南	〇	曇
岡山	岡山	一〇一〇	八〇	南	〇	曇
神戶	神戶	一〇一〇	八〇	南	〇	曇
大阪	大阪	一〇一〇	八〇	南	〇	曇
京都	京都	一〇一〇	八〇	南	〇	曇
八木	八木	一〇一〇	八〇	南	〇	曇

十月四日

本日衆議院議員選舉法施行令公布。英國教育家ヒュウズ嬢、日本の教育及び授業法視察のため來朝。陸軍兵籍規則改正。元東京市參事會員の收賄事件控訴公判第一回開廷。鎮毒事件控訴公判第七回開廷。

午前一時頃 栃木縣小山分署の巡查四名、抜劍にて小山町某方へ宿泊中の力士一行弄花の席に躍り込む、一行の力士連は昨日同地へ乗込本日より二日間興行の筈なるが、右一行中の某々四名が無聊の餘り花札を弄し居たるを小山分署にて探知してこの躍込をなせしにて、手向ひすれば只は置かぬと威嚇し、右四名を引致せり、因て力士行司等は大に激昂し警官たるものが恣に抜劍し恰も強盜か殺人犯者を捕縛するが如き舉動を爲したるは其意を得ずとて、即日兩名の行司小山分署へ出頭し、中津川署長に向ひ前夜の模様を陳じ、其意向を確めし處、署長は時として抜劍する事あるも、警官として最初より抜劍するの道理なしと答へたれば行司等は益々憤激し、果して然らばさきの處置は不法なり、此上は相當の手續きを經て上官へ具申せんと一同敦園き居れり。

一時半頃 武藏國東葛飾郡金町大字金町二百三十番地の某方へ短銃を持たる一人の強盜押入り、金十一圓餘を奪ひ去る。

二時頃 東京京橋區上柳原町十番地の堀井戸へ何者が投身せしにぞ、近傍の人々早速駆けつけて捜索を行ひしに、果して一人の男水面に浮び出たりしが、右は同番地の木挽職(五十七)にて、本年七月頃迄女房持ちの男なりしも、何か事故ありて離別なし、其後精神病に罹りてふらくなし居たりし者なりといふ。

區	三	二	一
水	七五九、九	七五八、八	七五七、七
銚	七五九、九	七五八、八	七五七、七
布	七六一、九	七六〇、〇	七五九、九
東	七六一、九	七六〇、〇	七五九、九
横	七六一、九	七六〇、〇	七五九、九
横	七六一、九	七六〇、〇	七五九、九
長	七六一、九	七六〇、〇	七五九、九
沼	七六一、九	七六〇、〇	七五九、九
甲	七六一、九	七六〇、〇	七五九、九
松	七六一、九	七六〇、〇	七五九、九
飯	七六一、九	七六〇、〇	七五九、九
濱	七六一、九	七六〇、〇	七五九、九
津	七六一、九	七六〇、〇	七五九、九
名	七六一、九	七六〇、〇	七五九、九
岐	七六一、九	七六〇、〇	七五九、九
彦	七六一、九	七六〇、〇	七五九、九
潮	七六一、九	七六〇、〇	七五九、九
四	七六一、九	七六〇、〇	七五九、九
境	七六一、九	七六〇、〇	七五九、九
濱	七六一、九	七六〇、〇	七五九、九
赤	七六一、九	七六〇、〇	七五九、九
磯	七六一、九	七六〇、〇	七五九、九
編	七六一、九	七六〇、〇	七五九、九
佐	七六一、九	七六〇、〇	七五九、九
大	七六一、九	七六〇、〇	七五九、九
長	七六一、九	七六〇、〇	七五九、九
佐	七六一、九	七六〇、〇	七五九、九

過般來師團各隊の馬疫につき種々調査の結果、其原因の大夢にありしことは略推定せられたるも、尙先日來馬匹二頭につき動物試験の結果愈々これを確定せり、即ち最初に醗酵せし大夢を興へたる馬匹は、直に發熱して五日間の試験中、林温五分以上が増加したるより、第二回には一層試験を續けて神經症狀を見るまでの目的にて施行せしに、今朝に至り熱度大に増進したるのみならず脚部に麻痺を發するに至れり、又昨日よりは像て分裂菌を移植し置きたる大夢にて二匹の鼠を飼養したるに、今朝に至り稍衰弱せし状況を見受けたり。

五時頃 千葉縣千葉町字吾妻町の旅人宿にて、昨夜泊り合せし男女の旅客多量の劇薬コロム酸加里を服用して情死を企つ、男は長生郡大東村千二百七十二番地の農(二十三)、女は夷隅郡東海村日在區某の娘(十八)にて、互ひに親の目撃か忍び情を通り居りし事情ありて晴て夫婦となれざるより、遂に申合せて情死と決し、去月下旬家を抜出てしが、途中大原町の某藥種店にて劇薬を買入れ、夫より出京して現世の名残に所々を遊び廻りたる末、昨三日の午後六時頃前記の旅店へ宿泊し、二階なる表六疊の座敷へ打通り、暫らく休息の上、頓て三分も経し頃同家の股衣を着せし、表へ立出しも、程なく歸り來りて打臥したれり、然るに朝になりて隣室の客が呻き聲を聞付け、斯くと家内の者に知らせたれば、主人は急ぎ二階に登り合の襖を押し開きたるに、兩人は口より泡を吹き出し、苦しみ居る跡に大騒となり、引續いて其筋の人々も出張し現場の模様を取調べたるに、兩人の枕元には遺書及寫眞の外竹の皮に包みたる餅菓子等の喰ひかけありて、之は多分昨夜外出せし際何處にてか買求めしものらしく、右の菓子に彼の劇薬コロム酸加里を混せて服したるものと知れ、兩人は直に縣立病院へ送られしが、多分生命は助かるならんと云ふ。

區	七	第	五	第	前	熊
根	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九
網	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九
上	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九
十	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九
札	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九
壽	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九
函	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九
青	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九
作	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九
石	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九
宮	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九
福	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九
山	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九
新	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九
長	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九
高	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九
伏	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九
輪	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九
金	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九
福	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九
井	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九
宇	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九
前	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九
熊	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九	七六一、九

六時頃 故俳優阪東秀調の柩、赤阪區溜池町廿七番地の自宅を出づ、眞先きに新橋の藝妓屋花三升より贈りし放鳥籠、次ぎに出入職人及び消防夫等大和家の印ある揃ひの絆纏にて數十名附添ひ、長女おふく白無垢草履穿にて位牌を持ち、阪東玉三郎は香爐を捧げて秀調の養女(二つ)と共に車上、次ぎに施主、次ぎに棺木造りの四天の輿に納めたる柩と云ふ順序にて菩提所なる下谷區北稻荷町龍谷寺へ送葬したり、會葬者は菊五郎、左團次、權十郎、芝翫等の代理、染五郎、市藏、蟹十郎、菊十郎、團吉、升藏、新十郎、團八等各座の重なる俳優、作者、嚙子方及び座主、茶屋、出方等にて、凡そ五百餘名あり、途中例によつて見物人多く頗る盛況なりし。

同十頃 横濱市の船行人足數百名、新波止場より、郵船會社所有の神戸丸に乗移らんと端艇を出したる折柄、一艘の船へ數十人の人夫、及び普通旅客男女一度に乘組み、船内にて舞き合ひしたため動搖甚だかりしを以て、船は忽ち轉覆し、何れも海中に陥りしが、幸ひ波止場より程近き所なりし故それ／＼泳ぎつきて生命を全うせしも、乗客たる、同市若葉町一丁目四番地の四十三の女と、同市若竹町二十三番地某の二男(十四)にして、朝田回漕店の雇人なるものとは敢なき溺死を遂たり。

八時頃 東京巢鴨監獄署に在監中なりし輕懲役囚、長野縣筑摩郡和田村の二十男を群馬縣へ押送せんとせしに、其の途次看守の隙を窺ひ、北豐島郡池袋村と板橋との間に逃走したり。

午後一時頃 東京麻布區森本町の寄席仙葉亭の下足番の二十四男は、先頃同亭の下女お何の衣類六點を盗み、二十餘圓に買入して逃亡中、この日この時刻に麻布署の手に捕はる。

外		區	
釜	山	澎	恒
東	北	中	南
七六〇、四一八、一北			
二			
雨			

落しましたから、誰か呼んで下さいと云ふに、夫は大變だと老婆は急ぎ他へ通知せんとする中婦人はかの風呂敷包を攫つて逃げんとせしより、事柄の判るまでは夫は渡されませんと老婆はいよく怪しみ、強ひて拒みつゝ、近傍に居合はしたる公園掃除人に急報し警官に訴へしめたり此間に婦人は件の包を捨て、何處へか逃げ去りたり、依つて警官は便所の中を取調べし所、小兒は幸はひにして樋の中に止まり、別條なく救ひ上げられしが、犯人たる婦人の行方は知れず、捨置きたる風呂敷包には男の單衣、女の前掛外二三點ありき。

同上頃和泉國堺市の町東三丁宮製菓業某の母(六十二)、この日の頃紀州より送金の宮代金十五圓の爲換を甲斐町の堺銀行にて受取り歸らんとする途中、廿七八の男が銀行員と化け善くある手にて後方より今の手形は印形一ヶ所不足なるにより、其金は銀行に預り置かれらばならぬとの十五圓を受取り立去りたるを老母は後にて不審に思ひ、銀行に行つて其由詰りたるに初めて詐欺に係りたる事判り、堺署へ其由届出たるにぞ、上田刑事は被害者と共に取あへず吾妻橋停車場に行きし處、今しも汽車は發車せんとする處なりしが、老母は目ざとく犯人の乗車し居るを認め、あの人だと刑事に指さしたるに、曲者は忽ち悟りて列車を降り、フラットホームを西へ飛出したり、刑事はすかさず追跡したるに、彼は北公園に逃行き、進退谷まりて手早く衣類を脱し海中に飛込み、二丁程の沖合に出たるを、刑事もまた衣類を脱して飛込みなほも追跡し、海中にて掴み合を始めし處、曲ものは最早此迄と所持し居たるナイフを以て刑事に切付たるも、遂に難なく水中にて捕縛したり、此奴は大阪市東區玉造の二十七男にて曩に貳ヶ年の重禁錮を受け、漸く本年の春頃放免となり目下尙監視中のものなりと、窃取の金拾五圓はまた一文も遣はれば其儘被害者へ渡されたり。

一時半頃 東京淺草公園第四區、水族館前の共同便所へ、年頃二十三の身装卑しげなる婦人が、二歳ばかりの女兒を抱きて立入らんとせしも、女兒は頻りに泣き立つるより、同所の手洗水の番をなし居る同區馬道町八丁目十二番地の八十二歳の老婆が、見兼ねて、妾が小兒を抱いて居て上やうと云へど、婦人はナニ赤ン坊ば宜うござんすが、此包をお預け申しますと、一個の風呂敷包を老婆に預けしま、便所に入り、聽て立出てし時は、赤兒の姿は見えず、老婆は不審し、あかさんは何うしましたと問へば、婦人は、ハイ今一寸手が這つて中へ

二時頃 東京麻布區飯倉町五丁目の大溝の傍に青物積んだ車を下して一休みの處を、だしぬけに後から土方體の男に突飛はれて一丈餘もある溝中へ眞逆様、數ヶ所に負傷した災難男あり、本所區花町廿五番地に住む五十六歳の車力とか。

二時半頃 東都日本橋橋山町二丁目八番地の二十二といふ盛りの年を泥棒にくらす不届物、その妾とする神田猿樂町十五番地の人力車夫某が娘(十八)の許に酒食の樂み中、天網下つて踏込んだ刑事巡查、男はあはて、雪隠へ逃げ込み、はては蠶室に身を浸して隠れしを、巡查は鼻を摘んで引あげ、全身を洗はせてサア来い。

三時頃 東京神田區橋本町二丁目六番地の洋服店某方の職工にて、新潟縣羽野郡富田村七番地の二十七男は、吉原花井樓の遊女に迷ひ、主家の金三百圓程を費消逃亡し、淺草區三軒町二番地の某方に止宿し居たるが、この日の時淺草の觀音堂内に捕はれたり。聞けば曾ては得た賃金にて夜々神田錦町の某法律學校に通ひてゆくはとの大望ありし身、ふと浮いた風に誘はれしより果敢なくこの始末と云々。

四時頃 赤阪區一ツ木町七十九番地の土工(二十一)五日の拘留に處せらる、同人この頃京橋區木挽町一丁目十番地先の下水を工事中なりしが、この日の時通行人なる日本橋區町の雇人口入業某方の雇人(三十一)が石材に置きしとして因縁を付け、結局五十錢の内済金を食ひしを巡查に見つかりしなり。

同上頃淺草公園水族館傍の共同便所に生後二ヶ月位の女兒の捨子ありし。

五時 故近藤眞琴翁十五年祭を攻玉社にひらく。

この日神田區旅籠町二丁目四十番地當年五十五といふボン引男は仲間の三十男が田舎者三名を引かけ拘留五日に處せられしを、一日だけ済し、後は正式裁判を仰がんと云ふを見殺しにもならず、苦しい算段して四圓の豫納金を拵へ、この日神田署より三十男を連れ歸る途中、萬世橋へ來りしに二名の田舎者が追纏りて頻りに苦情を並べたるを巡查が聞付け、段々取調の結果五十五男は此田舎者の友邊を欺き、洲崎の魚屋へはめ込みたる事情の判然して直に告發され、入れ換つて拘留十日。

この日イギリス人コールドン、スミスといふが大阪府廳に出頭し、菊池知事に面會して博物標本採集のため來朝せし旨を告げ、左の書面の一覽を求めたる末兵庫縣同標本府においても便利を與へられんことを懇請したり。

此人は英國博物館員コールドン、スミスと稱し今般博物標本採集のため來朝其筋へ出願保護鳥獸捕獲許可證をも受居候處本邦の事情には極めて不調なる由につき或は誤て民有の山林田野に立入り候事も難計尤自然之がため所有者に損害を及ぼ

し候節は相當賠償可致覺悟の趣につき縣下官民共成るべく便利を興へられたく候也
十月三日

服部 一三

人或は博物採集は口實にして國事探偵なりと噂す。

この日大阪府知事菊池侃二氏の代理人喜多村辯護士より、北區松ヶ枝町何のお何に對し、當座預金帳當座小切手帖利子通知書の引渡並に預金受取承認の訴を地方裁判所民事部へ提起したり、其理由を聞くに、去る三十一年九月十五日より同三十二年七月六日迄に、當時大阪府屬なる何某が、公金一萬八百四十四圓四十六錢四厘を費消したる件に付き、前記お何の内縁の夫が、其際某より賍金を收受し、内金二百二十八圓四十九錢を、被告お何の名義にて、天兩銀行へ、當座預けとなしたるは兩犯人が豫審中に申立たるところなるにぞ、お何は私訴を避くる爲めに、去る三十二年、菊池知事に向ひ預金の任意取戻しを承認し、委任状を知事に交附したるより、菊池知事は其後該委任状を以て天兩銀行より預金を取戻さんとせしに、同行にては制規により通帳を持参せざれば交附する能はずとてその請求を拒絶せり、依つて更にお何より通帳を受取らんとせしも、お何は通帳を渡さざるのみならず該金を取戻さんとする形跡ありしかば、本年五月債權の假差押へを請求せしも、右通帳は未だ被告より原告へ渡さざるにやれりと。

備後國沼隈郡田尻村藤野商二十七男は同村の者一人と大阪に來り、去月廿八日城南練兵場を見物なしぬたる中見知らぬ二名の者等が馴々しく言葉をかけ、兩人を高津表門前の料理屋へ連れ込み例の詐欺賭博にて五十圓を巻き上げしかば、兩人は口惜しく思ひ、五人の者の勤むるに任せ今一度神戸にて勝負を決せんと梅田停車場にて出合ふ約束を結びて同所に赴きたりしが、待てども、五人の者が來らざるに初めて詐欺にかかりたるに心づき無念に堪へかね、如何にもして見つけ出さんと翌日又も練兵場へ出かけたるに、姓不詳の二人の者が居りて例の賭博の話をしかけたれば、己れ此奴も同類ならんと、一勝負を試みたくも今持合せの金子がなければ旅宿まで来てくれまじやと釣出せしに、その一人は鈍くも計られ同道して天神橋南詰まで來りし時同所の巡查派出所へ駆け込みて其旨を訴へ出てたれば巡查は直に捕へて調べしところ、五人の者等とは別の者なりしも同卜詐欺賭博の一人なれば違警罪に處せられたり、然るに兩人は折角取押へたるも別の者なりしかば猶も執念深く捜し廻り、の日道頓堀を通行せし際運よく五人の者に出會ひたれば、また甘く釣り出して警察署へ引き込まんとしたる處、彼等は容易に其手段に乗らず各自棄を投せしにぞ、其人相を委しく東署へ届けたり、されば同署にては種々搜索の末その中の一人なる長野

縣下高井郡中野村の者にて當年二十三の男を捕へ得、目下取調最中といふ。

六時頃 大阪府下東成郡依羅巡査駐在所の三木巡査と公文刑事に押へられたる強盜あり。同府下泉北郡五ヶ庄村の三十男にて九月七日夜同郡四百舌島村宇高田の某方の隠居所へ壁を破て押入り、竹割庖丁を以て老母(六十)を嚇しつけ、銅貨廿三錢と木綿單衣一枚半纏一枚外雜品二點を奪ひ取り、同十三日又同村の某(三十)方の天窓より繩を傳つて入り込み、同人及び弟(二十五)が音に驚き起き出してしを薄刃にて強迫し、兩人を後手に縛し在金二十三圓六十錢と木綿着物二枚とを奪ひ逃走し、其金を以て翌十四日京都に出て嵐山邊を遊び廻り、同日は七條停車場前の宿屋に泊りしが、入浴中男女の客が昨夜は巡查が調べに來て着堀さかりしと云ひしを聞き、疵持つ足の我事と驚き、身軀も拭ひあへず其儘宿料を拂はせて飛び出せしが、其より奈良に行き木辻の遊廓にて一泊せしも其胸落つかず、關西鐵道にて大阪に出て西の宮に赴き、其處なる遊廓にて鼻毛を延す内、亦一文なしの李阿彌となりて舞ひ戻り、同郡東陶器村宇淺香山なる狐の出ると云ふ山中に潜伏して夜な夜な狐鼠々々附近を歩き居りしものとぞ。

この夜大阪市の大阪俱樂部にて大阪在住の紳士の夫人令嬢を招待し、米國人ジョーダン一座の曲藝を一覽に供せしが、最初同俱樂部に於ては重に夫人令嬢を招待するの目的にて案内状の如き三百通を發したるが、果して夫人令嬢の來會せらるやを氣遣ひしにも拘らず、廣岡、松本、井上三夫人、五代夫人及令嬢、藤田、鶴原、加太、大島、太田、田邊夫人等をほすめ殆ど四百名の多きに達し頗る盛會なりしが、席上右各夫人のうちにて發起人となり、次回には當地紳士の夫婦懇和會を開くと相談をなして散會せり、なほ當日出席夫人令嬢よりジョーダン一座には紅白縮緬一匹を贈らんとしたるが、品物間に合はざりし爲め金一百圓を送りたりと。

八時頃 大阪南區今宮廣田町の手傳業方に同居の十九男が出刃庖丁を振り廻したる騒ぎあり、この男いつしか同家の厄介になり居る主人の姪の十七の乙女と怪しき中となりけるを女の叔母なる同町のお何(二十四)が知つて苦々しく思ひ女を呼びよせて意見せし上男を散々に悪口して縁切らせむと計りしを、男は聞いて承知せず、今日のこの頃かの叔母の家につめかけて苦情をいひ出し、叔母も負けずと言ひ争ふ中男は同家の醫所に有合せし出刃庖丁を持來り、突然叔母の右の腕を斬付しにぞ、アレイ入殺しと叫び立たる聲に、一室に寝て居た叔母が内縁の亭主(三十二歳)が打驚き、飛起きて男を取押へんとして右の利腕を斬付けられたる騒ぎに、近所の人々も駈集り、その中に巡查も出動して男を難波署へ拘引す。

横濱常磐町一丁目西洋食品商方の小僧(十六)が、去月廿四日の夜十時頃櫻木町四丁目の主人の俸方へ洋服六點靴一足を持
行く途中、吉田町を通り寛ると、後より己は戸部署の田端刑事だが夜中跣足で包を持行くは怪しければ署まで同行せよ、都橋
通りは巡査に逢ふて面倒なればとて柳橋、大江橋を渡り、花咲町より野毛山不動の裏坂中段に至り、小僧の懐中を檢め小使錢
十五錢を見附け、證據として預かると取上げ、夫より坂を下り紅葉橋際にて其方先方へ行き、在宅ならば此所まで同行し、
留守なれば後より戸部署へ出頭せよと申傳へよ、其方の包は己が預り其證據として之を渡すとて小風呂敷包を渡したるが、小
僧は之を眞に受け先方に至り斯と告げて元の處へ引返したるに影だも見えれば、戸部署へ訴へ出で、始めて詐欺と知れしが、
戸部署にて爾來探偵中其犯人は東京淺草區左衛門町一番地の某(二十六)といふ前科者なる事証品賣却の點より探知し、同人が
この夜眼町一丁目の寄席日吉亭にて浪花節を聞き居たるを宮本、梅園兩刑事にて取押へて調べたるに、尙ほ他に是に類する詐
欺を働き居りしといふ。

兵庫縣下印南郡土藏村の内見土呂村の二十四男は、この夜内縁の妻(二十二)を殺害し、妻の實家なる加東郡小野村に至つて
我が身も又に伏したりしも死に切れず、翌日出張せる判檢事等に連れられて同村の某方に一泊し、その翌朝一應の審問をうけ
て姫路檢事局へと送られたり。男は去る三十一年中かの女と通つて姪娘せしめしより已むなく内に引入れしが、程なく男子を
産み落し、こゝに男の家は兩親、第二人妹一人すべて八人家内となり、二十四男一人の働にては中々細き煙も立兼ねるより、終
に去る一月弟妹等は奉公に出し、男夫婦も一時別れて女は加古郡加古川町の内寺家町某方へ下女奉公に住込み居たり、然るに小
兒が此程病死して昨三日忌明けの佛事を行ふに付ては、女を呼び來らんとて男は加古川町に至り、女を伴ひ歸り漸く佛事を終り
その夜は何事もなく今朝家内一同食事を爲す際男は女に向ひ、今日は成丈甘き物を拵へよと云ひ付けしより、自分が久々に歸
りし故ならんと思ひ酒肴等を買ひて晝飯も夕飯も何事もなく了りたる後、豫て女が奉公に出る以前より男夫婦の居間に宛てた
る納屋の二階に上りて夫婦は腰に付きしが、明朝父は起き出で暫らくするも夫婦が起き出でざるより、二三度呼び起せしも答
へだも無く起きて來ざるより不審に思ひ、納屋に至りて戸を開けんとせしも一向明かず、又もや起きよ起きんかと呼び立てし
も更に返事なきより彌々不審に思ひ、庇を傳ひて窓より入りしに、豈計らんや女は血しほに染りて死し居るにぞ、父の驚き一
方ならず、其の儘庇より飛び下りて斯と隣家の者に告げ、不取敢毛利駐在所の巡査に急報したれば、同巡査は魚橋警察署に急報し、
直に同家へ駆け付け現場を見るに、女は血にまみれて死亡し居れ共男は影だも見せず、傍に書置きと記したる書狀あるより開封

し見るに、男の筆にて自分は不治の病に罹り此世に永らへて苦勞かするより、妻子と三人連にて極樂へ行くと云ふ文面なれば、
諸は男も何れへか行きて死し居るならんと、一同手別して附近の山河或は溜池等を捜索し、尙加東郡小野村なる女の實家へも
右の變を急報したりしが、男は反つて小野村にて自殺し居るとの事を道に報じたり、彼是する内檢事局より小澤判事小脇
檢事は姫路病院伊藤醫師を同道し來りて先づ女を檢視するに、出刃庖丁を以てせし後頭部の骨に達する傷あり、尙咽喉に氣管
に達せる突き傷あり、判檢事は速に加東郡小野村に至りて男を見るに、是れも餘程重傷にして矢張女を殺害せし出刃庖丁にて
咽喉を突き居るも生命には別條なかるべし、伊藤醫師は直に手術を施して擔荷に乗せて見土呂村に連れ歸りぬ、事の起りは、
この男數十年前より天刑病に罹りて大に苦になし居る所へ、三日の夜女房が離縁を請求せしとかにて初めて殺害するの意を決
したるものゝ如し、而して女房の離縁を請求せしはその姉なる同村某の妻が忠告せしに依るとの事より女を殺害せし上、姉は
小野村の實家へ歸り居ると云ふ事を聞き、これをも殺さんと決心し小野村に至りしも、途中小野村を距る八九丁の處へ來りし
頃夜は次第に明けて到底目的を達する能はずと思ひ、同所にて自殺を謀りしも終に死切れずして小野村の女の實家へ馳付け、
庭先にて打倒れたるが同家にては多分途中賊の爲め負傷せしものならんと思ひ居りし所へ、見土呂村より別飛脚が來りて變事
を告げ引續き判檢事等も出張して判明したるなりと云ふ。

この日遠州濱名郡村橋、雄踏の二村民、數十隻の船にて濱名湖上に入亂れての大鬨争を演じたり、重傷者數十人、採藻事件
の紛紜といふ。

千葉縣夷隅郡御宿村字久保二千四百八十四番地染物職の二十三男は、同郡小原郵便電信局へ事務員として奉職中、去る八月以
來金子入の三通小爲換入四通の信書を開封し、金員爲替を窃取し、同地を逃亡して東京に來り、小石川久堅町百八番地の染物
工場山崎方に雇はれ潜伏中、東京郵便電信局の告發に依りこの日逮捕され、取調べの上檢事局へ送られたるが、窃取金員は三
十圓許りなる旨申立て居れど尙多かるべしといふ。

この頃東都窃盜放火等の頻繁なる爲め或は夫等の嫌疑に出でしならんが、この日神田署にては管内に徘徊する輕子業即ち立
坊符を催はし、本郷區湯島切通坂町五十二番地某(三十四)外五十一名を引致し、浮浪者として拘留五日づゝに處したりといふ。

この日全國實業大會を東京に開く。近衛師團機動演習開始。日本船舶の普通信號は通信省の船舶信號書によるべき件裁可公布。

●全國氣象(午後二時觀測)

Table with columns for region (別區), observation station (測候所), pressure (氣壓), temperature (氣溫), wind direction (風向), precipitation (雨量), and weather (天氣). Rows include locations like 石垣島, 那覇, 大島, etc.

御祝日、されば東京麻布の川村伯邸にては準備怠りなく、午前十時よりは徳大寺内大臣、川口宮内次官、香川皇后宮大夫、岡侍醫局長、渡邊内蔵頭、長崎調度局長、中山東宮大夫其他の諸氏何れも川村伯邸に参向して拜謁仰付られ、御祝詞申上げ、正午に至ると同伯邸において二の膳附の鄭重なる膳部を供へ奉り、御養育主任以下一同謹んで御祝詞を言上し、終りて午後二時、川村伯夫妻、加藤小原兩侍醫並に御乳人等供奉して、内庭御車寄より御参内、天皇皇后兩陛下に御對顔、夫より賢所へ御参拜あらせられ、御退出後青山御所に御参向、皇太子同妃兩殿下に御對顔あらせられ、同四時過ぎ川村伯邸へ還啓相成りたり。本日御著初めにつき追宮殿下より御贈進の御品々左の如し、

- 天皇皇后兩陛下へ 生鯛一荷づ、賢所へ 生鯛一壺、皇太子同妃兩殿下へ 生鯛一壺づ、常宮周宮富美宮泰宮各殿下へ 生鯛一壺づ、有栖川宮殿下へ 五種交魚一折、九條公爵へ 同 上、中山一位局へ 三種交魚一折、柳原權典侍へ 同 上、これに對しての御返禮は左の如し、

清酒一樽 生鯛一荷 天皇皇后兩陛下より

Table with columns for region (別區), observation station (測候所), pressure (氣壓), temperature (氣溫), wind direction (風向), precipitation (雨量), and weather (天氣). Rows include locations like 大坂, 京都, 八木, etc.

東宮同妃兩殿下より 生鯛一壺、中山一位局より 生鯛一壺、柳原權典侍より 生鯛一壺、尙當日 天皇皇后兩陛下東宮同妃兩殿下より御養育主任川村伯夫妻其他各御用保侍醫御乳人等に對せられ、それら縮緬其他の御品を下賜せられたり。去八月廿八日恰も御降誕後百二十日にて御著初めの日光にあらせられしなり今日に延引したりといふ。因にいふ河村伯家にては過般來御乳人の入選中なりしが、此程愈々決定の上御用仰付られたるは京橋區日吉町十二番地カプトビル店主増田眞次郎氏の妻タマ子(明治十年一月生れ神奈川縣橋本郡程ヶ谷町の人)にて、去る三十日初めて御乳を差上げたりと云ふ。

るはよかりしが、不運にも福永銀行は例の銀行騒ぎのため、百五十圓の金子は到底返る見込みなくなり、折角の心配も水の泡となりたれば、男は自暴を起して水店の資本に残したる五十圓も酒の爲めに水の解くるが如く費ひ果せしにぞ、妻は獨り氣を焦りて男に對ひ後の始末を相談するに、男は娘を種にすれば又々五十や百の金子は何時でも得らるゝやうに思ひ居り女房の縁言を耳にも入れず、相も變らず酒許り飲み暮すにぞ、母子は遂に男の身持に愛相をつかして別れ話を持出せし處、男は容易に承諾なきざれば、母娘は密に喋り合して機會を窺ひたりしに、昨夜男は例の通り飲み倒れて前後も知らず打ち臥したれば、時分はよしと女房は娘を連れ出し、入口の戸には斜に貸家札を貼りたるまゝ何處ともなく落ちうせしなるべしといふ。

六時頃 大阪南區木津橋津紡績會社職宅の便所がいたく血汐に穢れたるを、同所の職工發見し何事ならんと騒ぎ立しを、難波署にて聞き込み出張取調べしに、遺靈中に赤子の屍骸を發見せし故、直に何人の行爲なるかと詮索したる所、府下南河内郡川西村大字甘山村お何(廿三)なる本年五月より入社せしもの兼て懷妊の模様あり、殊に本月は臨月にて苦み居る由聞き出し、早速同人を調べしに、本人は入社前同村の二十五男及び従兄に當る二十八男の兩人と情を通ぜし結果妊娠せしも、兩人にて互に塗り附合ひ居るのみにて引取り世話するものなければ、兄なる難波稻荷町二丁目(三十男)をたまらんとしたるも、兄とて車夫の事なれば其日の煙も立ちかぬる次第にて、妹の不始末の尻まで拭ひ、出産の手當するまでの餘裕なく、已むなく大きな腹を抱へて因果に苦しめられ居たる中、今朝便所にて産氣を催し産落したるもの、由、依て裁判所より草場檢事臨檢せしも本人は逆上の氣味ありとて取調を中止せり。

午後一時 故從二位勳一等大勳子(樞)東京葉嶋の自邸を出で、庚申塚本通りより順次染井共同墓地に至り、神葬式を以て葬る、勅使参向あつて警備及び白絹二匹を賜ふ、會葬者は山縣元帥、桂首相、兒玉陸相、田中宮相、内海内相、井上伯、曾禰藏相、芳川總相、その他朝野の貴紳一千餘名と註せらる。

二時頃 東京下谷長者町一丁目一番地の質商某方に來客あつて主人應接の隙に四百八十圓紛失の騒ぎあり、この頃この質商、小僧入用年輪十五六歳にて商業熱心のもの至急雇ひ入れ度しとの廣告を新聞紙に掲げて、忠實なる雇人を得んとしたるが、此廣告を読みたりといへる一人の男昨日午後二時頃同方に來り自分は小石川區諏訪町十番地の某と申す者なるが、弟(十七)事先頃より活版印刷業見習として或活版所へ入れ置きたる處、同人は之を好まず、是非商人となり度しと申出たるに付、此方に雇入れ下さらば忝けなく存す申すとて他意なき妹に頼み入れたれば、主人は左らば目見得としてお遣はしあるべしとて歸したるに、今日一人の小僧彼男の手紙を携へて來りしかば、主人は前日の弟とは此者ならんと、家に留め置きて其働き振を試み居たるに、この時刻に主人は來客を一同に誦入れて要談をなし、歸るを送りて店へ出たる處、小僧の姿見えざるのみか、帳場の抽斗の少しく開きかゝれるを發見しければ、直ちに不審の念を生じ、其抽斗を調べしに、四百八十圓の大金紛失し居りて、全く小僧が持去りし事明かなれば、蒼背になりて驚ろきつゝ此旨警察署へ訴たへ出たり、近來斯る手段により盜みを働く惡漢多しといふ。

二時半頃 横濱壽町署にて、同市商業會議所の書記ピールと云へるが何事か高聲に争ひ居れるは何事ならんと探聞せし所、同人は是より先人力車に乗り元町一丁目へ差掛かりし際、一人の婦人が人力車にて駈行を、ピールは車夫に聲かけさせず走接んとして婦人の乗れる人車を顛覆せしめたるより、巡查が來り車夫を咎めしに、ピールは横合より、自分の車夫は正當の手段を取りしものにて不都合なしと主張し、少しも下らざるより、巡查は同人を壽町署へ引致したる處、ピールは警部に對し、巡查が自分を指し毛唐人と罵り、且抜劍せんと擬したるなど無理風を並べ居りし次第なるが、同署にては明日ピールの車夫を召喚取調べを爲す事として、一先同人を放遣せし由、又かの人車より落ちし婦人は妊娠五ヶ月位なりしも、別に負傷等の模様はなかりしかど何處の者なるやば尙取調中にて判然せず。

四時頃 東京京橋署の刑事が取押へたる廿六男は京橋區日吉町十六番地菓子商横井方の雇人某とて去る八月中名古屋地方へ出張し、懸金四百圓餘を受取りし儘行方不明となりしかば、主人より携帶の訴へをなし置きたるものにて、今この男芝口一丁目(十七)の知己の元より新橋へ來たりし處を押へしものなり、金は京大阪伊勢地方を見物して大方消費し居たりと云ふ。

四時半頃 東京麻布區山本町五十五番地古物商某の母(七十七)家内の隙を窺ひ、臺所より出刃庖丁を持來り、奥座敷にて咽喉を突き、苦しみ居るを、某の妻が歸り來り、此跡を見て大に驚き、近所の者を呼立て、麻布署へ訴へ出しかば、同所より柚木警部小林醫師を伴ひ臨檢せし處、氣管には逆し居れど、先づ生命には別條なかりしかば、直に應急の治療を施し、某へ引渡しとなりしが、原因は家内の不和を憂ひてなりと云ふ。

大阪東區道修町の二十八男は、一年程前より南區難波新地四番丁新俳優何某方の自用車夫を勤め居りし中、同新地四番丁某樓の花枝(十七)なる娼妓に通ひ初めしが、固より僅かの給料受くる身とて直に金に困り、思ふ儘會へぬ所より惡心を生じ、八月廿一日主人より體拂の方に十五圓渡されしを其儘遣ひ込みし上、道々警の割れかゝるに一層と度胸を定め、去月十七日主人

を朝日座に送込み、下女の不在に乗じ、奥座敷にありし衣類十五點、代價百五十圓餘を盗み出し、之を阪町なる質店に三十圓に曲込み、其金を以て花枝に兼ての約束通り騙落せんと勤めしを、花枝は末の見込なきを見抜きて應ぜざりしより、自分獨り東京へ逃げ行きしが、吉原あたりで金を遣ひ果し、不得止又大阪に舞ひ戻りうるつき居たるを、今日千日前にて難波署の手に逮捕せらる。

この頃市中に販賣し居る廣島縣沼隈郡巴町守永定治製造の蠅捕紙は、毒藥砒素を多量に配合しあるより、この日販賣を禁止されたり。

富山縣富山市星井町百三十七番地の二十四男は内國通運會社同地支店へ被雇中、支店の金四百五十圓を携帶して東京に赴き、牛込區下宮比町四番地に一家を構へ、國許より密々妻子を呼迎へ、自分は砲兵工廠の職工となり、何喰はぬ顔して暮し居りしが、是より先同人は國許にて、重禁錮六ヶ月罰金十圓の缺席裁判を受け居りしを牛込署にて探知し、今日工廠より歸宅の處を捕縛となる。

大阪は北區堂島裏三丁目某といふは、毎月三圓五十錢の家賃にて、同町何某の家賃に住へるが、先月は一家に病人などありて不時の費用嵩みしより、去三十日家賃の内金一圓を家守方に持行き、殘金二圓五十錢は來五日まで猶豫を願ひ度しと頼み置きたるに家守より此事を聞きたる家主は、一滴の血も涙もなき冷酷の男として、そんな事を一々承知して居てはお氣の毒だが家主の方が立行かずと、その夜直に家守を引連れて某方に至り、一刻も置くとば出來ぬから早速立退いて呉れと、泣て纏る家人等を突除け、疊建具はいふも更なり、根太板までを引剝し、刺へ二階には、老人が足腰も自由ならず病の床に寝て居るを承知しながら梯子を片附けたる始末に、某も今は詮方なく、いろ／＼工夫して漸く老人を下し、一先づ親戚某方に引移りしも、何かにつけて不自由勝ちなるより、深くも家主の無情を恨み、今日大阪地方裁判所検事局に、暴行恐迫制縛監禁の告訴を提起したるより、主任宮原検事は即時家主を召喚し、取調べの末、起訴の手續に及び、豫審に附することとせし由。

去月十三日正午頃、相州鎌倉郡本郷村字小管ヶ谷の農何某の妻(二十六)が、山より我家に歸り見れば、上り口に見馴れぬ白滑の鼻緒を着けたる胸下駄のありたれば、近所の者に若しや留守宅へ來しものなかりしやと問ひしも、誰れも見ざりしとの事に、扱は親戚のものでも來りしならんと思ひ、再び山へ行かんと我家を出て、表にて行商人と話をなし居る際、ガタリといふ音のしたれば我家へ歸り見ると、一人の男座敷の障子を開けて逃出したるにぞ、泥棒々々と呼び追駈けしに、村民も多く出てたる

より賊は山の中へと駈込み、行衛知れずとなりしが、體で一時間も立ちし頃山中より現はれたるを、村人が巡查に加勢し捕へて見ると、此男は足柄上郡酒田村字牛島の士族某が三男(十八歳)にて昨年十月中窃盜罪にて重禁錮三月監視六月に處せられ、横濱根岸監獄署にて服役し、本年一月二日出獄し、監視を破りて東京へ行き諸方を徘徊したる末、去十二日相州三浦郡へ稼ぎに行かんと東京を立ち、途中此家の裏口より忍入り、臺所にて食物を盗み腹を拵へんとする際家人の歸り來りしかば戸棚の上に隠れ居り、家人の出行きたる後火鉢の抽斗より二錢銅貨一個、燭臺の上よりマッチ一個を盗みたる處へ、再び家人の歸り來りしより逃走したるも、途中二錢銅貨を遺し、只マッチのみ所持し居たるが、今日之が爲め重禁錮五月監視六月に處せられたり。

夜八時頃、東京日本橋區の馬喰町通りに取押へられたる二十六男と四つ違の女とあり、今年の春以來のとなりけり、府下北多摩郡各村に獨逸醫博士と偽稱して農家を騙着する曲者の出沒するにぞ、其筋に於ても内々探偵を加へおきしところ、右は全く一昨年十月以來より同郡小金井村某神社の神官方になり居る群馬縣前橋市本町三丁目二十六番地平民某といふこの二十六男にて、これ迄屢々農家を欺き曖昧なる醫藥を配劑し居たる事、及び大膽にも獨逸にて研究を重ね來れるドクトルなりと詐稱し居たる事等一々判然したれば、去月中旬府中警察署は同人を召喚し其身の上に就て嚴しき取調べを加へしが、同人は豫れて前橋の郵便局に奉職し居たる者なるも放蕩の結果解雇せられ、其後某農家の書生となり其處此處を食ひ詰めたる揚句、東京に來りて再び醫家の書生とならんものと奔走なし居たる折柄、府下北多摩郡府中町某材木商方に手代の口ありし爲め直ちに其處へ入り込みしも、天性の放埒は忽ちに生地を現はし、小間使の二十二女と私通するに至りしを以て、不義者の名の許に兩人は永の暇を出されしにぞ、俄かに身のおきどころを失ひ生活にも困難を極めしところより、相談づくにて女は府中町料理店へ酌婦に入り込み、同人は前記の神官方へ厄介となりしものなるが、曾て醫家において病名藥名の一つ二つを聞覚え居たるを幸ひと早速醫者に化け、獨逸醫學校卒業のドクトルなりと偽稱して斯くは愚民を欺き、多分の金圓を食ひ居たる次第なる事明白になりしを以て、同警察署は無免許醫業の罪により金五十錢の罰金を申附けしが、同人は後如何にせしにか其罰金さへも上納せず、神官方をも逃亡して行方をくらましたる始末に、府中署にては下田刑事事務探偵に従事し、百方捜索を加へ居たるに、去月下旬同郡各村内に偽造手形を利用する曲者の懸々立廻る由を聞込みたれば、同刑事もそれこそ彼が所爲ならめと察し、最早一刻も用捨なりがたと彼が情婦を取調んとせしところ、同人も先頃より姿をかくしたりとの事なるにぞ、扱は兩人にて逃亡したるに相違なしと目的を東京につけ、着々探偵の歩を進めしに、果せるかな兩人は昨日より出京し居りて上野淺草を遊びある

き、今日は明治座見物なして、この時刻日本橋のこのあたりに旅宿をもとめんとしつゝありしを認め得たれば、同刑事は直に引捕へ其儘日本橋署へ引致して同署の助力を乞ひ、明府中へ護送するとせり、聞くところによれば同人は罰金を申渡されし後、御行手形を多くつくり、北多摩郡國分寺村十八番地豪農某方にて八十五圓を詐取せしを手初めとなし、其處此處にて數百圓をせしめ、其金を懐中して情婦を誘ひ出し、東京見物後何處にか一家を構へんとの手筈を定め居たりしとぞ。

九時頃 武蔵國荏原郡池上村の料理店贈樓庭園内の稻荷社殿に一人の怪しき男が眠り居たれば、警官出張取調を加へしと、右は青森縣弘前市和福町五十番地の二十三男なる事判然せしも、怪しき舉動あればとて取調中。

十一時頃 横濱市壽町警察署の泉巡査が巡回中松影町二丁目の衛生組合事務所にて賭博し居る機嫌を認め、長谷川巡査と共に同所へ赴き、泉巡査は庭園の樹木に昇り視察し居るとも知らず、二階の二十五疊にて五人の男圍坐し、白黒の碁石を金銭に代用し、花合をなし居たれば、長谷川巡査は直に本署へ通知せしに、高島部長は齋藤、鈴木の兩巡査を率ひて出張し、十二時頃踏込み、同町二丁目土木請負四十二男、同町一丁目大工五十一男、同町三丁目左官四十男、及び衛生組合事務員二十三男の四名を逮捕し一名を取逃したるが、逮捕巡査の五名なると、被告の五名なると、庭園の樹木に昇り偵察したると、座敷の廿五疊と、碁石を金銭に代用したると、被告等の強情にて花合をせぬ杯とシヲを切る所杯、殆んど木村等の賭博事件の型を其儘演じたる様なり。

報 雑 このごろ日記 終

報 雑

史界近事

十月の史界

この月あらはれたる諸學說中重なるもの五篇、「言語と史學」人種の初代の根據地を決するは國語に如くなし「妙宣寺藏」日蓮上人の文書と高祖遺文錄の對照「太占と蒙古の骨占」北條早雲素生考、今その大意を紹介せん、

言語と史學(坪井博士) 史學は如何なる學なるか、今更説明を要せざるべし。言語とは何ぞや、言葉なり。言葉と文學とは異なり、漢學者流のこれを混同せるは、甚だしき謬見。文字は言葉

を表はす道具。古代言葉のみにして未だ文字なき時代あり。その時代の言葉は史料の一たるや確なり、史料は昔の名残りのものを意味す。社會進めば史料の大部は書籍の姿に残る、しかも尙各皆其國語にて記せば苟も史學を研究せんとするものは各國語の文章を充分に讀破く力なかるべからず。字書は只表面の意義のみ、眞義を教えず。例之、御前なる語は音讀と訓讀にて意味の甚だ異なるが如き、又サムラヘなる古語の初めは侍所に出入りのもの、意なるが軍事を業とせるより武士と轉義し、終には德義ある人物を意味するに至れるが如き、是れ等は皆字書の領外なり。されば眼光紙背に徹せんばかりに先づ言語を研究して而る後徐ろに考證、見解、脩

史と逐次歩を進むべし、史家の前途又遼遠なりと謂ふべし云々。

「妙光寺所藏」日蓮上人の文書と高祖遺文

録の對照(山田安榮)。一日蓮上人が佐渡配流中

に外護を受けたる阿佛房の妻尼に寄せ與へし眞筆なる古文書壹通を、高祖遺文録に對照したるに異同夥し、古今史料の採擇の慎むべきことは此の文書にても知らるとの對照なり。

太古と蒙古の骨占(田口博士)。一嘗て米人

ツクヒル氏の西藏紀行を讀み、蒙古の肩骨占法の我が邦太古の太古に類するを思ひ居たる折柄、來京せる蒙古西寧の人、喇嘛教の貫主阿嘉氏に、今も尙ほ此占法の彼地に行はるゝを聞き

參考に供せんとして、セルマンのクレム氏の著書より採萃し、自家の實驗と、信友の正卜考によりて考證説明し、終りに蒙古僧に蒙古の言語を尋ねたるに其文法は稍々日本と同一なりしと例を擧げて説明せり。

北條早雲素生考(藤岡博士)。一北條早雲の素

生に就ては從來異說紛紜たれども歸着する所左の二大異說に止まらん。北條高時の男時行始めて伊勢に寓して本性を憚りて伊勢を稱し四傳して長氏に至り勢を得るに及んで本性北條に復すとほ豆相記以下の第一説、伊勢備中守盛時の女、今川義忠の妾となりて北川殿と稱し氏親を生む、然るに文明八年義忠横地四部兵衛勝間田修理亮を遠江に撃ち舊途鹽見坂に戦死したるを以

て一門老臣權を争ひて國內大に亂れし故伊豆堀越の御所より上杉政憲太田道灌を遣して之を鎮撫せしむ、然るに早雲は北川殿の弟にして偶々姉を尋ねて駿州に下り此亂に逢ひ上杉、太田と交渉して無事調停したる功を以て富士郡下方庄十二郷を與へ奥國寺の城主となすと云ふ是れ今川記以下の第二説。此兩説を批評し且つ舊記に徴して、今川記の早雲を記せる恰も秀吉事記の秀吉に於けるが如し、勢威赫々の關白、土民の孫名を嫌ひて王孫の名を希ひしが如きのみ。豆相記以下亦附會の説なり。要するに早雲は伊勢平氏にして關の一族たりしと斷せるもの是れ藤岡氏のこの考。

人種の初代の根據地を決するは

國語に如くなし(田口博士)。一氏が曩に「國語上より觀察したる人種の初代」と題して先頃の史學雜誌に掲載せるを、新村、藤岡兩學士が攻撃せるに答へたる論文にして、第一、博言學は文法を度外視せざるを述べ、第二、第三、博言學者は單語の歴史的關係のみを以てアリアン語族を定め、之れを以て直ちにアリアン人種とさせるの誤謬を難じ、第四、國語は人種を判別するに於て依頼すべき標準なり、第五、國語は血より濃なるを論じ、第六「テニヲハ」格と語尾を同視するの不可なきを説き、終りに、博言學豈に人種の斷定に益なからんや、有史以前の事實を斷ずるもの國語に如くものなしと論斷せるもの。

十一月の史界

この月左の五篇。「伊達政宗羅馬遣使の目的」、

「太古の道宗」、「善見律の佛滅年代説中の誤文」、「大寶貳年の戸籍に見えたる位階」、「系圖」其大要は、

伊達政宗羅馬遣使の目的(ドクトル其作)

目下歐洲留學中なる同氏が、此程伯林發行の歴史時報紙上に發表せる論文を十一月の『史學界』に譯せるものにて、其大要は抑政宗が其臣支倉六右衛門及び宣教師ソテロを羅馬に使はしたる、其意那邊にありや、其動機は何ぞ。從來是れに對する假説三種あり。政宗厚く耶蘇教を信じて之れが輸入を欲して、とは其一説。政宗南蠻征服の志ありて、とは其二説。彼の目

的は西班牙と通商を開始するに在りしならんとは其三説なり。是等はみな憶説のみ、正鵠を得ざるの憶説のみ。政宗心に天下を思ふ而かも未だ急かに争ひ難きを知り徳川氏に忠實なりしも其は表面のみ、常に、伏機の感に堪えざりき。彼が遣使の目的は羅馬王の助力を以て徳川幕府を轉覆し己れ自から取つて變らん爲めなりしなりと引證論斷せり。其消息を傳ふる書翰三通と申合條々一個の附録を添ふ。

太古の道宗(其子)

上下四千載支那思想界を支配せる二大勢力の儒道兩宗は、通常孔子を以て前者の祖とし、老子を以て後者の祖とするも、孔子は自から堯舜を祖述すと云へることく、老子もまた多少古に據る所ありしは疑ふべ

からず。漢書藝文志に曰く、道家者流、蓋出於史官、とされど史官の果して何人なるや知る可らざれば之を以て未だ急かに老子以前の道宗を説くべからず。許由、王倪の如きはた其れか、是れ、また知る可らず。獨り注意すべきは道者皆黃帝を以て老子と同じく「真人」となし、以て崇拜することなり。呂子に黃帝曰、帝無常處也、有處者、乃無處也(闔道篇)、賈子云、黃帝曰、道若川谷之水、其出無已、其行無止、(脩政語)と、是れ道宗的思想にして、老子によりて更に大に發揚せられたるものにあらざるか、黃帝を以て老子以前の道宗を代表せしむるもの、強ち附會の説ならざるべしと論せり。

善見律の佛滅年代説中の誤文(田前)

釋迦佛入滅の年代に關して異説多し、支那所傳の中、善見律婆娑の説及び僧伽跋隨羅所傳の衆聖點記の説、最も根據あるものなり。然るに藤井宣正君其著佛敎小史に於て「律に列記する歴代君主在位年數を算するに凡へて二百五十年ありて上に二百三十六年と云へると相合せず」と云へるは、蓋し律の文に脱誤多きに注意せざりしが致す所ならんとて其點を摘示して、阿闍世王、佛滅後在位二十五年。釋迦耶跋隨羅王、十五年。阿闍樓隨王、八年。闍闍王、八年。那伽達婆迦王、二十年。脩脩佛那迦王、十八年。迦羅阿育王、二十八年。迦羅阿育十子、二十二年。攻難隨王、二十二年。旃隨掘多王、二十四年。賓頭沙羅王、二十八年。阿育王、十八年。

と訂正して初めて、律の女に佛涅槃已二百三十
六才と云へるに一致すと。

太寶貳年の戸籍に見えたる位階

(松本博士) — 大學史料編纂所出版の大日本古文書第
壹巻に收めたる、太寶貳年の美濃、筑前、豊前
の戸籍には奇妙なる位階の名見ゆ、例之、御野
國の戸籍に、守 直從五位上、介 勤
從六位上、大椽 務從七位上、少椽 追正八位上、主政 進大初位下、
、、。此等の位階の上に、直勤務追進等の文
字を加へたるは如何なる理由なるか、一向他書
に見ざる所なり。今之を説明せんには先づ大寶
以前の位階制を調べざるべからずとて位階の沿
革より詳述せらる。

系圖(重野博士) — 史學會にて講演ありし論說なり
未完故略す。(以上史學雜誌及び
史學界より抄出)

雑事

學說以外この二ヶ月間に於ける史學に關
する雜事をあぐれば、

續國史大系の出版。國史大系を出して
已に完成に近きたる經濟雜誌社は引續き續國史
大系を豫約出版せん計畫成り、已に豫約を募集
せり。收めらるべき書目は吾妻鑑、續史愚抄、
後鑑、徳川實記の四書、洋裝にて全部十五冊に
て完成の筈といふ。

本居宣長全集の出版。今年翁の百年
祭を機として吉川書店より春庭、大平、内遠等の
全集及肖像年譜門人録等を附して本居豊穎氏の

校訂にて出版せむとし已に豫約募集を了れり、
收むる書目の已に決定せるもの左の如し。

古事記傳	四十八冊	石上私淑言	一冊
古事記傳首卷	一冊	呵刈霞	一冊
古語拾遺疑齋辨	一冊	紀美の恵道	一冊
神代正語	三冊	萬葉集玉の小琴	一冊
取我概言	四冊	本居詩文	一冊
古今選	二冊	詞の玉緒	七冊
源氏物語手枕	一冊	葛の花	二冊
紐鏡	一冊	手向艸	一冊
菅笠日記	二冊	眞曆考	一冊
字音假字格	一冊	結び捨たる枕の草葉	一冊
あもひくさ	一冊	鉗狂人	一冊
國歌八論斥非評	一冊	源氏物語年紀考	一冊
		家の昔語	一冊

秘本玉匣	一冊
國號考	一冊
玉銚百首	一冊
美濃家苞	九冊
玉か	一冊
玉かつ	十五冊
出雲國造神壽後釋	一冊
大祓詞後釋	二冊
天祖都城辨々	一冊
玉の小櫛	九冊
古今集遠鏡	六冊
初山踏	一冊
鈴の屋集	九冊
神代鬘華山蔭	一冊

枕の山	一冊
地名字音轉用例	一冊
さき竹の辨	一冊
歷朝詔詞解	六冊
御遷幸拜見長歌	一冊
後撰集言葉の束緒	一冊
答問錄	一冊
眞曆考不審辨	一冊
百人一首改觀抄標註	一冊
門人錄	一冊
年譜	一冊

(附録以下の目録は略す)

雑報

暮の十日間

不景氣は何處も變らぬこの年末の十日間、しめやかな年の市、賣れぬ大賣出し、聲をからしての安賣も素通の多い夜店のあはれさ。東京一の繁華、いつも人影の四つ五つ見えぬはなき淺草仲見世の店々も欠交りのひそく話が道ゆく人に聞き取らるゝ、ましてや樂隊のパンチャンは音も絶えく、牛肉店は主なき下駄を飾つて瘦我慢の「いらつしやい」も聲に角あつて焦れ氣味なり。遠く近く毎晩聞かぬとなき半鐘の音、そ

報 暮の十

れも多くは放火とぞ、彼も人の子、引かれゆく犯人のいづれ金なくて越せぬ大晦日の「親知らず」、それ夙くより知れては居れどさてもつまりたりな暮の十日間の金融、物價去年の末に比して已に一割餘の下落なるにも尙賣れゆきの掛々しからぬに殊に出し惜しみ連の彌益したれば來春を樂しむ中流以上に引換へて細民の物狂はしげなる無理ならず。日本銀行は珍らしく廿四日まで發行餘力を有したれども、これ四月以來の銀行破綻に驚いて違かなる資金の回收と出し惜みとの結果が多きに居ればか、中流以下は來春は知らず暮には更に活氣なし。明治三十四年の日本は此の如くしてその帳を下したり。

二

暮の十日間、米は下落のまゝなり、大麥割竹林麥はその爲め先行面白からず、小麥類は製造需用者の買控へたる爲め五合安、青柳大豆下總五社よれ青大豆等は品薄多く賣口に拘らず人氣手堅かりしも、其他の品は相變らず氣鈍き商勢なり、製茶は需要増加の爲め、又季節に際したれば元方荷薄の爲め、入荷を見ず、相場は總躰上進の商狀を呈せり。鳥類は東京市中の相場鶏一圓八十錢より一圓拾錢、七面鳥二圓五拾錢、家鴨一圓四十錢（以上一貫目につき）、眞鳩二十五錢、土鳩二十七錢、鶉三十八錢、鴨十五錢、雀二錢五厘、小鴨三十八錢（以上一羽につき）ぐらゐなり。鯉節は漁事の不足旁々人氣は底強かりしも、何分大阪筋の需用者手控へたれば、上物

は依然持合たるも下物及伊豆物は氣鈍き形勢なりき。新海苔は續々入荷あり、市場好況を呈し、取引活潑なり、賣行年暮進物用として東京市内尤も能く、地方も相場下落の爲め賣行も増加し、益々有望の商況、尙採收も益々増加の模様なり、蜜柑は進物用の需用者多く、去年の末に比して一箱につき十錢乃至十五錢方小甘き爲め、東京市内の賣行好況。乾物は中撰椎茸込物及干瓢等は、大阪買注文存外不振にして、市況も歳末の割合先行面白からず、氣配不味の姿を示せり、角大も最早目先に新物の入荷を控へたる旁々需用薄く、相場は一寸小甘き姿なり、昆布も品薄なからざる爲め人氣ボンヤリ、其他の品は保合なり。砂糖は和三盆は新糖の入荷尠なき鼻、歳末進

物の入用口も弗々買進みたれば、氣配引締り、土産饅頭板も稍々底強く、其他の品も手堅き現狀なり。醬油は最上物は品拂底なるも、上等中等品潤澤の爲、直合ひは最上物に及ぼし、追々下落の傾きなり。されど例年師走は本品好賣行の時期なれば、不景氣と云ながら相場の賣行あり、爲めに相場は保合の状態なり。關東酒は季節に向ひ、賣行好況となりたるが、一寸小甘き姿を呈せしより、歳末に迫りて入荷薄く、關東酒を始め流出味淋等は、氣配一層手堅き商況を示せり。肥料歳末の市は、春來見越し多く、旁々取引誠に薄き折柄、新粕内海大羽上千寒引中尺などは氣配又々下落を告げたるも其他の品は持合なり。魚油は現今近海物は先行益々不振にして、

去月に於ける大漁の爲め、相場はチリ／＼安の商狀を呈せり。石油は保合なり、外國物は多少底強き模様ありしも、目先小口の取引に過ぎざれば、保合、内國越後製油は罐詰古箱は先行あしからざれ共、其他は同事保合、蝙蝠油は人氣弱からざる姿なり、種水油は沈靜持合の姿なるが、只色物の内、荏油は品拂底の爲め俄然相場は引締り、伊勢路はデリ／＼高なり、市場も目先需用の注文ありし故相場五錢高、胡麻油は入荷の氣構へより十錢安、桐油は前日纏まりし品入込みたれば、先行に拘らず二十錢方引緩み。炭は山方一般品拂底にして、冷氣も日々強き見越し、旁々各問屋の在荷も多からざれば、野州物は總じて一圓方引締りたるが、需用益々増加

の含み、旁々一段手強き商状を呈し、降雪來れば一變りあるべき見込みある風情ゆゑ、下足は皆無氣配、弱からざる商勢。薪は本年は山方一般切出し薄く、折柄各間屋向きも昨年今日に比して在荷も大に減少、旁々最早冷氣は日々強く、從て入用口は日増しに増加せし故、荷主は此處賣惜み居れば、總じて一味方引締りたるも、尙益々好況の調子なり。荒物は諸品とも沈靜保合たるが、線香大把辨天香同並及紀州蠟は、製造一般亦分に差支なき姿なれば、幾分か相場は下落となりし、其他は諸品共先行平穩なる取引にして、差したる變化なく、氣配は保合の姿を示せり。農表は早島本口引通表は歳末の氣構へ旁々需用も入込みたれば、氣配は何れも底意弱からずして、

春に至らば相場は一變化あるべき商況、三備表は敢て異動なきも、豊州遠州青廷類は、此許先行に拘はらず、不味の爲め相場下落せり。材木は歳末に迫り、大工事は無論あらざれ共、何分一般不景氣の爲賣行沈靜にして、板割角物等は手堅く保合しも柿板中下物は品薄故氣配稍々底強き商状なり、丸釘は敢て變りなく商況益々不振にて、唯當用必需用のみにて、頓と目立たる賣行なく、至極沈靜の有様なり。洋鐵はポツ／＼賣行きあるも、相場の持合にて更に變なし、丸鐵細物は季節柄需用多けれども、品拂底にて二三品上騰せり。銅は海外の入電安直の爲め、幾分か下落せり、内地底堅し。浪板及平板はさして變らねど、武力板は一時餘り引揚たる反動に

て、爰鳥渡二三十錢安を告げたり。舶來糞並次に刻實は品多からざる上新荷も目先殊の外薄く、旁々氣配弱からず、相場は手堅く保合なり、雨傘は原料比較的安直なりと雖も、何分材料至て少なく天候も十一月以後頗る快晴つゞきし故、格別の變動無し。冬帽子は各地一般の不人氣に買手少く、流行品と雖も多少の響あり、併し、米利堅形は他品よりは氣配五分方も引締り、中折中山帽子は不相變品動きありしが、他の品は小口の取引に過ぎざれば多く保合なり。西陣織物は年末に迫り、一般の景氣面白からざるより取引尠く、相場は小緩みたるも、京系織一樂物は無碍の下足もなく、先づボンヤリ保合の商状なり。京都帶地は相場底直に傾きし如く、友

仙は人氣不味にして面白からず、來客も來春迄は手控への様子にて、諸品ともボンヤリ持合たるが、何分歳末の景氣は頗る不振故、相場チリ／＼安摸様にて餘程下直に運びたり。舶來織物中黒毛朱子は引續き沈靜不況を極め、其他の品も依然保合居れるもの、如し。三日市は機業家が乗出して安直を示したるも、殆んど買人皆無の姿にて遂に六七錢安となり、八日市も初めは不味なりしが後は年末需用弗々起り、氣配追々引締の摸様なり。八王寺織物は産元萎縮の結果、市場出廻は品頓に減少せり、折柄季節に入り、各地より弗々纏まりし注文到來せしより品により不足を生ずるあり、市況は爲めに區々の成行を呈し、黒八丈は又々三四十錢高く、甲斐絹、

藤、ヒツ鐵色の如きは三十錢方引締め、其他系織類は異動なきも賣行よく、一般の氣配氣直りの姿なれば來春は人氣一變せんと見込買をなすもの弗々見受けたり。品出の割合には客筋多く見へ、如何にも場面活氣を帯びしが如し。桐生織物は觀光繻子を始め綿繻子九寸は先行宜しく他品は概して保合なり。足利織物は去月下旬より少數の取引ありしが、最早歳末も改年に迫り、來客一般買控へたれば、年内賣手仕舞も目先にありし故、諸品とも相場は落附居れ共、來春は一變化あるべき商狀なり。瓦斯絲入織は歳末の成行不振、望み手少く諸品共安直に持合ひしが、博多結城織等に至つては次第に下落の姿なり。紀州チル地は歳末の氣構へ旁々無地物の賣行あ

しからざれば多少手堅き商狀を呈せるも他は保合。足袋地木綿の本場物川越青縞等は一寸賣口あしからざれど、他品は已に一般行渡りたれば落附の姿なり。信州麻は品拂底にして目先賣行も一寸よく相場はやゝ小高き姿を示す、他品は落附の商況。金巾は年末の買注文薄く、旁々天竺金巾綾金巾等は品に依り多少下落の商狀、但し荷持筋も格別賣急がず來春をまつ風情。瓦斯系類は賣行順に増加して、忽ち十圓方引上げたり、然して本年一月より本日迄横濱港輸入英國綿糸は、瓦斯系洋白燃系共合計一萬二千九百廿七個、神戸港は僅々三千九百八十六個に不過、是を通算するに例年の半數に充ず、加之過般來内地金融界の悲境、織物類の不振にて、不先行

の爲め本國相場に不拘投資したる向もありたる有様なれば、先約定品は殆ど皆無にして、本國は原料の高直なる爲め頗る強固にて到底未だ引合ざる故、逐日昇進の一方にして前途益々高現なり、洋糸、燃糸類も追々需用増加して好況、紡績綿糸類は米作收穫濟と共に各地方より注文入込み、太番手は追々品がすれを生じ、左甘手は大阪定期市場に於て當月切大取組ある故、愈々現品不揃の曉には随分珍直もあるべく此所手堅き形勢にて賣行増加に従ひ益々高調子なり。この他舶來革は象皮類始め凡て商館在荷少なく、隨て多額なる需用口あれば面白き相場の動きもあらんかなれども、一般の不況と共に沈靜の姿を呈し、活潑なる取引なく、弗々賣行のみ、

地味本年度は財界這般の不況につれ本業者間にも不景氣の有様なりと云へり。印度藍は一般品多からざれども、最早年内取引も買控へたれば、相場は手堅く保合。生漆の市況は押迫るに連れ、先行不景氣の爲め荷動き薄く、折柄産地向きよりの送り荷少ながらざれば、目先氣配は總じて下向きの商狀を示せり。陶器は一般の來客買控へし折柄、市況景氣一段面白からざれば、銅判丸は多少相場は小甘き姿。暮の十日間東京市中の景氣物價の概略はほゞ此の如し。去年末に比して騰貴せるものは眞綿、炭、薪、酒、製茶、疊表、味噌、食鳥、絹糸、麻の數種にして、石炭、銅、鐵、縹綿、綿糸、金巾、材木、石油、醬油、鯉節、砂糖、鹽、大麥、裸麥、小麥、白

木綿、油、糖、肥料、糠、木蠟、紡績洋糸、鶏卵、日本刻莖、生漆、油、小麦粉、洋釘、皮革類、裏地類、硝子板等は概して前述の如く價の

下落を示す。要は歳末の需要例年の如く起らぬと、資金回収の必需に迫られ、品持筋は何れも幾分の安直を忍びて手放す傾向による。因は遠く四五月頃の銀行恐慌にありて存す、一たび虎尾をふみしよりは、枯野をさへも行きがてなる。但しこれ却つて來春の元氣とはならむ、加ふるに外國貿易に於ける輸入超過は前年に比して殆んど八分一に減じ、輸出超過の形勢漸く兆し來たれば、この暮十日の淋しさは、やがて來ん春の賑はしさもて償ふべくや。しかもそれ待つは吞氣の沙汰なり、一日一日大晦日に近くま

ゝに、道ゆく人のせはしげなるはいづれ變らぬ金のため。

三

とはいへ世はさまく、留木の薰あたりを拂ふて三井の陳列場に春着の見立てする奥様もあれば、九尺二間を又二つに仕切つた今春本所横川町に出來始めた共同長屋の二疊か三疊の借家の片隅かに、明日は息納三日目で、もし御都合わるければ遠慮なく宿なして元日をせねばならぬ工面に苦しむ男もあり淺草田町邊から淺草町、本所の花町、深川の富川町などにかけて數多い東京市中の木賃宿、この節の屋根代いづれも六錢、安くなし、それに三疊に五六人も雜魚寝してヤアお目出たうも明日にせまる、目出たくあ

らうがあるまいが越さねばならぬ大晦日に夜をこめてほうかい節の二人連れ聲をからして懸命の大勉強も中々雜煮餅どころの吞氣ならぬぞあはれ。元日早々ヤアレ芽出度やお萬歳は只今しきりと用意最中、猿曳與次郎が猿に焼芋を騙るも來春のも、とで皆暮十日の何れも苦しい工面なり。この間を開通式とて東京京橋の袂、さても賑やかな附景氣かな、アーチを拵へたは九十勸工場と明治屋だけながら、あるひは創業何年の祝、又は大賣出しなど持ち込んで、樂隊で囃し立てる向もありけり。但しかくても多くは見えなり。工面に困じては保險金を目當てに我と我が家に火をかけて來ん春を囚にくらすものも出來たり。人力車荒しといふ詐僞昨今のはやり

なり、二十六七馬丁風の男、外務省までと車を走らせ、代價はあとして拂はう、風呂敷を忘れて來たから膝掛借りる、用をたして直ぐ歸るとて、そつと裏門から風を喰つて雲霞との噂、凡そこの類の手にかゝつた車夫の迷惑もさるとながら、詐僞するもの、心の苦しさも思ひやらるゝ。この他往來へ一寸卸した豆腐の荷を主なきまゝに昇ぎ去つて大膽にも近傍を賣りあるくもの、混雜に乗じて銀行に手形詐僞を行ふもの、賣溜深ひにまだ夜の十一時頃はいつた強盜、回まされて逃げて追はれて捕はれたもの、あるは細君携帯の紳士、大鞆重げの官吏、娘、羽子板、果物類を携帯の細君、青毛布をきたもの、焦茶の帽子冠つたもの、これら新橋停車場に歳末歳首の雜

費に代ふる缺禮旅行今東京出發の風情鮮やか、
苦しいのは五七圓を懐にして少しばかりの病氣
を口實に入院患者と逃げるがあり、やすいおそ
なへの中には豆腐の殻がつめてある仕誼、すべ
てこれ越しにくい大晦日を無理に抜手切る巧者
もの？。

四

暴風あつてこの暮を尙彌増しに吹き荒みぬ。
難船、がけ崩れ、浸水、怪我人の類あり、中央
氣象臺の報告は左の如し。

本月二十二日來石垣島に於ては晴雨計頻りに下
降し同日午前六時の示度は七百六十三耗一なり
しも二十四日午後二時に至つては七百五十七耗
五となれり且風向は初東方なりしが漸次逆轉し

て北方に變じ天氣は二十日以後降雨のみなりき
是れ今回本州南岸に襲來したる低氣壓の初めて
其兆候を現したるものにして當時其中心は遠く
同島の東方を経て北東に進行したるものゝ如し
而して中心の沖繩島東方に達せしは二十五日午
前六時前にして同日午後十時には四國の遙に南
方を占め其の間約二十哩の進行速度を有せり二
十五日夜半に於ては中心は已に紀州沖に達し東
海、北陸兩道以西は概ね北の強烈風吹きて豪雨
之に加はり就中徳島の如きは八時間七十九耗の
大雨ありたり其後中心は大に速度を加へたりと
雖も猶北東の進路を持續し二十六日午前六時伊
豆諸島附近に達し其示度は七百三十七耗（平均
より低きこと二十四耗）以下なるに似たり當時

北海道を除くの外各地とも北の風雨烈く就中東
京附近に於て最も勢力を逞しうせり今二十六日
午前六時に終る二十四時間に風力烈風以上、雨
量六十耗以上に達せし處を擧ぐれば左の如し

烈風以上の地方

那覇、大島、高知、大瀬崎、彦根、津、甲
府、横濱、東京、布瓦、銚子、熊谷、前

雨量六十

高山(百四耗)徳島(九十五耗)甲府(九十五耗)濱
松(八十五耗)名古屋(八十二耗)高橋(八十一耗)
沙洲(八十一耗)横濱(七十七耗)高知(七十六耗)
岐阜(七十五耗)東京(七十四耗)飯田(七十耗)宮
崎(六十九耗)輪島(六十七耗)横須賀(六十六耗)
津(六十六耗)宇都宮(六十一耗)

その後の報告左の如し。

本月二十六日午前六時伊豆諸島附近にありし
低氣壓の中心は爾來北東の進路を持續し且俄
に其速度を加へ一時間約八十哩の割合を以て
午後五時北海道の東端根室近傍を通過し當時
同所の晴雨計は七百三十耗九（平均に比すれ
ば三十耗低し）に下降せり而して同日午後十

時中心は遠く千島方面に逃走せしに似たり二
十六日午前六時以降烈風吹き又は強雨ありし
地方を擧ぐれば左の如し

烈風以上の地方

多度津、四郷、秋田、札幌、根室、長津呂、釧路、壽都

雨量(二十四時間)三十耗以上の地方

根室(九十八耗)釧路(六十三耗)網走(四十八)水戸(四十四)横
須賀(三十八)金山(三十八)宮古(三十五)石巻(三十二)

廿日には北海道廳より左の公電あり。

當地方今朝四時雨交り雷鳴劇しくマヨマナイ
種畜場に落雷發火し畜舎三棟牛五十頭豚三十
頭焼死せり

東京市中の放火失火は珍らしからねど、火の
手はしかも暮を構はず遠州濱松の市街を襲へ
り。恰も二十一日の午後一時十五分、同町の上

後通の劇場子の日座より燐の舌を吐いて、折節強き北風に、しかも真夜中なり、忽ち中後道に及びたれば、再三の大火に懲りたる同地のこととて大騒ぎ、各町の消防夫必死のはたらきに、やうやく全焼四十五戸半焼七戸にて午前二時四十分に鎮火せり。いつもながら、北越鐵道去二十日の二番上り列車は鉢崎を發車して柿崎へ向け進行中、鉢崎より一哩餘を隔てたる花ヶ崎迄來りしに、朝來の暴風砂雪を吹き飛ばして線路を埋めしため進行出來ず、遂に砂雪の掃除に一時間餘を費し、午後三時直江津着が四十五分に延着しぬ。暮にかけてはしかし概して目を驚かす天災地變はなし。

五

さりながら名ある人の一人二人霜枯れの葉末に消えし。十八日の事、暮の十日とてはあまり前過ぎれど名ある人なればこの暮の忘れがたみには記すなり。去明治七八年頃より東京タイムスの主筆として一身の毀譽を顧みず、在留外人の殆んどすべてを敵として特に英國公使バアクハ氏が當時わが政府を威壓せし不當の處置を聲高く叫んで、我邦の枉屈を伸べむと力め、北米評論には「犠牲者としての帝國」なる義憤の一篇をよせて世界の輿論に訴へし米人エドワード、ハワード、ハウス氏没す。新聞記者としての氏はプリンクラー氏を除ては優に極東外人中の第一位、氏が一たび正義とすればあらゆる妨碍もいかなる敵手も破らず斃さずんばやまず、最近

二十年間は腰骨以下不隨症にかゝり動止自由ならざりしも精神は尙健全、元來宗教を信ぜざれば、この場合に至つても屢宣教師等を攻撃せる論文を草し、晩年は幼時の嗜好の音楽に樂しみ、自ら音樂會を組織せしが、端なくもユンケル氏と音樂上の論争を起す、筆鋒更に衰へざりき。今其の經歷を聞く左の如し。

一千八百三十六年十月五日米國ボストンに生る年十六にして新聞事業に従ふジョン、アラウソフ奴隸廢止説を主張して一揆を起すや紐育トリビューン新聞の通信員となり名聲大に擧る、▲一千八百六十年木村攝津守等の始めて米國に至りしとき氏は大に我國に同情を表し紙上に於て懇切に論述す▲南北戦争の際には北方

の通信員として從軍し報道精確の評あり▲次で歐洲に遊び英佛の政治家著作者其他音樂家等に交り又深く演劇に心を寄せ特にブーシコーと共に脚本の著作をなす、ヂッキンス、サッカレー、アラウニング、ギルベルト、マカーテ、クレマンソー、ミレー、就中チャールス、リット等と親密なりき、▲明治二年始て我國に來り麻布善福寺の米國公使館に寄寓す、當時の大學に南校に教師となり特種の教授法を以て英語を授く我國にて正確なる英語の行はるゝを得たるは實に氏の力多に居る▲明治初年の外國公使等相連合して我政府に迫る事屢々なり米國公使アロンクも亦其中にあり明治六年氏は米國に歸りトリビューンの紙上に於

て盛に論難攻撃す次でヒンカム代りて公使となり爾來米國は大に我國に好意を表するに至れり▲秘露奴隸船マリアルーズ事件に際し斷然の處置に出ん事を唱へ自から横濱の裁判所に赴き證人となり熱心に辯論する所ありき▲明治七年臺灣征討に従軍し蕃地に入り野營すると數月征討記一卷を著す而も此時より病を獲て進退起坐の自由を失ふに至る▲其後週刊の東京タイムス新聞を起し獨手其編輯の任に當ると數年▲明治十二年頃再び米國に歸り下關事件償金返却の輿論を喚起せり▲明治廿七八年の日清戦争に當りて米國新聞の爲に通信員となり歐米をして戦争の事情を誤解するとなからしめ我國に對して同情を表せし

むるに盡力したり▲近年宿痾の爲に交際を避けたりしも日本國の利益に關しては夙夜忘るゝとなく時に病褥の中に筆を執りて新聞に投じ盛に論難したるとありき▲氏が外國人にてありながら同情を我國に寄てより四十餘年始終一貫して我國運の發達、國權伸暢の爲に誠實の盡力をなし、特に條約改正の問題につきては力を致したると最も多かりき▲資性音樂を嗜み管に奏樂に秀たるのみならず作曲にも長じ近時明治音樂會の顧問として指導するところ多かりき▲明治三十四年十二月十八日勳二等に叙せられ瑞寶章を賜ふ▲同日午後一時四谷區鹽町自宅にて逝去す
幅廣の黒縁とつた新聞廣告も非宗教信者として

風變りなり左の如し。

勳二等 イー、エッチ、ハウス

儀本日午後一時逝去致候此段御報知申上候

追而來る廿一日午後一時四谷區鹽町二丁目廿番地自宅出棺
青山葬祭場に於て葬儀相替候
但遺言に付宗教の儀式を不行候

明治卅四年十二月十八日

伯爵 大隈 重信

友 フリンクレイ

シドモリア

人 箕作 佳吉

小島 憲之

二部の一年有半を著はし、殊に續の一流唯物論に末後のよい慰みをして雲照律師を睨んでの終焉遂げし兆民中江篤介氏が逝去も今月なり、

一つあるは二つの謠もあまりはまりすぎて奇異の感あり。二十七日午前十一時には曹洞宗大本山總持寺の前貫主法雲普蓋禪師畔上椽仙師、東京小石川區小日向茗荷谷町林泉寺の隱寮に遷化す。師は文政八年七月十五日長野縣下高井郡夜間瀬村に生れ、幼にして同郡佐野村興隆寺治英和尚に就て薙髮し、天保七年には行脚の志を起し各地の名僧知識を訪ひ、同十五年東都駒込栴檀林に掛錫し、五年の後越後寮々司に推薦され、嘉永五年秋大本山に瑞世し、尋いで上京するや、勅して繪旨を賜ふ、安政五年より上州、信州の各名藍を歴任して、明治十二年には勅して法雲普蓋禪師の號を賜はり、十三年には大本山總持寺に昇任せり、其後曹洞宗管長となるや本山に

東京出張所に、後進を誘掖し常に四方を應請現
化せり、其徳化を慕ひ法を聞き戒を受くるもの
甚だ衆し、年老いて住職を辭し、茗荷谷の隱寮
に退いて靜養せしが、老衰を以て遂に遷化す、
廿九日午前六時同寺に於て密葬式を行ひ、同日
午前八時出棺、同十時十分新橋發瀛車にて遺骨
を相摸國足柄上郡關本最乗寺の新設墓地に送葬
し、翌三十日同寺に於て中陰大法會を修行し、
本葬式は退て總持寺に行ふといふ。枯葉ならね
ど昔忍ばるゝは廿二日午前十時より池上本門寺
に營まれし故星亨氏が追悼法要、伊庭想太郎は
尙未決監に健在なれども、一時市會議事堂の壁
染めなせし血潮に湧きし世の、今はわづかに忍
ばるゝこの企て、あはれわたら稀代のすねもの、

腕によりかけて今や起たんずはづみ、矢庭に閃
めきしかの白刃、遂に今年を限り日の本隨一の
強硬不動の磐石のその目覺しかりし働を葬り去
りしなり。之を又歳暮の追悼と聞けば死の今更
に新らしきを覺えて。

六

そも去年の今は演壇に立つてその便々たる腹
を据ゑて萬人を呑みしその人俄かに苔下の主と
なれば、一きわ身に染む暮の淋しさは議會にこ
そ。又嘗ては酒氣を帯びつゝ滿場の議員をあた
ま下しにやり込めたる春畝侯も今は伯林の月に
囁けばこれ亦一きわの淋しさなり、年末に至つ
て勳位を賜へるもの多し、賞金の下賜もあり、
外國勳章佩用を願ふもの亦尠からず。

雜報

初春

一 初春のはやり。

昨日きつにかける元旦の世間は今更ならず、元旦
よりの晴れの装ひ、これだけは年々歳々流行同
じからず。今年ことしの流行は數々のうち、殊に姿に
やつ婦人の装ひはあらまし此の如し。まづ奥
様向きの晴れ着を申せば、上着の地質は縮緬で
鯨九分程の五つ紋、地色は黒御納戸栗梅、藍鐵
色、たゞしは濃き梅鼠など、模様は今年の勅題
に因むて金銀泥の引霞、その間から白梅の垂れ
た江戸袴模様、散り梅に福壽草、梅の見切に敷

き松葉などはやりなり。下着は黒なれば羽二重
か白紋羽二重、白紋縮緬、白八つ橋、色物なれ
ば上着と同色同模様、又は上着より薄色を撰ん
て同模様のも當世なり。長襦袢は縮緬に淡彩春
草の繪羽友禪、又は友禪染の紫紺色、鏡とり
四季の草花模様など流行。帯は緞珍、厚板、幽
谷織、吾妻綴の類、模様は友貫の源氏雲、老松
に梅の模様、濃茶地松唐草に朽木模様栗梅地金
通しの古代模様、黒地に金通しの扇子散しに梅
唐草の模様、鼠地菊水の堆朱形に金銀の散り紅
葉模様など流行なり。以上上着下着の總仕立上
げ代價は七十圓より九十圓あたり、長襦袢が十
七圓から廿五圓見當、帯は廿五圓より五十圓位
が時價なり。この他縞物を用ふるは、紋御召の

小柄、縞御召東華織、平御召、吉野御召の無地、無地御召などで、無地御召は昨年以來の流行にて重に二枚重ねとするがはやり、色あひは藍鼠、素鼠、鐵納戸、焦茶地の類、裾廻しは藍氣、藍革鼠、縹色などが普通なり。それにも長縞袴はやはり友禪縮緬、紋縮緬又は更紗縮緬など流行、以上三枚重、下着は胴貫仕立てとして凡四五十圓の處、長縞袴は十七八圓あたりなり。十六七の令嬢向きの出て立ちには、上着の地質縮緬にて鯨九分ほどの五つ紋付、堇色、小豆色、熨斗目色、藤色、牡丹色の類に、曙染、波に松の彩色模様か、同じく曙染に櫻柳の紅、綠、雪降り

と日向の千羽鶴、又は梅の大幹を薄鼠に花を白く見せて香と臺を金泥で見せたも當世向きなり。胴貫仕立ての三枚重は、上着下着とも同色同模様か、上着より薄色で同模様染め出した類流行す。ぐいと意氣なつくりとなれば、地落染疋田入の鶯を袷の上に一羽飛ばせて、下前の角に夢想、その傍より上前にかけて光琳風の鎗梅を疋田入の江戸袷に染出すか、素鼠の籠に寒菊と水仙の裁込みなどの類なり。以上何れも總仕立上げ代價八十圓百圓あたり。長縞袴は縮緬か紋縮緬、地色は肉色の疋田入、雪輪にしだれ櫻の模様、又は梅に霞などの模様流行、この仕立上げ代價廿二三圓位。帯は地質は縞珍か幽谷織、地色紫紺に白茶の飛鶴、友貫松の上紋、金茶地

に金銀の霞、それに松竹と破れ龜甲、白茶地に金糸の流水、牡丹、菘柑子などの春草をとりあはせた類の模様當世なり、七十圓より廿圓位の仕立上げ代價とす。縞物では上等が小紋御召、小紋縮緬、縞御召、風通などで、地色は紫紺か紅掛、年頃の姫御前が御好みなり。その下着としては同地質のものを胴貫仕立てにするか、又は更紗縮緬縞珍織などで裾はお召縮緬を用ひて三枚重ねにするもはやり、但し小紋縮緬なれば引返し付て、下着二枚は胴貫仕立てが普通なり。裾廻しは藤色、牡丹色、薄紫紺、松皮鼠、藍鼠、勝色柳鼠などすべて色の濃き方なり。長縞袴は友禪縮緬、友禪紋羽二重、紋縮緬の旭染、疋田の縮緬、羽二重等流行。鬚形は島田も銀杏返

しも乃至丸鬚に至るまですべて鬚を張らず、髪は心もち長く結ひ立てたが流行す以上風俗叢報二四三號二五二六頁。年頃の女の子の頭飾りはリボンの赤い花形のが當世。中年の奥様向きの根がけは金か箔置きの紙細工。簪は小供は一般に大形、年頃のはリボンで代用、中年の奥様向きには玉に蒔繪あるが普通。櫛は黒地の鼈甲、并も同様で共に露柴などあつさりした模様つきがはやり。下駄は小町形が當世にて塗りは年頃、白木は奥様向き、一般に二三分低くなりて凡そ二寸より一寸七八分の高さ、これに七子、風通などの緒、色は焦茶、牡丹、黒、鼠、鶯茶、古代紫などにて模様附流行す。吾妻コートは廢れむとして縹かに裾短のもの行はれ、フランス形金茶地の肩掛け専ら

のはやりなり。男子を申せば、男子も二重廻し追々すたれ氣味にてラ格蘭、オーヴァーコート、又はインヴァーチスが和服の上へもはやりなり。襟巻は白の毛絲か紡績絲の器械織にて長きもの、帽子は茶の中折、烏打ならば縞柄。羽織と上着は共に黒の五つ紋にて、地質は七子、一樂、羽二重の類、下着は風通、羽織紐は撚り返し房の寅皮打、年に因んで望み手抄からざる機但し帯袴などは相變らず、下駄は一般に女同様茶か黒の模様つき七子類の緒に兩割形か堂鳥形のやはり従来より二三分低く、一寸七八分が當世向きなり。この他略服は男女老若共に大島紬のかすり、特に龜甲がすり蚊がすりなどは男子にはやりなり。紋所は概して小に傾き、鼻緒

なども二三分狭くなり、下駄の高さも前掲通り低くなり、色彩は總じて色の濃き方、即ち金茶、鼠の類より黒を好み來り、老若共に婦人には半襟までも茶、鼠、消炭、革色等行はれ來り、それにすべてに模様をこのみ、小紋縮緬のものにも裾模様の望み手あり、模様は勅題に因みたる多し。地味な落ち着いた質素に見える、それで實の所高き代價を拂つて居るといふが舊臘より初春へかけての一般流行の風潮とす、特に裏地に白羽二重など好まるゝ向き少からずとは益、以て極端なり。

二 初春の景氣。

商家いづれもの初賣出し、新聞の初刷様々の附録、雜誌の新裝、書籍の賣り初め、いづれも

不景氣の大晦日の明日とて思ふたほどの景氣さへなかりし。東京市中の初荷一月二日のまだきより木遣掛聲勇ましく、又は樂隊で練り出し、あるひは旗差物を押し立て押し立て、球燈吊し、馬鹿囃子騒がしく、曳く馬牛も飾り立て、中には花車さへ曳き出すあり、印絆纏、洋服、羽織袴など、いづれも着始めのあてやかさ、されど何れも附け景氣には過ぎざりけり。角兵衛獅子や、萬歳や、太神樂や、物貰ひのさまく、いつもの如く笛太鼓、つゝみ乃至は月琴の聲ばかりは新年らしきも、立つ軒々の無愛想にはいづれも情れて行き過ぐる。興行物も相撲だけは勇み肌連はや初日前より待遠がつてそこにもこゝにも噂とりく、回向院にはや用意は進み、力

士は皆着京して稽古最中。芝居は東都に菊五郎舊臘よりの臥病のため、團洲は例年の通、それ一月興行聊か張合抜けの様、しかし東京座は珍しい顔揃へ、歌舞伎座は芝翫の朝比奈、勝頼、舊臘上京せる大阪の伊達太夫が廿四孝の出語り、伊十郎六左衛門が二番目の長唄これらにまづ呼び物の中なるべし。今歌舞伎、明治、東京三座の外題役割を示せば左の如し。

歌舞伎座 一番目『鎌倉山春朝比奈』中幕『廿四孝』二番目『柿木金助』(九日開場)

朝比奈三郎義秀、松島の局、武田勝頼、織田采女正芝翫(政子尼公、人形つかひ、桶屋權次(八百藏)、侍女賤機、八重垣姫、照葉の方(榮三郎)北條頼時、白須賀六郎、柿木金助(家橋)北條次郎義時、上杉謙信、宮崎傳藏(松助)和田左衛門尉義盛、萩野玄之進(市藏)江島の局、ぬれ衣、金助妹お春(女寅)北條泰時、大江廣元(猿藏)源實朝、郎等田吾平、原小文次、萩野牛次郎、藤澤六郎

(染五郎)神職左司馬、六浦の局、母おみち(蟹十郎)御臺靜江、三崎七郎、玄之進妻おさだ(菊三郎)波多野次郎忠時、道具屋義兵衛(新十郎)關野運平(升藏)金助弟龜松(團吉)

明治座 一番目『濱松美談』中幕『礎知盛』切『曾我對面』(十三日開場)

奥山半僧坊、近江屋番頭喜六、渡海屋銀平實は平知盛、工藤左衛門祐經(左團次)作男忠助、調役桃井宇右衛門、源九郎義經(權十郎)大慈普應禪師、近江屋源次郎、荒井宇吉、相模五郎、近江小藤太(小團次)分家瀬左衛門、目あかし丑松、八幡の三郎(壽美藏)袖浦の赤蛇後に權河明神、宇吉妹おりう、與力岩城半の丞、曾我の五郎(米藏)與侍の局、近江屋おふと(源の助)入江丹藏、百性十兵衛、小林朝比奈、與力濱名の湖助、曾我十郎(訥升)掛角の進、武藏坊辨慶、梶原景時(荒次郎)丑松女房お竹、古郡妻さつき(升若)化粧坂少將、駕甚女房おくに(蓮女)近江屋娘おやま、百姓平九郎、大江廣元(成太郎)梶原景高、奥山の六郎四郎(九團次)曲尺鐵藏、龜井太郎、石田判官(左傳次)名主四傳寺吉兵衛、片岡八郎、左門次、馬士根ッ子の松、武田太郎(龍太郎)船人今切呂吉、安西彌七(左伊助)横堀の勝藏、船人堀藏、岩永左衛門(小半次)荒物問屋五左衛門、船人磯吉、猪の股小平六(字十郎)奥山の覺神、太物問屋丹兵衛、船人岩藏(左升)藝者小濱、百姓娘お米(萬の助)藝者松江、百姓娘お葛

(米三)青柳仲居おみつ、百姓女房おやす(三津太郎)磯の局、新家娘お仲(明石)駿河次郎、新家嘉助(團次郎)伊勢三郎、小旦那久六(權三)青柳悱春吉、本家光の助(しやち丸)寺子學の助、てなげら金太(ぼたん)

東京座 『吉例曾我』一番目『廿四孝』中幕『鶴退治』どんつく『二番目』東台俠客傳』(一日開場)

久須美九郎、工藤祐經、横藏後に山本勘助、鶴後にどんつく、武藏屋初五郎(猿之助)小林朝比奈、萬歳鶴太夫、日野山檢校(壽美藏)宇佐美六郎、曾我五郎、長尾景勝、池田播磨守(八百藏)武藏屋新藏(訥子)母白妙、悪魔銀次、母おいせ、猪の準太、太鼓持豆太(勘五郎)曾我十郎、女房おたれ、ぬれ衣、新藏女房おさん(源之助)直江山城守、武田勝頼、鬼王新左衛門、源三位後に丸一の太神樂(延二郎)御草履取り三吉、四人ユウガ(雀三郎)虎御前、自須賀六郎、富士松島之助(猿吉)八重垣姫、弟分三太、白酒屋おたま(宗之助)近江小藤太、上杉謙信、同心大國三郎(春五郎)八幡三郎、同心阪本三太郎(村右衛門)原小文次(團子)悱初五郎(芝海老)喜瀬川少將、新内綾之助(勝太郎)子分鐵五郎(團二郎)梶原平次(丹二郎)子分坊主留(助五郎)同其六(しや、六)手先喜平次、四人(龍藏)

特に歌舞伎座は親方の出ない爲め却つて若手連

の大車輪、豫想外の花々しさ、殊に芝翫の勝頼は天下の極めつきにて殆んど點の打ち處なし、朝比奈は足の不自由なるに似合はず勇氣満ちて凛々しく、しかも品格あつて市藏の和田義盛と相對して大芝居なりき、芝翫は松島よりもむしろ以上二役に於て巧にしこなしたり。丈はむしろ立役に於て成功すべしとはある劇通の仰なり。優に次では女寅の濡衣、家橘の金助、染五郎の原小文次、榮三郎の賤機等は近來の觀物なりし。但し八百藏の權次、尼公は見劣りせり、何故に松助に權次をやらせなかつたかとは右劇通の長大息なり。因に記す、この二番目(新作)は却つて櫻痴其水などの新作よりも出來ばえよかりしは御世辭ならず。この他評判宜しきは新

富座の中村又五郎が曾我の宮玉なり。總じてこの一月興行に多きは曾我、右の明治、東京二座の外、新富、眞砂、演伎、三崎、柳盛等都下劇場の大部は皆これを出し、特に眞砂座などは伊井河合の新俳優が五郎十郎。その他は千本櫻とか實盛とか乃至は文覺、景清、陣屋など源平を表の時代物、忠彌、赤垣などの近代もの、帯屋、質屋などのつやもの、例の所作事の類なり。新劇にては堀のお梅、下襦熊五郎、日本の旗風、山賊藝者、新世界、勿驚、御意見無用などこの初春の出しものながら、舊俳優、舊作物の總じて盛なるに及ばず。世は追々地味な流行を趁ふまゝに、あまり騒がしい書生風の新劇は到底客足つけにくく、かつはきら／＼しき衣裳と妙な

る音曲、節調ある臺詞の棄て難さは日増しにこの傾向に力を添ふ。現に前掲の伊井河合が五郎十郎、市村座の山口が忠信辨慶、白川の景清、富樫、島田の三保谷と義經、古川の静といふ千本櫻の出し物、改良座の松尾の五郎と虎、西山の重忠、松本の仁田四郎、東の祐經、青木の十郎といふ役割での和國鴻門會、これらは最もよくこの風潮を見るべきもの。初春の景氣と一般にいへばまづ此の如し。

三 初春の財界。

物價は舊臘に引きつゞきて概して下落の近況なれども尙需要者は多からず、一般氣乗りせぬは相變らずなり。しかし各銀行の報によれば、この頃預け入れと舊臘貸出しの返金とが非常に

多く、出金稀なりとの事、又米作ある諸地方は米代金の收入ありしたため農家大に餘裕を生じて貨幣多く銀行に入り、又は株式の注文多く、新年早々相場之が爲に引き立ちし。この景況もし永續せば爾後金融の益緩漫となるは必定、加ふるに輸出もやゝ好況に近きたり。抑暮にひきかへて喜ぶべき新年にこそ。但し委しくいへば歳首十日間には外國貿易輸入超過は示したり、されどそれは主として神戸に於ける棉花輸入の増加が百四十餘萬圓に上りしにより、他の諸港に於ては概ね輸出超過なり。試に各港商品の輸出入を示せば左の如し。

港名	三十五年一月上旬輸出	同	輸入	輸出(入)超過
横濱	三三三、五二一	一、六五五、七三三	出	八六六、四九二

神戸	一、三三三、三三一	三、九八三、一三三	入	一、六四九、八二二
大阪	一、三三三、三三一	一、六八八、七三三	出	三、〇二二、〇六六
長崎	一、三三三、三三一	三、九八三、一三三	入	一、六四九、八二二
函館	一、三三三、三三一	三、九八三、一三三	出	三、〇二二、〇六六
新潟	一、三三三、三三一	三、九八三、一三三	入	一、六四九、八二二
門司	一、三三三、三三一	三、九八三、一三三	出	三、〇二二、〇六六
下ノ關	一、三三三、三三一	三、九八三、一三三	出	三、〇二二、〇六六
口ノ津	一、三三三、三三一	三、九八三、一三三	出	三、〇二二、〇六六
計	四、六八八、七三三	四、六八八、七三三	入	三、三三三、三三一

この中横濱の輸出超過僅かに八十餘萬圓に過ぎざりしは、重要品の輸入高何れも多少増加せるに、輸出は銅の外諸品何れも減少せしによる。この他この十日間に韓國より九萬六千七百三十一圓の金の輸入ありしがため、輸出高一千七百二十三圓に對して九萬五千八圓の輸入超過を示したり。銀は輸出五萬五千五百十六圓、輸入一萬七千五圓にして四萬四千八百五十一圓の輸

出超過を示したり、總じて順境といふべし。况んや年末には二千百八十萬圓の限外發行をなせし日本銀行、新年十日間の決算によれば限外發行全減の上尙發行餘力を見るに至れり。即ち十日の決算によれば、發行高一億九千百萬圓、貸出高四千四十萬圓、發行餘力四十七萬六千圓、正貨準備七千六百萬圓なりし、經濟界前途の好望期すべし。聞く所によれば昨年來の國庫の現計を三十三年度に比する時は酒稅の増加は三百五十萬圓に上りしも關稅二百三十七萬圓を減じ、地租及び内地の諸稅も多少減じ、即ち左表の如しといふ。

科 目	三十四年度	三十三年度	比較増減 (△は減)
經常部 歳入			
租 稅	六三,三三〇	六三,三三〇	—
地 租	一五,六三六	一六,三三三	六九六
酒 稅	二七,七四九	二四,三九二	三,三四七
内地 諸 稅	一〇,五〇三	一〇,八二五	三二二
海 關 稅	九,四七九	一〇,八二五	一,三四六
印 紙 收 入	七,七〇〇	七,三〇〇	四〇〇
官業及官有財産收入	一五,四四〇	一四,九七〇	四七〇
郵便電信收入	一三,三三三	一三,三三三	—
諸 收 入	二,〇〇〇	一,三三三	六六六
雜 收 入	一,五七三	一,八八三	三一〇
臺灣事業公債償却金	二,九七五	一〇,九六六	七,九九一
合 計	八〇,三六六	八六,八八七	六,五二一
臨時部			
官有物拂下代	五,四八六	四,七二〇	七六六
雜 收 入	一,七四三	二,八四六	一,一〇三
地方分擔納付金	四三,〇七	三〇,九七	一二,一〇
公債募集金	一四,四七〇	一四,九六九	四九九
價 金 繰 入	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	—

科 目	三十四年度	三十三年度	比較増減 (△は減)
森林資金繰入	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	—
一時借入金	—	五,〇〇〇	五,〇〇〇
清國事件資金繰入	—	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇
前年度繰入金	三,一〇四	八,八八三	五,七八九
合 計	四,七〇四	六〇,八八三	五六,一七九
出			
臨時部	一〇,三三三	一〇,三三三	—
經常部	一七,三三三	一〇,八八三	六,四五〇
合 計	二七,六六六	二一,二一六	六,四五〇

四 無常の嵐。

この目出度き中にもしかし無常の嵐はすさむ。二日の午後三時廿五分頃のとまり、鹿兒島櫻島の西櫻島村字赤水に火を失し、折しも烈し

き北風に見るく火焔は擴がりて、遂に百五十九棟、内居宅七十七戸、廩八十一棟、小舎二棟を焼き、爲めに全部落の三分二強を失ひたり、損害見積價格一萬七千五百餘圓にして、原因は煙草製造用の煙突より吹き出す火焔の厩に落ちて發火せしに依るといふ。又相州浦賀警察署に於て八日午前十一時頃觀音崎燈臺沖合に二本檣帆船一艘火災に罹かりて漂流しつゝありとの急報に接し、直ちに町役場に通知し、同時に石川島造船所浦賀分工場に依頼して、小蒸汽の準備を乞ひて、浦賀町助役及び書記等と共に警官數名之に乗込み觀音崎沖合に向ひたるも更に帆影を認めず、僅に海岸を距る半哩位の處に於て二本檣帆船の碇船を認め、近寄りて取調べしに別

段異状もあらざりければ、更に船員に對ひ、火災に罹かりたる難破船を認めずやと問ひたるにさる事なしとの返答に、一同も呆氣に取られ、其儘上陸して附近の者等に聞き合はすも同じく認めずとの事に愈々惑ひしが、然し虚報とも思はれず、察する所觀音崎を通過せざるに先だち既に沈没したるにあらざやと疑ひ、更に鴨居沿岸に到りて聞き糾せば、正しく該船の火災に罹かりし儘遙か沖合を通過せるを目撃したりと云ふにぞ、尙も實否を確めんと觀音崎燈臺員に問合せたるに、同日午前八時頃燈臺を距る東南凡七哩の沖合、即ち千葉縣天神山附近に當り、火災と見えて二本檣帆船一艘に(裝帆西に向ひ居たり)黒煙頻りに起るを認めたるも信號する能

は、十時頃に至り全く沈没したる様子にて一艘の救助船も認めざりしとの事なりしが、既に時間を経過し加ふるに激浪甚だしく、到底小蒸汽船の航行し得べきにあらず、のみならず千葉縣の管轄内なるを以て一同は午後四時頃引揚げたる由、尙ほ聞く所に據れば千葉縣佐貫海岸に珠數撃なきの死體八名漂著したることなるが、多分火災の爲め沈没したる同船の乗組員なるべしとなり。七日の夜東京赤坂福吉町の自邸にてかるた遊びに餘念なく打ち興じ居給ひし黒田長成侯の父上長知氏、突然卒倒して同夜十一時敢なく薨去し給ひぬ、喪は九日に至つて發す、墓誌成る、左の如し。

公性黒田、諱長知、幼名健若、長稱官兵衛、爲舊福岡藩主、考

承家、七子長和君再興支封直江黒田氏、八子長敬君繼支封秋月黒田氏、五女頼子適舊佐賀藩主侯爵鍋島直大公嗣子直映君他皆薨焉

同夜なり、かねて病中なりし井伊直憲伯遂に薨去す、享年五十五歳、その略歴は左の如し。

君、嘉永元年四月廿一日を以て江戸に生る幼名愛鷹、萬延元年從四位下左近衛少將に任ぜられ掃部頭を兼ね文久二年二月先掃部頭格別轉忠の廉に依り特に和宮御婚禮祝儀の御使として京都に差遣され將軍より時服十領黄金百枚馬一匹を賜はり同年三月從四位上に叙せらる同年十一月父直弼の事に座し封邑十萬石を削られ恐懼官位を辭し謹慎して恩命の下るを待つ同三年浪士各所に屯集して閣下を犯さんとするに當り君命を奉じて之を追討し和州各所に轉戦し元治元年七月諸藩の兵閣下を犯すと聞き直に師を帥めて参内し各所に防護す戊辰の役起るに及んで馳て東山道總督に屬し東征して殊功を樹て明治二年其賞として二萬石を下賜せらる同年表を上つて領土を奉還し三年六月彦根藩知事に任じ五年十月歐米各國歴遊の途に上り六年十一月歸朝す九年十二月宮中祇候御付られ十七年七月伯爵を授けらる同三月宗親王御宮御勅營に付御手傳御付られ金一萬三千圓を獻納し二年九月海防費金一萬圓を獻納し其賞として金製黄綬章を賜ひ廿三年七月貴族院議員に當選す

長傳公、從二位勳三等、參議左近衛權中將、妣黒田氏實伊勢藩主正二位勳三等、藤堂高猷公第三子、生母橋本氏、天保九年十二月十九日、生公子江戸下谷藤堂氏邸、嘉永元年十一月廿一日養爲黒田氏嗣、嘉永五年十二月十九日、加冠於幕府賜將軍偏諱、更名慶賢、叙從四位下、任侍從兼下野守、安政元年十二月九日、娶桑名藩主松平定敬妹豐子爲配、文久三年十月十九日、代長傳公上京師、承眞數旨執掌主事、元治元年三月十八日、任左近衛權少將、慶應三年王政復古公復代長傳公上京、或提兵護畿甸、或以藩船充官船、或蒙警衛征討總督有栖川宮之命、使老臣率精兵、從之轉戰奥羽之野、備致匪躬之節、以功賜賞典錄一萬石、明治二年二月五日襲封、明治二年六月上表奉還版籍、明治四年十二月遊米國、明治九年十二月二十八日拜中祇候、明治十年之亂爲藩士民亦勳、公西下觀於京師、假營、赴福岡、諭誨藩士、明治十一年十二月三十日致仕、明治十六年五月二十九日更拜宮内省宸翰御用掛准奏任官、明治十七年十二月廿六日拜太政官御用掛准奏任官、明治十八年四月廿日、叙正四位拜賞勳局勤務、同年七月十二日、叙勳四等賜旭日小綬章、明治廿三年六月十八日叙從三位、明治二十八年六月二十九日叙正三位、明治三十三年六月二十日陞叙從二位、同三十五年一月七日公疾腦溢血八日、陛下辱賜訪之下賜菓子、同日更特旨叙正二位勳三等、九日遂薨、十五日葬于青山之塋城焉、享年六十有五、公有八男五女、次子長成公

(母年七月辭任)廿七八年戰役の際軍費を資けたる功により三十年六月を以て勳二等に叙し旭日重光章を授けらる三十二年六月從二位に任じ三十五年一月七日特旨を以て位一級被進同九月勳一等に叙し瑞寶章を授けらる

この日又舊大和郡山藩主柳澤保惠伯の養母明子刀自病を以て逝去せらる、皇后陛下の姉君にして弘化三年十月故一條忠香公の長女として誕生あり、今年五十六歳とぞ。八日の午後十二時三十分頃にはイギリス人ゼー、エッチ、アルック氏七十六歳を以て横濱に没す。氏は日本にあると四十餘年、日本最初の外字新聞「ジャパン、ヘラルド」を買ひ入れ、同新聞はニウジランドより來濱せし「ジャパン」のアラック氏職をつぎ、ハンザード氏の養子「トキンス」之れにつき、次て公實に附せしを買入れしとぞ、千八百六十七年頃より之を市場に出し、且つ創刊以來複寫版にて發行せしを、この頃廢刊せる

カルカッタ新聞の活字機械を得て使用しぬ。その常に我國の外國と關係ある出來事を論評せるは偶奇矯の失なきにあらねど、その鋭利なる筆鋒もて遠慮なく我が弱點を指摘せるは亦得難きの知己なりし。然るに病褥にある僅に數日、忽ち異域の客とはなりぬ。氏が生地は英國リンコンシャー、ホストン市にして、父が新聞記者たりしが故、氏も亦リンコンシャーの一新聞通信員たり、氏生來科學に堪能なりし爲め、幾何もなくして倫敦工業學校の講師に任ぜられたり、氏年少くして妻を娶りしかば、生活の困難は氏をして濠洲に向はざるを得ざらしめ、同地に於て洲政府の總理となりし事もありて其の技量を揮ひしが、千八百六十七年反對黨の爲め

に其の政府顛覆するや、直に日本に來りて『シャパン、ヘラルド』を以て、精勵力行外人の權利々益を主張し、條約改正に就ては大に反對し、外人の生命財産の安全を日本政府に委するが如きは尙久しき未來の事に屬すとし、日本政府並に日本人を罵倒して止まざりき、而して氏の精勵は實に盛なるものにして、齡已に古稀に達しながら尙日々新聞社に出勤し、事務に執掌したりと云ふ。十日午前八時、室町典侍宮中に薨す、典侍名は清子、天保十一年十二月を以て京都に生れ、慶應三年正月九日權典侍に任ぜらる、明治二年二月廿二日從五位上に叙せられ權中納言典侍と稱し、同年九月廿七日二典侍と改稱、十四年八月一日權典侍に任じ正五位に進み紅梅典

侍と稱せらる、十六年二月廿日典侍に任じ、同年六月廿五日從四位に叙し、廿二年十一月廿九日憲法發布紀念章を授與さる、兩陛下行幸啓の供奉仰付られたること前後三回、其勞に依り廿八年十二月十六日特に金五百圓を賜ふ、卅二年十二月廿八日從三位に進み、卅五年一月六日特旨を以て正三位に叙し勳三等實冠章を授けらる、この日容體危篤なりしが、主治醫立會の上最後の手術を施したるに一時回復の模様あり、九日夜より病再び革つて遂に薨す、年六十三、遺骸は同夜麴町平河町の邸に移し、十三日、多年宮中奉仕の勤勞により、天皇陛下より特に金二千圓を下賜せらる、十四日午後一時自邸出棺青山五丁目の梅窓院に佛葬す。十一日には英照

皇太后五年の御式年祭あり、京都東山後月輪御陵に於ては勅使九條掌典參向あつて嚴なる御陵祭あり、宮中にては御靈前祭を行はれ、京都の兩本願寺、佛光寺、興正寺、妙法院、隨心院、智恩院、大德寺、相國寺、妙心寺、曼珠院、高臺寺、仁和寺、教王護國寺、泉涌寺、二尊院、金戒光明寺、近江の延曆寺、三井寺、圓満院などの諸山は孰れも嚴重の法要を修し奉る。貞宮多喜子内親王の三年御式年祭もこの日なり。

五 近頃學界の慶事。

昔忍ばるゝ數々の中これは又稀代の異聞かな、米國の豪商ヒアポントモルガン氏が近頃英國に遊びし折、世界の古本王ともいはるゝロンドンのパリーナード、クオリッチ氏の書店にて、

千四百五十九年に刊行せられしフスト及びシエ
 フフェル兩氏（共に初めて活字を發明せし獨逸
 人）の印刷にかゝる「サルモルム、コーデックス」
 一卷を五萬二千五百圓もて購ひし、古來未曾有
 の高價とぞ。又先年出版ありしヒスマーク公の
 「回顧録」は大に外交史上の秘密を暴露して歐洲
 政界の研究に光明を與へしが、歐洲新聞の報に
 よれば、昨年末獨逸スタットガルトの一出版會社
 は又比公の往復書簡二巻を出しぬ。此の書簡は
 比公が自ら私信中より必要なるものを選択し、
 其の自傳的記録の拾遺となさんが爲めに出版せ
 んとを欲し居たるものにして、今其遺志に従ひ
 て出版せられたるなり、之が出版に盡瘁したる
 はコール博士にして、頗る周到綿密なる注意を

以て、政治研究者を最も多く裨益すべき方法に
 よりて編纂せられ、註解せられたれば、毎巻編
 立して政治家及び歴史家の好参考書たり。第一
 巻は「皇帝ウエルヘルム一世と比斯麥」と題して、
 皇帝と比公の間の往復書簡を蒐めたり、公が最
 も熱心に希望したるは此巻中に集められたる書
 簡の出版なり、公は之を以て皇帝と公との關係
 の真相を最も明かに世界に表顯するものとな
 し、後世をして公を批評せしむるに缺くべから
 ざるものとなせり、第二巻は比公が内外の大政
 治家と往復したる書簡を包含するが故に、一般
 の讀者に向て頗る興味多く、これのみにても當
 時歐洲外交界の消息を知るを得べし、巻中に三
 國同盟締結の時に往復せられたる私信あり、比

公が露國皇帝及び外相を操縦したる面白き書簡
 あり、蓋し近世歐洲外交の最も貴き記録とす。

此の二巻に於て嘗に外交界當時の真相を知り得
 べきのみならず、皇帝と比公とを初とし、各國
 の大政治家の人物と手腕との一斑自ら察せられ
 て、特殊の興味を感じ得べしと云ふ。

史界以外を顧みれば、醫學者としても夙に令
 名あるイタリアの現任農務大臣博士グロト、バ
 チェリ氏 (Guido Baccelli) が去年十月下旬ヒザ
 市に開かれし醫學大會に出席して一場の講演を
 試みしその發明にかゝる牛病 (Aphte épigottig-
 e) 新治療法は大に醫學界の注意をひきぬ。そ
 の治療法は病牛の血管へ蒸騰水銀と食鹽とを混
 和したる藥液を注射するものにして、病牛の性、

年齢並に病疫の輕重に準じ、二千グラム乃至八
 千グラムの液量を用ゐるものなり、過般チヒタ
 ベキア市に於て實驗の際、五十二頭の病牛悉皆
 此の治療法に由りて全治し、又オーデニア、バ
 ヒア、ミラノ、ベルガームの諸市に於て試験の
 節も同様の結果を得たりといふ。我國に於ては
 過般農商務省より專賣特許權を得たる消毒用噴
 霧器（一名きりふき）近頃の喜ぶべき發明なり。
 長野縣人吉田初藏、桑澤松吉兩氏の發明にして
 壓縮空氣の作用により、自働的に藥液を噴飛せ
 しむるものにて、構造簡短破損等の恐れなく、
 霧は精粗三段に噴出する裝置なるが、極めて周
 密にして普通の撒布機器の如く藥液を無益に消
 費せず、其發散力も亦強くして能く高所に達す

るが故に、養蠶室及び蠶具等の消毒液、又は一般傳染病毒の消毒薬を撒布するにも最も適當なれば、全國農蠶學校、醫科大學病院、警視廳其他諸官衙にても此器を採用し、又農科大學農藝化學科にては酒造場の殺菌用に適當なるを承認し、農商務省農事試験場に於ても果樹其他諸作物の病虫害驅及び豫防薬撒布用に有効なるを認めて本器を採用せる由なるが、其代價は僅に四五圓にて、製造發賣元は東京神田須田町十文字商會なり。この他丸善書肆が新年發行の「學燈」に六箇の條項もて歐米十九世紀の大著作に對する我が讀書家の意見をかゝげぬ、書肆社會未曾有の奮發なり。六箇の條項とは一、文藝學術諸學科を通じて十九世紀中の最大著述、二、最も興

味ある詩賦小説等の傑作、三、讀書家の座右に備ふべき十九世紀の大著述、四、各専門の學術文藝に關する十九世紀の大著述、五、十九世紀晩年の大著述、六、最も有名なる十九世紀研究に最も必要なる参考書是なり、各條項に於て最も多く擧げられたるものを記せば、一、ダーウソンの『種原論』、二、ゲーテの『ファウスト』、三、『エンサイクロペヂア、ブリタニカ』、四、セーネオボの『最近政史』、五、フリーの『近世史』、而して『種原論』は二十五人の最大著書として撰ぶ所となり最高點を示したり、但し中には笑ふべきもの尠からずなどの評は已に起れり、國民新聞の如きは「ルナン」の『基督傳』の如きアライスの『米國平民政治』の如き若しくはクロートの『希臘史』の如き

は殆んど忘れられしかの如く之を記する人少くまた現時の文學界に名高きイブセン、ゾーデルマン、ハウプトマン、キップリング、メレヂス、ウォールズ夫人等の著作を味ふ人の乏しきは頗る意外の感なくんばあらずラスキン、トルストイ、カーライル、ニーチェ等の作は十九世紀著述界の頗る顯著なるもの也然るに此等の豫言者若しくは思想家の聲に耳を傾けつゝあるものは頗る稀なるが如しされど此等七十氏は我邦讀書社會の好代表者なるや否なや疑なき能はず彼等の多くは其の専門の見地より觀察して撰擇したるが故に彼等の撰擇を以て直ちに十九世紀に於ける一般の最大諸著を適當に擧げたるものとは觀るべからず然れども之を以て我讀書社會の上流

が如何なるものなるかを知るの一助となすを得べし若し忌憚なく云へば此中に頗る抱腹すべき事すら發見せざるにあらず或は其の書の性質を誤解して全く見當違ひの條項の下に置きたるあり或は十八世紀の著述を記したるあり概して云へば丸善の此擧は我邦讀書界消息の一部を傳へたるものにして彼等が常に頗る高潔なる思想を呼吸しつゝあるを表示したるは喜ぶべき事也」といへり。

六 初春の史學雜誌類。

初春の史界雜誌の新裝は「史學界」を第一とす。紫紺の濃きに上方に白字で史學界と抜き、下に白地に抜いた所へ白茶でイ・サスの戦を綱板で見せ、左右の縁に刷新の要綱を記せし等、

前項に記せし當春はやりの色彩をそのまま、特に史學なる沈着な學術雜誌の表紙として頗る適切なりといふべし。内容の改良に至つては更に一段目ざまし、當春我が諸雜誌に通じての流行は紙質をよくして挿繪を寫真版として所々に挿める趣向なり、「史學界」はこれをも新に具へたり。又大さを四六二倍にしたるが如き、著しき改良なりとす。所載の挿圖は西部印度テールのカイラッサ寺院の古蹟を初めとして、アテンの府城。ペリタレス。ヨリセウム。アレクサンデル大王。セント、ソフィアの殿堂。コルネリウス、スキピオ。コルドアの禮拜堂。アウグストゥス。太古支那文字。コンスタンチン大帝。支那上古の風俗。カヅール。秦の泰山の碑。ギクト

ル、エマヌエル。漢代の兵士。ガリバルヂ。高句麗好太王の碑。王莽の新錢。周代貨幣。夏禹の書。漢武帝の三幣。大食國の貨幣。サンスクリット。パリ文字。元代の建築。蒙古文字の諸種にして専門智識普及のて、だてまことに至れり。それ一方には流行を趁ふて多くの人目に觸れむを望み、又は、や、を趁ふそのものが同時に學問の普及に役立ちうべき類をゑらび、而してその本領たる學術的分子は更に一段の精練を加ふ、學術雜誌として殆んど間然すべきなし。希はくは益この方針を固くして、愈通俗に普及的に又更に流行を趁ふて社會の風潮に隨ひつゝ、漸次學術普及の目的を達せられむと、山下水の巖のまにまに、しかもゆく／＼巖を浸す儼ならむを

切望す。惜むべきは「歴史地理」なり、近頃名高き印章を白地に朱で見せ、中央銀短冊形に六朝時代の文字にて題號を書下し、横に日本全圖を白抜きにして地は總て卵色、左方下部に綠地白紋の古代模様を染め出したり、歐洲今日の意匠界を蹂躪しつゝある流行斬新の妙趣とかや、これ表紙なり、目覺しかりける出立ちかな。さりながらかゝるさはやかの色彩は過去のはやり、地味な茶色の半襟などを小娘までも好む三十五年の初春には正反對の不似合、殊に普及的の學術雜誌の表紙としては色は華に流れ、材は専門に偏す、巻を開けば又更に刷新の儼なく、相變らずの専門的なる材料のみに富みたるは遺憾なり、そも何故に流行に逆らひ又何故に真正に普及的

には改めざるか、これ新春第一の不審。

(完)



編輯部稟告

本講義次號以下には坪井博士の人類學、田中講師の地理學史その他未載の題目あらはるべく、附録は本號より掲載し始めし横山學士寄贈の朝鮮物語抄を首として益々珍奇の材料を探り、雜錄は一層の多趣味と一層最新なる海外思潮の紹介とを以て飾らるべく、雜報として過去一年間の内治外交社會的方面等を精確なる材料によつて記述すべく、又「このころ日記」の完結を速くして意のある所を記載して諸子の反省に資すると共に、別にある時は時論をものし、ある時は社會の現況を諸種の方面より記述する等、専ら諸子が眼界の増大を期すべく、次では又雜錄に於て本講義獨習に要する素養に資すべき参考書類の紹介をも始めし。頁數は及ぶだけ増加し、出來べきだけの課目を掲げて諸子の興望に背かざらむとを欲す。發行の遅延に就ては頗る諸子の遺憾を知れども、これ主として原稿の集り難きと校正の嚴密を要するとにありて、一は諸講師の熱心に基き、一はその熱心なる講述に對して疎漏なる校正の忍びざるに因すれば諒察を乞ふ。經驗ある諸子に向つては敢て説くに當らずと雖も、抑一字一句の誤、字形大小の錯誤、文字の位置の錯亂等は史學研究者の常に念頭を離れざる痛恨事、予輩は常に今の多くの出版物の遺般の消息を顧ざるを憾として自ら再びせざらむとを誓ふもの、故に匆忙の際と雖も敢て杜撰の處置に堪えず、遅延の理由此の如し。しかも尙誤なしとせず、そは力めて速かに正誤すべきも、唯制業の際事務繁多のため毎號正誤を出し得ざるの罪を謝す。但し發行遅るゝも掲載の一種類の時を隔つるも乞ふ安んぜよ、「兼」に發表せし課目は非常の外は掲載せざるなく完結せしめざるとなし。尙近々には逐次全國各種圖書館の目錄を附載して校外生諸子に限つて該圖書館の閲覧にある特權を有せしむべき類の計畫熟せむとす。諸子幸に教衷をくんで予輩が罪を咎めざれ、謹白。

明治三十五年一月 東京專門學校 史學科講義編輯員一同

雜報

中古 遣唐使 蘇我氏ノ專横及滅亡

●中學校教授要目の發表
本月六日の官報を以て中學校教授要目は發表せられたり、その中歴史科と地理科の分を左に抄録す。

歴史

第一 日本歴史

第一學年 毎週一時

太古 神代、皇基ノ遠遠

上古

神武天皇、崇神天皇、景行天皇、日本武尊、熊襲及蝦夷、成務天皇、神功皇后、韓土内附、仁德天皇、雄略天皇、韓土ノ變遷、歸化人及其ノ子孫、韓土傳來ノ工藝文物、佛教ノ傳來、蘇我物部兩氏ノ爭亂、聖德太子、佛教ノ興隆、文物制度、

中學校教授要目 歴史科

第二學年

毎週二時

中古ノ續キ

後三條天皇、院政、武人ノ登用、僧徒ノ跋扈、後三年ノ役、源氏、保元ノ亂、平治ノ亂、平清盛、平氏ノ繁榮、諸源ノ舉兵、平氏ノ滅亡

近古

鎌倉幕府、守護地頭、鎌倉三代、承久ノ亂、北條氏ノ執權、貞永式目、鎌倉武士、京都公卿、風俗、文學、新宗派、元寇、兩皇統ノ交立、五攝家、元弘ノ亂、勤王諸將、北條氏ノ滅亡、建武中興、足利尊氏ノ反、南北朝、室町幕府、鎌倉

管領 足利義滿ノ盛衰、應永ノ亂、永享嘉吉ノ亂、應仁ノ亂、關東ノ分裂、北條早雲、東山時代、文學、美術、工藝、風俗、足利季世京都ノ衰替、群雄割據、皇室、織田信長、豊臣秀吉、朝鮮征伐

近世

徳川家康、關原ノ役、江戸幕府、諸侯、天主教、島原ノ亂、通商貿易、後水尾天皇、文學ノ復興、徳川光圀、著名ナル學者、元禄時代、奢侈、風俗、新井君美、徳川吉宗ノ治、實學及殖産ノ奨励、田沼意次ノ執柄、松平定信、諸藩ノ治、著名ノ藩侯、國學、尊王論、蘭學、海防策、露人ノ寇、英船其ノ他ノ來航、米國使節ノ來朝、開港通商ノ論、安政ノ大獄、井伊直弼ノ武斷、幕府ノ衰頹、討幕論、元治ノ變、長州征伐、大政奉還、伏見ノ戰、戊辰ノ役

現代

明治新政、五條ノ誓文、開港、箕部

第五學年

每週一時

建國ノ體制

大化以前ニ於ケル主要ナル事蹟ノ概括、支那及韓土トノ關係、氏族部民ノ制、祭祀教法

大化以後延暦以前ニ於ケル主要ナル事蹟ノ概括、支那及韓土ト

ノ關係、制度ノ概略(官制、田租賦役、兵制、刑制等)、文化、平安時代ニ於ケル主要ナル事蹟ノ概括、文物制度ノ變遷、院政及平氏時代ニ於ケル主要ナル事蹟ノ概括、莊園ノ起源、寺院ノ勢力、武門ノ興起

鎌倉時代ニ於ケル主要ナル事蹟ノ概括、幕府ノ制度、朝廷ト幕府トノ關係

南北朝及足利時代ニ於ケル主要ナル事蹟ノ概括、室町幕府ノ制度

度

明トノ交通(倭寇)

歐洲人ノ來航、通商貿易、天主教ノ傳播、外征及冒險ノ氣象

天文慶長年間ニ於ケル國內變動ノ概要

江戸時代ニ於ケル主要ナル事蹟ノ概括

江戸幕府ノ諸制度

邊境ノ事情、洋學

維新ノ原因及其ノ事蹟ノ概括

明治新政、新設官制、版籍奉還、廢藩置縣

外交、大使派遣、歐米文物制度ノ採用

朝鮮トノ關係、征韓論、佐賀ノ亂

臺灣征討、北海道、樺太及千島

熊本及萩ノ暴動、鹿兒島ノ亂

琉球ノ處分、朝鮮ノ修好及事變、天津條約

教

近古

蒙古ノ勃興、元太祖ノ四征、太宗憲宗ノ南征、所拔都及旭烈兀ノ西征、世祖ノ一統及東侵、元代ノ治亂、諸汗國ノ盛衰、明ノ太祖、靖難ノ役、成祖ノ遠略、帖木兒、明ノ中世(邊境ノ寇、大禮ノ亂)交趾ノ叛服、沿海ノ寇盜、明ノ末世(萬曆朝鮮ノ役、東林ノ獄、流賊)元明ノ儒學文藝、莫臥兒帝國ノ興亡、ほるとがる、いすばにあノ東略、天主教ノ東流

近世

清ノ開國、世祖ノ一統、清聖祖高宗ノ業、清ノ學術、東洋ニ於ケル蘭英諸國ノ競爭、英領印度、清英ノ交渉、長髮賊ノ亂、英佛ノ北清侵伐、露ノ東略、清露ノ關係、安南暹羅、清佛ノ交渉、日清韓ノ關係、日清ノ戰役、東洋ニ於ケル英露及佛國米、世界ニ於ケル東亞諸國ノ現勢

第三 西洋歴史

第四學年 每週二時

上古

えりおと、へぶらい、ふかまはきあ、びびるにあ、あつしりあ、べるしあ、だりうす、くせろくせすノ業、ぎりしあ、ぎりしあノ文物、あてん、すばるた、てしへ、べるしあノ交

民選議院論、元老院、地方官會議、府縣會、國會開設ノ請願、政黨、新聞紙、國會開設ノ準備

憲法、皇室典禮、帝國議會

諸制度ノ發達、學術ノ進歩、交通機關ノ擴張、殖産工業貿易ノ振興、條約改正

明治二十七八年ノ戰役

世界ニ於ケル日本ノ地位

第二 東洋歴史

第三學年

每週二時

上古

上代ノ支那、唐虞三代、春秋ノ世、周ノ制度、文物、戰國孔子、周末ノ學術、上代ノ印度、佛教ノ興起

中古

秦ノ一統、漢楚ノ爭、漢高祖、文帝景帝ノ治、武帝ノ業、四夷ノ服屬、王氏ノ篡立、後漢ノ政、匈奴、西域ノ叛服、三國晉、五胡、十六國、南北朝、隋、唐太宗、武曌ノ禍、開元ノ治、安史ノ亂、藩鎮宦官ノ禍、唐末ノ大亂、朝鮮半島ニ於ケル諸國ノ盛衰、渤海、漢唐ノ儒學文藝、佛教道教及其ノ他ノ宗教、南海ノ貿易、五代、宋太祖、仁宗ノ治、王安石ノ新法、遼金ノ盛衰、高麗ノ盛衰、宋金ノ交渉、宋代ノ儒學文藝及宗

海 黒海沿岸ノ地方、まげせにあ、あれくさんどるノ業、ふ
 かにさあ殖民地、いたりあ統一ニ至ルろーま ほえに戦
 役 あれくさんどる後ノ東方諸國(ギリシア、まげせにあ、え
 くと、しりあ、ばるちあ、ばくとりあ)ろーま共和制ノ末
 路 ろーまノ東征、かえざるノ業 ろーま帝政ノ初 ろーま
 トばるちあ、べるしあ ろーまノ制度及國情、基督教

中古

げるまにノ遷徙 東ろーまトべるしあ、すらぶ諸部落 さら
 せん 中古ニ於ケル東歐ト西歐、かある大帝ノ業 のるま
 ん 神聖ろーま帝國、法皇ノ權威 西歐ノ制度及國情 十字
 軍ト東方諸國 いぎりすトふらんす 東歐ノ國情、蒙古ノ侵
 入 古學復興、活版ノ發明、兵制ノ變遷、地理上ノ發見(地
 るこぼろノ日本 西歐諸國ノ中央集權、議會ノ起、地方ノ
 連合 宗教ノ頽廢及救済ノ企圖 かつとよんとるこぼろノ侵入
 宗教改革、いすばにあふらんす しゆまるがるてん同盟

近古

ほるとがる、いすばにあノ殖民策 宗教改革ノ反動 おらん
 だノ獨立 いぎりすノちのーどる朝 ふらんす宗教ノ争 三
 十年戰役 ふらんす國家主義ノ確立及外國侵略、いすばにあ
 繼承ノ役 いぎりすノ革命 南洋及東洋ニ於ケルほるとが
 る、いすばにあ、おらんす、いぎりす 近古ニ於ケル北歐及東

歐諸國ノ盛衰 北歐ノ戰役 ぼーらんとト近鄰諸國、ぶろし
 あノ勃興 おーすとりの繼承ノ役 七年戰役 いぎりす、ふ
 らんすノ殖民策 ろしあノ外交及拓殖 北米合衆國ノ獨立
 十八世紀ニ於ケル歐洲列國ノ情勢及文物

第五學年 每週一時

近世

ふらんす革命 ぼーらんとノ滅亡 列國局面ノ變化 なほれ
 おん一世ノ業 いぎりす殖民地ノ擴張 ぼーらつば獨立ノ戰
 役 ぐわいん列國會議 歐洲亂後ノ國情 ありか諸國及ぎ
 りしあノ獨立 七月革命及其ノ影響 いぎりすノ政黨政治
 東方問題 二月革命及其ノ影響 西歐ト東歐(なほれおん三
 世、くりむ戰爭)あつあニ於ケルろしあ、いぎりす、ふらん
 す いたりあ統一、どいつ統一ノ企圖、北米合衆國ノ經濟ト
 南北戰爭 めきしこ、ふらんすノ交渉 しゆれすういほる
 すたいん問題、ぶろしあ、おーすとりのあノ戰役 どいつ、ふ
 らんすノ確執、どいつ統一 ろしあトべるかん半島、埃及問
 題 英、西、蘭、佛、獨、米ト太平洋洲、北米合衆國是ノ變遷ト太
 平洋、あふりか南部ノ拓殖、ばんすらぐいすむ 十九世紀ノ文
 明及思潮(政治上、宗教上、社會上、經濟上ノ進歩)世界ニ於
 ケル日本ノ地位及日本ト諸外國トノ關係
 前記各學年ノ事項ハ便宜分合シテ之ヲ授ケルコトヲ得

教授上ノ注意

- 一 歴史ヲ授ケルニハ社會ノ變遷、邦國ノ盛衰ニ關スル明晰ナ
 ル概念ヲ得シムルコトヲ主トシ正確ヲ期スル爲徒ニ細密ナ
 ル事實ノ穿鑿ニ流レラフコトヲ要ス
- 二 偉人ノ事蹟ヲ授ケルニ當リテハ其ノ性行、事業及當時ノ事
 情ヲ詳ニシ生徒徳性ノ涵養ニ資セントナカムヘシ
- 三 有名ナル詩歌、文章、傳記ニシテ歴史上ノ事蹟ノ説明ニ資
 スヘキモノハ便宜之ヲ引用シテ興味ヲ助ケヘシ
- 四 特ニ學校所在地ニ關係多キ事蹟ハ稍々詳ニ之ヲ授ケルナ
 可トス
- 五 外國歴史ハ特ニ我國ト關係アル事項ニ留意シテ之ヲ授ケヘ
 シ
- 六 對照年表ヲ用ヒテ紀年ノ連絡ヲ知ラシメ又常ニ地圖、實物、
 圖畫、標本等ヲ示シテ生徒ノ知識ヲ確實ナラシムヘシ
- 七 地名人名等ノ稱呼ハ必シテ此要目ノ示ス所ニ依ルコトヲ要
 セス
- 八 教授用備品ハ次ノ例ニ依ルヘシ
 御歴代表、對照年表、各國帝王及諸家ノ系統表等ノ掛圖
 日本沿革及現代地圖 東洋諸國沿革及現代地圖 西洋諸國沿
 革及現代地圖
 著名ナル城邑、戰場、其ノ他古蹟ノ寫眞又ハ圖畫 著名ナル
 人物ノ肖像 古人ノ筆蹟、古文書等ノ實物又ハ模寫

地理

第一學年 每週二時

風俗工藝ノ變遷、文化ノ程度等ヲ示ス實物、模型又ハ圖畫、
 緒論
 大洋 大洲、島嶼 兩極、赤道 三帶 經緯度 地圖ノ描キ
 方及讀ミ方ニ關スル簡單ナル解説
 日本地理
 總論

- 位置 位置 境域 廣袤
- 地勢 海岸 地形 山系 水系
- 氣候 溫度 海流 雨量 風
- 天產物 住民
- 種族 人口 教育 宗教 政治

國體 政體 區畫 兵備
 生業 農業 鑛業 林業 水産業 工業 商業
 交通 道路 鐵道 航路 郵便 電信 電話
 地方誌
 地方誌ニ於テハ北海道、臺灣及府縣ノ區分ニ依リ地方ノ天然上及人事上國民ノ生活ニ關スル事項ヲ授クヘシ

外國地理

あつあ
 總論
 位置 地勢 氣候 天産物 住民 交通
 朝鮮

第二學年 每週一時

外國地理ノ續キ

あつあノ續キ
 支那
 わつあろしあ
 あつあとるこつあらびあ
 いらん地方
 いんど

いんど支那半島
 まらい群島
 大洋洲
 總論
 前二準ス
 おつすとりの
 めらねつあ
 みくろねつあ
 ほりねつあ

第三學年 每週一時

外國地理ノ續キ

ふーろつば
 總論
 前二準ス
 ろしあ
 すうまてん、のるうえい
 てんまるく
 といつ
 おつすとりのあ、ほんがりあ
 すいす
 ふらんす

西部 東部

結論

世界ニ於ケル貿易及交通 世界ニ於ケル人口、言語、宗教
 日本ト列國トノ關係及其ノ富力、兵力、領土、殖民地ノ比較
 世界ニ於ケル日本ノ地位

第五學年 每週一時

地文

總論
 太陽系 地球ノ形、大サ 地球ノ密度 地熱 地球ノ運動、晝夜、四季、日蝕及月蝕 經緯度 標準時 地圖
 陸

沿岸線
 地勢及構造
 山嶽、原野、豁谷等 泉、河、湖 岩石及造岩礦物 地層
 岩脈
 地殻内ノ産物即有用ノ礦物及岩石
 變動
 火山 地震 大陸及山脈ノ生成 沿岸線ノ生成 大氣
 水生生物
 日本ノ土地發育
 大氣

第四學年 每週一時

外國地理ノ續キ

あふりか
 總論
 前二準ス
 かなだ
 北米合衆國
 めきしこつ中央あふりか、西いんど諸島
 南あふりか

性質及作用 温度 氣壓 風 濕氣 氣候及天氣
 海 海水ノ組織、色、鹽分等 海底 海水ノ温度 波、海流、潮汐
 生物 分布 植物系

教授上ノ注意

- 一 地理ヲ授クルニハ生徒既知ノ事實ト關係アル事實ニ及サンコトヲ旨トシ必シモ此要目ノ順序ニ依ルコトヲ要セス
- 二 地理ヲ授クルニハ成ルヘク事實ノ比較連合ヲ力メ特ニ外國地理ヲ授クルニ當リテハ我國ノ狀勢ヲ以テ比較ノ基礎トナスヘシ
- 三 日本地理及外國地理ヲ授クルニハ常ニ地文ニ關スル事項及實業ニ關スル事項ニ留意シ濫ニ細密繁多ナル事實數量ヲ記憶セシムルコトハ之ヲ避ケヘシ
- 四 外國地理ヲ授クルニハ外國ト關係多キ地方ニ留意シ此要目ノ中特ニ重要ナル部分ハ更ニ之ヲ細分シテ授クルコトヲ得
- 五 歷史上著名ナル場所ニ就キテハ其ノ事蹟ノ大要ヲ附説スヘシ
- 六 有名ナル詩歌文章紀行等ニシテ地理教授ニ資スルニ足ルモノハ便宜之ヲ引用シテ興味ヲ助ケヘシ
- 七 實地ニ觀察シ得ヘキ事項ハ成ルヘク直接ニ觀察セシメ其ノ他ハ常ニ地圖、標本、寫眞、繪畫、表等ニ依リ生徒ノ知識

- 八 地名ノ稱呼ハ必シモ此要目ノ示ス所ニ依ルコトヲ要セス
- 九 教授用備品ハ次ノ例ニ依ルヘシ
- 十 日本及世界地形圖 世界分圖 日本行政區畫圖 日本及世界交通地圖 人種分布地圖 日本及世界水陸動物分布圖 日本及世界植物區系圖 日本地質圖 日本及世界同溫線圖 日本及世界同壓線圖 日本及世界風向圖 日本及世界雨量圖 日本及世界海流圖 同時潮圖 地震及火山分布圖 日本地震圖、天氣圖ノ一例 其ノ他人文、地文ヲ説明スル地圖 諸統計ヲ示ス圖又ハ表 風俗、風景、其ノ他地文上ノ現象ヲ示ス圖畫又ハ寫眞 土地ノ高低、褶曲、斷層等ヲ示ス模型又ハ圖畫 主要ナル岩石 主要ナル造岩礦物 日本ノ主要ナル農産、林産、水産物及加工品ノ標本 主要ナル貿易品ノ標本 風化ヲ示ス標本 主要ナル化石又ハ其ノ模型或ハ圖畫 其ノ他ノ掛圖等

ナ確實ナラシムヘシ又生徒ヲシテ略圖ヲ描カシムルモ可ナリ但徒ニ精密ニ涉リ時間ヲ浪費セザランコトヲ要ス

地理 數學 物理及化學 博物 習字
 圖畫 家事及裁縫 體操 農業

尋で山川檢定委員會長は左の告示をなせり。
 一 本年施行する教員試驗檢定の豫備試驗は北海道廳の支廳及臺灣に於ては之を行はず
 一 本試驗は東京に於て之を行ふ但し習字科の本試験は北海道廳の支廳及臺灣を除く外檢定願書轉由の地方廳所在地に於て之を行ふ
 一 豫備試驗は八月に於て、習字科本試験は十月に於て、其他の學科の本試験は十一月に於て之を行ふ但し其日時等は道て廣告す
 一 試驗檢定は師範學校、中學校、高等女學校教員試驗檢定、高等女學校、女子師範學校、師範學校女子部教員試驗檢定との二種に區別して之を行ふ但し前者の試驗檢定を出願したる者に對しては後者の試驗檢定は之を行はず
 一 習字科并に數學科の内三角法、解析幾何、微分積分は豫備試驗を行はず
 一 出願學科の一部に就き免許狀若くは證明書を有する者又は出願學科の豫備試驗に合格（昨三十四年施行の分に限り有効とす以下豫備試驗合格とあるは皆同ト）したる者の試驗檢定は左の區別に依りて之を行ふ但し一昨三十三年の豫備試驗に合格したる者にして同一學科の試驗檢定を出願したる者に對し

(完)

雜 報

本年の檢定受験出願者に對する注意

やゝ報道の期に後れたれども、去月十五日菊池文部大臣の名を以て左の告示をなせり。

明治三十三年文部省令第十號（明治三十四年文部省令第十二號參照）教員檢定に關する規程に依り左の學科目に就き師範學校中學校高等女學校教員檢定を施行す受験者は本年三月末日までに同規程第四條に依り願書を地方廳に差出し地方廳は四月二十五日までに當廳に進達すべし但し明治三十三年施行の豫備試驗に合格したる者は豫備試験を要せざる者にして本試験を受けんとする者の願書は八月末日まで受理す
 受験者にして受験地を變更せんとするときは新に受験せんとする場所の屬する地方廳を經由して願書を差出すべし但し八月一日以後到達の分は之を受理せず
 試験施行の期日は教員檢定委員會々長之を公告す

試験檢定學科目

修身 教育 國語及漢文 英語 歴史

雜 報

ては直に本試験を行ふ

▲歴史科

一日本史の免許状を有し歴史(日本史、東洋史)科の試験検定を出願したる者には豫備試験を行はず直に免許状を有せざる部分に就き本試験を行ふ

一日本史の免許状を有し歴史科の試験検定を出願したる者には日本史、東洋史の豫備試験を省き西洋史の豫備試験及免許状を有せざる部分に就き本試験を行ふ

一歴史(日本史、東洋史)科又は歴史(西洋史)科の免許状を有し歴史科の試験検定を出願したる者には免許状を有せざる部分に就きてのみ豫備試験及本試験を行ふ

一萬國史、免許状を有し歴史(日本史、東洋史)科の試験検定を出願したる者には豫備試験を省き直に免許状を有せざる部分に就き本試験を行ふ

一日本史又は東洋史の證明書を有し歴史科若しくは歴史(日本史、東洋史)科若しくは歴史(西洋史)科の試験検定を出願したる者には豫備試験を行はず直に證明書を有せざる部分に就きてのみ本試験を行ふ

一歴史科の豫備試験に合格し歴史科若しくは歴史(日本史、東洋史)科若しくは歴史(西洋史)科の試験検定を出願したる者には豫備試験を行はず直に本試験を行ふ

▲地理科

一地誌又は地文の免許状を有し地理科の試験検定を出願したる者には豫備試験を行はず直に免許状を有せざる部分に就てのみ本試験を行ふ(他科畧す)

菅公論纂出づ

前景氣風に盛なりし菅公千年祭も、はや開かれぬ。史學普及の目的を以て四年以前より斯道に貢献せられたる雑誌「史學界」の編輯諸氏は、この際を期として「菅公論纂」なる題號の下に知名諸家の論評を集めて富山房より出版せられたり。重野、星野、井上(哲)三上、萩野、松本(愛)等の諸博士を始めとして、久米邦武、田中義成、吉田東伍、高橋龍雄、湯本武比古等の諸名家、その他學士、一般史家十數名が、各特殊の見解より各特異の方面より縦横論評せられた

る希代の論集。活氣なし、死學なりと嘲けられたる史學界に、げにも春花の競ひ目覺し。口繪には後陽成院の御贊ある菅公の像、大宰府、北野、龜井戸の境内、附録には田邊松坡氏が選にかゝる古來の詩、佐々木信綱氏の選なる歌數十百首、邦人の菅公を知る亦盛なりといふべし。知らず本書に對する世評は如何。又史學に志ある諸君の見解は如何、吾人亦次號に於て多少の卑見を陳せむか、今は寄贈を受けて日ならず、しばらく紹介に止めて諸君と攻究を共にせむ。

外交時報合冊豫約出版

外交時報は有賀博士が、現代史の外交方面を誠實敏速に報道論評せんが爲に五年以前に創刊

せられし海内唯一の雑誌たり。凡そこの間列國間に簇生せし幾多の問題、幾多の事件は悉く載せてこの中にあり、國際上の公文より名士の上書、論文の類、東西諸國を網羅して、あるひは原文、あるひは譯文、要するに最も正確なるもの、あるひは最も正確に近きものを收めて、讀者をして殆んど遺憾なからしむるはこの誌特有の名譽なり。創刊以來今既に五年、忘れ易き國民は、五年以前にいかなる事件の起りしかを忘れたるべし、否四年前三年前、否昨年の北清事件の終結も、悉く腦裡に再現し得るものそれ幾人ぞ、忙しき世は過去を抹殺し去ると速し、しかも過去は現在の父因て屢教へらるべきものたるなり、今已刊全部を四卷に合してこゝに外交

時報合冊豫約出版の報を聞く、喜ばざるべしむや。由來現代又は最近過去の萬事に注意せざるは邦人の弊なり、現代史に對して史眼を注がざるは我が史學者の積弊なり、本書の出づるは以て現代史料を供給するもの、又一は以てこの積弊を打破するの功あらむもの、史學者、否現代の國民一般、豈喜ばざるべしむや。

日本公民讀本の出版

本月十三日の發行を以て日本公民讀本は出版せられたり、横山徳次郎氏の著にして、定價貳拾五錢、寶文館東京市神田區駿河臺南甲賀町八番地及大阪府東區備後町四丁目七十八番邸の發兌にかゝる。太郎なる一人物を假定して、それが家庭時代より漸次小學時代、中學時代、高等

四

教育時代、軍人時代、太郎一家の隆盛、太郎の辯護士時代、代議士時代等に説き及び、中に現社會を活寫して、文け談話體を用ゐ、總紙數百三十頁許、各頁二十一字詰十行より成る簡單なる小冊子なれども、我が邦空前の趣向なり。著者は緒言に「本書は、我が國民に最も缺乏するところの公民的思想の養成に資せんがため編纂せしものなり」と稱す、又一本書は教育に關する勅語を經とし、我が國民に切要なる法制經濟の概要を緯として編述したるものなり」と稱す。けにもその軍人時代以下特殊の生活を敘するに至つては全くこの意を旨とせり。吾人は本書に於て尠くとも從來諸種の讀本が與へ得ざりし社會的思想を著者の以て讀者と期する小學

兒童に注入し得るの効果を認む。吾人は史學を研究するものなるが故に、しばらく他をいはずとせば、本書は又尠くとも吾人が現代の史家に要求する所の「現社會注意の素養」を一般讀者に附與するに於て、未曾有の良著と推薦するに躊躇せず。吾人の眼を以てすれば、細節は措き大體に於て、本書は現代の一國民の傳記として、頗る成功に近き著述なり、近來史學者若くは文學者諸氏の手になる幾多の傳記出でたりしも、

そのたとひ知名の大家の作たるにせよ、能文家の美辭を以て裝飾せられしものなるにせよ、すべて吾人の前には本書の上位に置くべからざるが如し。但し太郎が本書に見ゆる如き境遇にあつての心理的發展が、果して本書の示す如き方

面に成功すべきものなりし、又かゝる種類に屬する特殊の方面の成功を終結として巻を結ぶの國民教育上いかなる利害を認むるか、これらの問題は未だ精讀し得ざる予のこゝに論評し難き所隨つてこれらの問題の史的批評も今輕しくなし能はざる所なり。これらは精讀の後更に論ずる所あるべし。

TALES ABOUT EUROPE.

去一月十日の發行にかゝる寶永館東京市神田區小川町一番地發兌の英文の歴史的地理的讀本なり、パーレー氏の原著を抄せるものにして百廿頁余の小冊子、この方面の思想を養ふに於て、中學時代の青年の獨修書、若くは中學の教科書として適當

なるべき平易の書なり。内容をあぐれば、左の如し。

●tells about Europe ●describes the people of Europe ●tells about London ●goes to see the Windsor Castle ●tells about the King of England ●tells about England ●goes Holland ●tells about Holland ●tells about Peter the Great ●goes to Copenhagen ●leaves Copenhagen and tells about Sweden ●tells about Norway ●tells about Lapland ●tells about St. Petersburg and Russia ●tells the story of Prascovia ●leaves St. Petersburg and tells about Prussia ●goes to Vienna ●tells about Vienna ●tells about Austria, Bavaria, and Belgium ●tells about Turkey ●goes to Italy ●leaves Italy and visits Switzerland ●tells about France ●tells about Spain and Portugal.

過日發表せられて本講義雜報にも報せしかの文部省教科要目の教授上の注意として示されたる「諸學科間の連絡」をはかる一方便として、英語科の一部に本書を用ゐ、歴史教員又は地理教師諸君が之を兼ね授けらるゝ如き、亦一良策と云へんか。



雜報

大谷派本願寺紛擾の裁決と自轉車學校

諸君は已に事實を知了せられたるべし。吾人はかゝる社會的事實の裁決に、世の所謂末法澆

季を振りまわす道學先生連と等しく、已に一團たる社會を御手敷にも個人個人バラ／＼に分解して個人道德の標準より、一人又は數人の罪を數へ立て、大息しつゝあゝ世は腐敗せり、輕氣球に乗つて星の世界へでもなどいふ迷路に入るを欲せざるなり。一團なるものは一團として考へよ、之を分解するもよし、但し結合を忘る

る勿れ、前號所報の自轉車學校の教科にさへ車体分解法と共にその結合法あるにあらざや。吾人は現時我邦の學者論客否多くの人士不幸この種の心得なきもの多きを見て怪訝に堪えず、幸に自轉車學校の設立あり、入學を強めて結合法を學ばしめたり。

編輯部稟告

●前號所載埴輪土偶の寫真版は雜錄(若林氏の)五二頁と五三頁の間に挿まるべきものに候也



『菅八公論纂』を讀む

全篇合せば二百頁に餘り、その大部は五號活字十五行四十五字詰圈點附きの密植であるから、菅公に關する諸家の論評を聞かむとするものには、まづ分量に於て満足を與へる。更にその論評の各に就て結論と、それに至るまでの過程とを卑見を添へつゝ申述べれば、まづ卷頭の●重野博士の「菅相公論」——これは要するに、菅公は別段大仕事の出来る方ではないらしい、

時評

その代りに過激なともなされぬらしい、それに無實の罪をうけられたは、これ畢竟當時諸學派對立のため、その門戸の争から起つたのである、權力の争からではない、藤原氏の權力を抑へたとは公が貶謫の原因としては第二位にあつて、むしろ貶謫の原因に唯みがきをかけた程のといふのが大意。博士はまづ大仕事の出来ないらしい人であつた證據として、長く相位に居られぬから確しやとはいへぬが、元來眞面目な正直な方であるからといはれた、いひ換へればお人よしだからとの意である。お人よしが大事業の出来ないはもつとも、しかし望蜀には更に一步を返してそのお人よしたる舉證が願ひたかつたのである、古來支那風の傳記に屢見る如き性格を形

容する簡単な言葉だけでは、今日歸納的研究に支配せらるゝ頭腦にはちと物足らぬ思ひが致す。但し菅公の性格は詩文と行爲を對照すれば以て博士の所謂お人よしなることを證明するには手が加ゝらぬが、かゝる知れきつた事ながらも性格は境遇と相提携して人の一生を左右する唯一の活力であるから論證の順序として一應大略を擧げらるゝとは無用ではなからうと思ふ、殊に歸納的研究の結果は往々豫想以外に及ぶものであるから、從來傳説のまゝに公をかゝる人と想像せる一般の所信が果して當れるや否やを言明するは史家として當面の義務であらうと存ずる。次に門戸の争が主因であるとの證據として三善清行が異學派の人たることを述べられて、そ

の同志等が黒幕で公を陥れたのであると云ふて居られるが、これも舉證が充分でない。公の性格の舉證が十分でないからして公の左遷の積極的理由が本論だけでは明瞭でない上、消極的理由たるべき門戸の争の舉證も不充分であるから、どうも本篇に於て公の左遷の事情は明鏡を見る如くではない。然るに本篇の全部は公の左遷の理由の説明に歸着すべきもので、他は餘興ともいふべき談片に過ぎぬから、本篇は史家の評論としては遺憾ながら首肯を躊躇するのである。但し末段安齋隨筆を引かれて、雷を菅公の靈といふとの笑ふべきを説かれたのと、菅公の手蹟の今日に皆無なる理由を推斷せられたとは正に双手を擧げて歓迎すべき餘材である。

●星野博士の「菅公論」——これは菅公の政治上の才略が十分でないやうであるとして、第一藤原家の積威は到底菅公が門弟を率ゐて朝に立つ位では壓倒の出来ぬ仔細を舉證せられ、第二には三善清行の信用すべからざる人たることを、その革命の議、菅公に上つた辭職勸告書、菅公左遷後改元を請ふ狀、意見封事等の所説の根據の正確など、清行は算學家でありながら横着にも麗々とその不正確なる根據に立つて議論したのであるとより結論し來つて、その不誠なる論鋒が菅公左遷の動機となつたことを述べられて、從來清行に對する諸種の毀譽をこゝに確然判決を與へ、第三には宇多天皇が早く御讓位になつたのは、どうも最初菅公を御採用になつた御心と

前後一貫せぬやうである。「菅公を任用して政治を何處迄も改革しやうと云ふ御思召があつたらば、長らく御位にありましたら宜かつたらうと思ふ」と述べて、この御讓位が時情に適しなかつた爲に帝の御志も遂げず菅公貶謫の恨事も起つたやうであるといはれ、第四に菅公の人となりを境遇、行爲、詩文の上等より歸納して、至つて忠實な御方で、權謀才略などは長所でなかつたらしい、されば公は藤氏は到底壓し能はず、宇多天皇の御讓位は益、この形勢を進めたいも拘はらず誠意天皇の知遇に酬ひ奉らむと身を忘れて働かれたので、その身を顧みられぬ處に乘じて、學問上門戸の争の敵手たる清行が不誠なる論鋒は侵入し、これ動機となつて遂に貶謫

の奇禍にかゝられたのである、つまりあまり忠實一偏であつたからと述べられた。さうして以

上四箇條からして公の政治的の才略は十分でなかつたとは明示せられるとやうに述べて居られる、云ひ換へれば公に權謀などがあつたならば、かういふ事にはならなかつたらうといはれるのである。舉證はほぼ遺憾なく、結論随つて無理なく、公の性格と境遇と躍動して讀者の眼前にあらはれ来る如くである。末段公が祭られたは初めは時人冤を悲み追慕するの情に乗じて僧侶等が投機の道具に使つたので、文學の神として祭られたのは後の事であるといはれたは、これ亦看過すべからざる一節である。本論の主旨は公の性格と境遇との關係である、その主旨を以

て見れば本論は殆んど遺憾なく説き盡くされたものと存ずる。

●井上(哲)博士の「菅公評論」——これは篇中聊か風變りのもので、即ち個人の道徳上よりして社會的の行爲を批判せられたもので、史家たるものは輕々に看過すべからざる論法である。まづその文中博士が道念のこもる諸節を一二抄出すれば、「基經が皇室に對する暴横と云ふものは實に甚しいこととて、即ち陽成帝を廢して光孝帝を立てると云ふやうなことは、臣下の身を以て帝王の廢立を爲すものでありまして、帝王の廢立を謀ると云ふやうなことは彼が實に初めて桶を作つたのであります」、又時平は悪人でないとの説を駁せらるゝ言葉に、「それは餘り時平に

同情を寄せて時平を辯護するの心から起るのであります、時平でさへも良心の爲に苦められると云ふ程のことでありましたからしてナカ／＼菅公の左遷の事件は一方ならぬことであつたこと、思ひ遣られるのであります……學徳兼備の君子とも稱すべき菅公を左遷したと云ふことがナカ／＼一方ならぬことであります……何んにも罪惡のないのに之を逆境に陥れて、况して其子孫を覆没せしめたと云ふことはナカ／＼時平でさへも其良心の爲に苦められないと云ふことは出来なかつたのであります、て時平が良心の爲に苦められたと云ふことは少しも時平の善人たるを證するの根據とはならずして愈、以て時平の善人でなかつたことの證據であります」、又

菅公還京の希望は女々しいとの説を反駁して「歸京の念がないやうなことでありましたならば誠に無情の人で頼み甲斐のない所が見える……情のあつた所が誠に床しき所……」、又時平の所爲は正當防禦で藤氏の爲め菅公を左遷する權利はあるとの説を駁してかういふ様な「愚論を吐く者が世にはあるです」、論ずるに足らぬこととて、「如何に門閥の子孫と雖も小人の身を以て賢者を陥るゝ權利は寸毫もない、今日の如き學問の開けたる世に在つて門閥を楯にして權利を主張するの愚を爲す者は決して識見ある者とは云へませぬ、門閥の子孫だからと云ふて賢者を陥るゝの權利は何處にあります、正當防禦など、云ふことは少しも此間に容るゝべきの餘地はな

い、菅公が時平を暗殺しやうとか、毒殺しやうとか云ふやうな者でありましたならば、時平の側に取つては正當防禦と云ふことは云へるけれども、菅公は少しも左様なことは計畫された譯ではありませぬ、又「時平の小人たることは菅公の如き賢者を陥れたと云ふことにあるです、で時平の爲に辯護する者は其性質が自然に時平に類似して居るからのこと」といひ、又菅公は詩歌文を兼ねて居られる「昔からして誰が此三つを兼ねて居りましたてありませうか、徂徠でも山陽でも此三つを兼ねることは出来ませぬてございしました、所が菅公は此三つを兼ねた上に書も上手であり彫刻もされますし、佛書も研究されましたし、ナカ／＼博學多才の士でありまし

た」、徳川氏以前には「學者の全躰の資格を備へて居つた者は決して菅公の外には無いと思ふのであります」、「時平を無暗に賞讃して大政治家であるとか無邪氣の好男子であるとか、様々に時平に同情を寄せる輕薄なる論者がありますけれどもそれ等は悉く間違つた議論であります、ナゼと云ふのに時平がどれ丈の成績を後世に遺しましたてありませうか、時平は文も出来なければ詩も出来なかつたのであります、菅公は其無限の感情を寓されました詩に依て千歳の後までも人に其心中を語られるのであります、時平は何の告ぐる所がありませんか、時平が我々に告ぐる所は寸毫もない、時平は我々に其胸中を語るの身分も持たなければ技倆もない、又我々

に語るべき優美の感情も有して居なかつたのであります、この他論斷皆この類、今一々擧ぐるの邊はない。要するに個人的道德を以て社會的行爲を律するもので、すべてその論據から出来上つて居る評論であるから、もし各部分に行はるゝ法則は他の各部分と協同してなす全部にも行はるゝ法則であるといふことが證明せらるゝまでは、即ち書籍の各頁は之を指を以て引けば破るとが出来る、それらの各頁の集つたものも全様に指を以て引けば破り得るといふことが證明せらるゝまでは、又一滴の水と一杯の水との渴を醫する力は同じいといふとなどが證明さるゝまでは、決して解釋すべからざることに神聖犯すべからざる議論である、以心傳心ある間柄と

は蓋し博士と菅公との謂か。

●三上博士の「菅公に就て」――これは(一)菅原家は幸運なる家である、(二)文藝上の菅公、(三)政治上の菅公、(四)天滿天神としての菅公、(五)菅公の筆蹟及び畫像の五節に分つて、(一)菅家歴代の漸進的の幸運をのべて、不運にゆけば菅家は「世間から避けられて穢多に近い家柄と云はれたかも知れない」、それがその様な家の穢を免れられた上菅公に至つて大臣にまで上られ、薨後は神と崇められ、子孫も嚴然公卿として數家に分れて居る、この側から見ると公は運の好い人であるといはれ、(二)には公の文藝上の技倆は實に當時の人々に羨まるゝものであつたことを述べられ、(三)には三代格を考ふるに大政官符の多くは

時平の署名で即ち決行の責任は多く時平が帯びたものと見え、「特に菅公去つて改革行はると云ふ形勢が髣髴として見える、公の左遷に就ては私は政權の争と學者の門戸の争とが合躰して讒構となつたと云ふのに左袒する」、「さて讒構は何處までも宜しくない十分之を責むべきであるが、他の政治上の時平の腕前は如何かと云ふに其遣り方は餘程大膽で……果斷で諸種の方面より當時の弊政を矯めやうとしたのであるらしい」、藤氏の不利となるとも紀綱振肅の爲めには敢てした、殊に「院宮權門勢家が様々の奸曲を逞うし非違を行ふのを抑へ止めやうとしたのは頗る目覺しい事である」、延喜の御世の名高くなり、延喜帝が聖天子といはれ給ふた翼賛の功は

時平の與ること尠からず、もし菅公去られて後紀綱弛んだとならば公も之に與かられるが、公去られて後改革の實多少でも寧ろ擧つた跡があるに見れば公は不幸にして多くこの名譽に與かるを得ない、しかし一方から見れば左遷は公が詩人としての光を増し、又政治上の非難を免れたのみならず後人に惜まるゝといふ利があつたので、この方から見れば左遷は公の幸運であつたといはれ、(四)には「天滿宮は菅公の靈に非ず、天滿宮の如き神を公の靈と云ふのは取りも直さず公の恥辱」との説は時代の風俗を見られぬ説で不賛成である、公自身の怨靈はなくとも他より怨靈の有るものと定めて仕舞つたので、其格で祀られたので、公の徳を傷けたなど

厄鬼となつて云ふべき事はないと思ふとて御靈神社の性質を例證せられ、初めはさうして崇められたのが年經て文學の神と變じたので、つまり神威の變遷とでも云ふべきものと述べられ、(五)には公の畫像と筆蹟との見當らぬとを説かれてある。(三)以上は勿論正確なる史實に據られた推論であるから後學の最も注意を値するものである。(四)は駁せられた一説と博士の所見とは立脚地の差違で、決して反對を唱へらるゝ必要はなからうと思ふ。一説の如く史實上の菅公を知らぬ眼よりしてとの前提を以て、その眼で俗人が菅公をその信ずる天滿宮の祭神(謫せられて怨に堪えず憤死し怨靈となつて太子を弑し紫宸殿をまでもあらすなどの事をせられた、死

後ながらも怨靈がかかる暴行をする人間)の如き人間と見るのを見るときは公の徳を傷ふものと感ぜられ、それとは反對の根據から即ち博士の如く史實上の菅公を知る眼よりしてとの前提を以て、その眼で俗人が菅公をその信ずる天滿宮の祭神たる如き人間と見るのを見るときはさほど厄鬼となつて公の耻辱になるなどといふ必要はなく感ぜられる、双方共に妥當の説で、又決して相矛盾せぬ説である、然るに博士が前説に反對といはるゝは甚だ其の意を得るに苦しむ、これだけは博士が千慮の一失ではなからうか、(五)は博士が實檢の結果を報告せられたもので世の迷を解くに充分なものである。

(以下次號)



日露戦争

従来の史家は専門に走るといふよりもむしろ専門の小天地に跼蹐して毫も他を顧みず、見聞随つて狹隘となり、喋々無用の言を弄して得々たるものもあるに至り、實世間よりは廢物視せられて研學の功果の及ぶ所も亦甚だ廣からざるの患がある、吾人はかゝる史家たるべからず、各種の方面に眼光を放つて苟くも一紙半錢の以て益すべきあらば必らず採つて洩らすべからず。左に掲ぐる一篇は去十五日の國民新聞紙上

に同記者の丁寧なる摘譯によつて紹介せられたる軍事上の一論文で近着の『時事評論』に掲載せられたる匿名子の著「日露戦争」と題するものである。國民記者の言によれば本論の草せられしは日英同盟の發表以前であるから、國民記者の言の如く多少時勢後れの立論であるが、頗る興味あるもので、今日の戦術上の理論がいかほどまでに發達し居り、いかほどまでに面白き結論を示すかも知れれば、地理と歴史の關係も面白く看取せられ、その他見方の如何によつて尙多くの利益を享受するであらうと思ふ。吾人は國民記者がかく有益なる論文を紹介せられた勞に向つて感謝を表せざるを得ぬのである。

(國民記者摘譯のまゝを轉載)

本論の記者は先づ露國の極東政策を論じ、日本の膨脹と野心とを説き、兩國の衝突の早晚避く

べからざる所以を述べて、而して戦争の結果を説きて曰く、若し勝利露國に歸せば、露國は朝鮮を得て太平洋の一大勢力となり、東洋に於ける列國の關係に、一大變動を來たすべし。露國は戦争に於て日本を敗北せしむるも、決して日本を征服する能はざるべく、日本の膨脹の勢力は容易に制すべからざるが故、極東は長く日露の争場となるべし。之に反して、若し勝利日本に歸せば、日本は太平洋に於ける最強の勢力となり、露國は全く極東の不凍港に出づるの希望を失ひ、國力を近東及び波斯の方面に傾け來るべしと。而して記者は、其の觀察の方面を一轉して、日露戦争は、強國と強國とが、最新最鋭の武器を以て相見ゆるの戦争なれば、最近の科學的武器及び戦術の効用の實地試験として、最も貴重なる教訓を世界の軍事に與ふべしと論

じ、而して進んで戦争に對する日露の境遇を説きて曰く、露國は、人口、陸海軍、及び財力に於て數字的に日本に優る。然れども露國の日本に對する優勢は只だ是のみ。若し夫れ露國の弱點を擧ぐれば、第一、戰場たるべき極東と海陸軍の本據たる歐羅巴露西亞との距離の大なる事、第二、露國の領土は頗る廣大なるが故、海陸軍の注意常に諸方に分散せられざるべからざる事、第三、歐亞の間の海路に、露國が貯炭場を有せざる事は、其の最大なるものにして露國が佛國の同盟に依頼せざるを得ざる所以實に茲に存す。

日本の境遇は全然反對也。日本は陸兵の員數に於て軍艦の噸數に於て、財力に於て、到底露國に及ばず、然れども、日本の位置は戰場に近く、日本の海陸軍が保護すべき領土は狭くして、危

險少く、日本は毫も外國の貯炭場に依頼するの必要を有せざる也。加之日本は、萬一海戦に於て敗を取るも、露兵に侵入せらるゝ恐なき也。何となれば、僅か五萬人の男子を有するツランスヴァールが數十萬の英軍によく抵抗しつゝあるを觀べ、二千萬の男子を有する日本が、海を踰へて來るべき露兵を撃退するの容易なるや知るべきのみ。

日露の戦争は必ず先づ海戦によりて始まるべし。海戦は即ち兩國の勝敗を決するものにして、海戦の勝敗決すれば、陸戦を見ずして終局に達するならむ。何となれば、海戦に於て、勝利を得たるものは、直ちに陸兵を以て、朝鮮を占領するを得べければ也。若し軍事地理の智識を有せざるもの、淺薄に考ふれば、日本が海上に勝利を得たりとて露國は陸上より朝鮮を占領すべ

きが故、海上の勢力は其効甚だ少しとなさん。然れども、朝鮮半島の大陸に接着する部分は、總て峻嶮なる山岳にして、容易に大軍を以て踰ゆべからざる也。露國が此の嶮路より送り來る陸兵は、容易く日本が海上より送り來る陸兵の爲めに撃破せらるべきや疑なき也。故に、露國も朝鮮を占取せんと欲せば、先づ海戦に勝利を得ざるべからず。

記者は進んで、日露何れか海戦に於て勝利を得べきかを觀察して曰く、

極東の海上に於ける日露の海軍は、戦闘艦の噸數に於て大差なし。露國が近々に新造の戦闘艦を太平洋に派遣すべしとの事なれば、戦闘艦の噸數は、略々同等ならん。然れども日本の新造の戦闘艦及び巡洋艦は、世界各國に其比を見ざる良艦なれば、軍艦の性質に於ては、露國は到

底日本の敵にあらず。殊に日本の小軍艦を合すれば、噸數に於ても、日本は遙に優勢となるべし。故に日本は、戦端開くるや直ちに、攻勢を取り、援加艦隊の來らざるに先ちて、一舉露艦を打破して、勝敗を決せんとすべし。露國艦隊は全く之に反し、援加艦隊の來るを待て敵に會するを利とす。日露兩國能く此の關係を知るが故、戦争開始せらるれば、露國艦隊は全力を盡して、會戦を避け、避難所を求めて、援加艦隊を待つべく、日本の司令官は、また全海軍の力を集めて、露國艦隊を搜索し、見當り次第に打ち破るの策を取るべし。

露國が極東に於て有する軍港は、旅順港と浦鹽港なり。然れども、軍事上より觀察すれば、二港とも頗る價值なきものと云ふべし。旅順港は敵艦の攻撃に對し其の内部の船艦を安全ならしむ

る能はざるものなる事發見せられ、傳ふる所によれば、露國は同港に於ける新工事を中止したりと云ふ。浦鹽港は冬季結氷の候に於ては、殆んど全く無用に歸す。若し日本が此の弱點に乗じ、冬季に於て開戦するの策を取らば、露國軍艦は、據るべきの地を有せざるべし。故に彼等に取りて唯一の策は、南方佛國の領土に避難するに在り。旅順港及び浦鹽の如きは、戦争の初には、全く放任し置きて可なり。何となれば、露國の唯一の目的は、其の援加艦隊の到來を待ちて戦鬪を開くにあれば、日本の艦隊は、會戦に先ち、軍港と戦て少しにても戦鬪力を減ずるが如き愚策を取らざるべければ也。露國艦隊果して此の策を取り、柴棍の地方に於て援加艦隊を待つとせば、日本の艦隊は如何なる行動に出づべきか。彼等のなすべきは、柴棍より遙か南

方に赴き、露國艦隊と援加艦隊との間に在りて、双方を別々に撃破するにあり。若し此の策を誤り、援加艦と露艦とを相會せしめば、日本艦隊は優勢の艦隊と戦はざるべからざるの不幸に會せん。日露戦争の勝敗は、日本艦隊が露國艦隊と其の援加艦隊とを分離するの成否によりて決せらるべし。軍事の局外者は、容易に此の戦略の價值を了解する能はざるべきも、朝鮮半島の運命は實に、新嘉坡の東方に於ける日本艦隊の行動如何に懸かる。

記者は更に進で、露國艦隊が浦鹽港に據りて援加艦隊を待つるの策を取りたる場合を詳説し、而して之を論斷して曰く、此の場合に於ては、日本船路が露國の援加艦隊を撃破し若しくは捕獲する事、前の場合に於てよりも容易なり。日本艦隊は援加艦隊を破りて直ちに船渠に歸り、修繕を加へ、十分戰鬥力を回復して、浦鹽港の艦隊を撃破すべし。斯の如くして、日本艦隊勝利を得たりとすれば、日本は是に於て、露國の請和を待ち朝鮮占取の事を遂ぐべき也。若し日本にして勝に乗じて、旅順港を撃ち、滿洲を攻めんとせば、折角の海戦の勝利も大に其の効力を減ずべし。何となれば、旅順港を取るも何の役にも立たず。滿洲を攻むれば日本の陸軍が露國のロシア兵に對して勝利を得る事、覺束なきのみならず、若し勝利を得るも失ふ所多くして、

得る所少なかるべければ也。故に若し露國が海戦に敗れて尙ほ和を請はずんば、陸兵を以て十分半島を固めたる後、浦鹽港を撃破して之を取らるべし。浦鹽港を陥しるれば、露國が請和する事疑ふべからざる也。

露國の東洋艦隊は、戦時に於ては一に其の援加

艦隊に依頼せざるべからず。然かも援加艦隊は、佛國の貯炭場に依頼せざれば、東洋に來る能はず。故に日露戦争の場合には、露國は必ず佛國の味方を必要とす。若し佛國にして嚴正中立を保たんか、露國の敗北は戦はずして明也。

『中等教育』の發行

本校出版部に、このたび中等教育會といふを創置して『中等教育』を發行するとなつた、その主意書と掲載目次要領とは左の如くである。尙規則書入用の向は本校出版部内同會宛申込まるべしとのと。

『中等教育』發行の主旨

現今中等教育に資せむがために發行せらるる書籍、講義録、雜誌等少なからず。されど、多くは無興味難読なるものにして、眞に少年の爲に謀りて忠なるもの殆んど無し。徳教の上より見れば、深奥なる倫理上の定見を具へて、少年の精神を導く者な

く、學術の上より見れば、證據ある専門大家の、精確なる知識を傳ふる者あらず。叙述に興味なくして、少年の嗜好を養成する能はざるが如きは、言ふまでもなきことなり。本校並に見るあり、新に、中等教育會を組織し、本會の精神を實現せむが爲めに『中等教育』を發行す。

『中等教育』の中心とする所は、中學の教科たる諸學術の講話にして、之に添ふるに、雜錄、譯叢、紹介、彙報、懸賞作文等の諸欄を以てす。講話欄には、修身、歴史、國語、漢文、理科、地理、英語及び法制、經濟等あり、いづれも、方今第一流の専門大家、之を擔當し、平易多趣味なる文章を以て叙述せらる。而して、其の講話は、毎號讀み切りとして、一段落を告ぐるやうにし、十五ヶ月にして完結せしむ。又、雜錄、譯叢以下の諸欄に於いては、或は、知名の教育家、文學家の文章、諸學術に關する専門大家の講話を掲げ、或は、内外史傳に關する興味ある談話、専門學術の平易なる説明、古來東西偉人の言行發明、苦心の事實等を載せ、或は、各中學の學風、中學生の參考となるべき内外の事件を報導するなど、すべて、中學程度の學生をして、趣味と實益とを併せ得しむことを謀るべし。要之、本『中等教育』の主要なる特色は、専門大家の確實多趣味なる講話により、

一、中學程度の學生に、穩當確實なる倫理上の知識を傳へて、其の品性を高むること、

たのであると結ばれた一篇、他の諸評論と相對して公が傳記の研究者、否更に進んで一個人の官歴によつてその傳記の一面を見る斯道研究者の指針としてまことに有益なる記述である。

●清林博士の「菅公に就て」——「私は天神様の氏子と生れて居りますが、成人する内に段々天神様に縁故が遠くなつて、遂には信者でなくなつて仕舞つたのだ、菅公の有難いこと尊いこと勿躰ないことに付いては、一向智識がないのである。

以上が本篇劈頭の一節、「そこで私の岡目八目の出鱈目評判で、菅公が何故に世間の人に尊まれまたドウ云ふ手續で尊まれて居るかといふことを考へて見やうと思ふ」、公を有難がるのはまづ

天神様として有難いのであらうが、天神様とは即ち寺子屋の神様、寺子屋で習字を授ける時に崇めた神様で、この寺子屋の神様として公が大變に名を出されたは「私を見る所では竹田出雲等が菅原傳授の繰狂言」大當りからであらうと思ふ、「今日世間の人に菅公は何ういふ人であるかと聞いたならば、恐らく十中の八九迄は、天神様即ち手習の神様と云ふ外は知るまいと思ふ、」公が神様になられたは打ちつゝ天災を踏臺として、學徳秀拔の爲ではないのである、それを寺子屋で祭る意は、寺子屋は則ち學校で、公は生前大私塾の大先生如き地位にあられた爲學校に於て崇むべき人々たるの考で、恰かも昌平坂學問所に孔子を祀つたと同じ譯であらう、

手習の神様として「はなからう。」以上が天神様としての菅公の説明。次に公亦時弊に染むて菅門一派を非常に張られた事實を述べて、さすれば他の門下生が不快なは當然、これが公德望失墜の一の種になつたといはれ、又公は經學にさほど深いとも思はれねば非常の大政治家とも見えぬ、宇多帝は多分大義名分に明るい云ふやうな事で深く政事を知ると仰せられたのであらう、大義名分は言ひ易く行ひ難いと、公が非常の危急に際して大義名分の實行あつたか不詳である。又渤海の使者が褒めたとて公を東海の白樂天と眞に思ふ人は外交上臨機に要する御世辭なるものを知らぬので、もし又眞に褒めたにしても渤海使の如き田舎者トレ位漢文學の鑑識が

あつたか疑はしい、その贊詞を有難がつて居る人が世間に往々あるらしい。それはともかく公は何れの方面から見ても所謂小膽の律義者に過ぎぬ、大政治家に要する變通の才は少しもない、それは左遷前後の詩を對比すれば明になる、押しつめていへば公は「實に憫れな人で、律義は律義であるが、余り器量の人とも思はれぬ、」「更に進んで酷くいふならば、餘り言々句々に自分の冤罪を訴へらるゝから、取りも直さず君の誤を力めて發くに當る。こゝらは我輩の有つて居る忠義の理想とは少し矛盾して居るのである。忠臣の標準たる菅公の爲には、惜むべきことである。又遣唐使を止めたのを大義名分に明るいなどして褒めるのは譯がわからぬ、時勢は

明らかに使をやるべき時でなかつた否遺る所がなかつたのであるとして時勢の大概を述べられた。以上が本篇の大體である。要するに公が神として祭られたはその學徳の爲でないその家業の爲めである、公の學徳はさまで秀拔とは思はず、又その政治家としての技倆も見えぬ、公に於て取るべき所はその小膽なる律義者たる所にあるといはれたので、今試みに更にこの論歩を進むれば、學校の祖先又は怨靈といふと菅公の學徳とは自ら別問題、前者は社會に於ける菅公、後者は専ら個人に於ける菅公に關したるのである。公の學徳秀拔ならぬは今説明した如くである、しかしそれと天神様の尊嚴とは上述の如く別問題に屬するから、公の學徳秀拔な

らぬとて天神様のねうちには下らぬ、もし下げるならその人の勝手だ、則ち神としての公と人としての公とを混同したものである、又果して公の學徳を秀拔ならぬとすれば有難い天神様のねうちが下るとの心配が無理に公を學徳兼備の偉人とするならそれも御勝手次第、さりながらこれも神としての公と人としての公との區別をたてぬ謬見である、言ひ換へれば社會問題と個人問題との區別をたてぬ謬見である、部分則總體なる非論理より成立する妄論であるとやうの結論に歸着しさうである。博士が果してかゝる結論に及ばるゝ筈を残されたのか、又は他の結論に及ばるゝ中途で切られたのかは窺ひ知られぬが、いづれにしても最後の結論を省かれて玉簾

の内ぞ床しき風情あるは本篇に於て争ふべからざる形貌である。かく推論して見るにしても、唯ありのまゝを見るにしても、要するに本論の主旨は天神様としての菅公と史實上の菅公との二途なるを明かにされたもので、この主旨を説明する評論としては後學の最も熟讀を値するものである。

●田中助教の「菅公の筆蹟に就て」——これは公の眞蹟の今日見當らぬとから始めて所謂神筆なるものゝ道風の書なるを台記を引いて證せられ、公在世の頃は當時に持て囃さるゝ程の能書ではなかつたのが「神様になつてから筆蹟迄も凡人の業で無いと云ふ様にして仕舞つたものと思はれる、されば菅公の筆蹟には神様として

の筆蹟、人間としての筆蹟の二様あることになり、夫れは獨り筆蹟の上のみならず公の人物に於ても」として公の事蹟を研究するには人神の區別を立つべきとを説かれ、終りに餘材として公の社は初めは威靈の著しいとを以て祭られたが後には文學上の神として祭られ、それが道灌等によつて關東に祀られたとは關東文學興起の上によつて力ありといふも溢美ではなからうと述べられた。本論餘材共に助教が研究の唯一班を洩らされたのみならず、清林博士の所論と相須つて人神の判別を快刀亂麻の痛快は近頃の觀物。

●吉田東伍氏の「菅公談」——これは公が左遷の始末を詳かにしたい希望であると説き出された

一篇で、豊前の人西田直養氏の所説を採つて、氏の言の如く公の左遷は今上皇齊世親王親子兄弟の御間に不幸にも起つた悪感情悪風説などを公一身に引受て犠牲となつて、大宰府に赴かれ、よつて御三方の間和平に治まつたのである、といふは源善等一派の陰謀たる廢立事件から起つたので、公は則ちその連坐として冤を甘んじて筑紫の果にゆかれたのであるらしい、さう見れば「公は武勇の人ではないが而も所謂辛抱強い意思の堅固な所が却つて斯様な盤根錯節して入り組んだ間に見えるのではないか」とて道眞に非凡の度量なくばこの冤を甘受するとは出来ぬと述べられ、久米星野井上諸先生の説を是非して結ばれた。論歩はまことに明晰では、氏が所

期を盡して居るが、唯源善が陰謀の真相如何に就ては一言も論及せられぬ、論斷の基は唯この一事の真相如何に決すべきが本論の性質であるに、そのかなめが外れて居る爲め折角の全篇、扇の用をなさぬは遺憾。

●湯本武比古氏の「菅公」——要は文道の神として他の多くの然るべき人を措いて公が國民一般の崇敬を得られたは、公が「所謂國民教育の端を開かれたといふによるのが多いであらう、」維新後は小學則ち國民教育を施す所で復公を祭らぬ、これは残念である、何卒本年の公が千年祭を機として殊に小學では公を崇敬するやうにしたいとの説である。神としての公則ち天神様は、もし國民の信仰さへつらくならば小學へ祭るも

よからう、もしこれで小學生に將來眞の宗教心を起し得べき素養を與へ得るならば今日の統一なき教育のその缺陷を補ひ得て結構至極、願はしい。しかしこれが實行されるか否かは先づ今回の菅公祭にあらはれた國民の信仰心を觀取して後でなくては斷言出来ぬ。子供の心は親次第、師友次第、今日の親又は師友にして天神様よりも觀音様又は「天にまします我等の父」が有難くば小學へ天神様の小祠などはむしろ目障り、さりとて信仰は自由が國是、殊に宗教は今日何れの國も過渡期、宗教界將來の變動は今日より豫測すべからざるものがある、この際一天神様を擔ぎ出して未來の國民に注入し置くも功過はいかゞござらう、教育家たる湯本氏が御再考を

煩はす。他の御議論は氏もと史家ならぬによつて別に故障は申立てぬ。

●久米先生の「菅公論」——これは去明治二十五年一月發行の史學會雜誌第二十六號所載の「菅丞相は如何なる人ぞ」、同年翌月の二十七號所載の「天滿宮は如何なる神ぞ」の二篇を、他の諸篇と對比せむためにとて轉載せられたもので二十一頁にわたる。その要は斯道に志ある人々は多く御承知の筈で、即ちやはり今日の他の諸家の論とは同じく、「公は文藝にこそ敏材なれども温厚の長者にて政事には持重の風あり今にて謂へば保守主義の人なるべし」、政治上の革新は公去りて後行はれたるが如し、これ時平の果決による、公が貴戚に慕はれ時平の謗らるゝ因は

こゝにあらむ、然るに公の境遇にまつはる危険の状態は、一、儒家門戸の争、二、官途の競走、この二已に容易ならざるに遂に鬪白の内勅あるに至つて危険は益加はつた、遂に源善の連坐として左遷の禍にかゝられた、「是れ畢竟上には藤原氏源氏の位地を奪ひ下には儒家門戸の軋轢を長じたるにより其隙に乗じて公を陥れた」のであるのである。公筑紫に去つてよりその益あらはれ来りし真相は殊にやさしき儒門の公達たるとである、それが薨後には實に亂暴などをせられた、その様な等があらうか、予は公は怨靈となる人に非ずと信ず、然るに當時の謬信は繁き落雷を皆公の靈に歸し、僧侶はこの時情を利用して遂に天滿宮を創建したのである、されば菅

公の靈と天神とは別種のものといふが大體。今より凡そ十年前已に今日諸家の結論とほゞ同一の結論を公表せられた本篇の光彩は、今「菅公論纂」中の一篇として發表せられて更に一層色増すを覺える。高桑文學士の編纂餘録によれば、先生今日の所論は更に多大の光彩を加へ、評者が親しく聞く所によれば又更に耳新らしき見解もあられるが、個人の評勝は好まぬとの先生此頃の御意見に随つて今は「菅公論纂」中の舊稿の大様のみを記すに止める。

●大森文學士の「菅公の品性」――大意は「菅公は當代の鴻儒、才學德行兼備の偉人にして、權勢に陥らず、凡俗に傲らず、誠心誠意を以て事を處し、忠孝の志厚く、古今に類例の稀なる人物

と存候。只政治家としては、絶大とは云ふべからず、又清濁を併せ呑むといふ風の人物にも無之、將た大規模大經綸を懷き、一世を變動せしむる底の人物にも無之、言はゞ翰林より出でたる人に候へば、文學者的政治家にして、平和を好み、論争を喜ばず、殘忍刻薄なること、輕佻浮薄なること、は、最も之をきらひ、何處までも長者の風采ありし人と存候。さればとて、腐儒の迂濶に流れず、用意極めて周到にして、政理に練熟し、其言ひ其行ふところは、善く物の實情に協ひしが如し、只神經質にすぐるやうの所あれども、こは品性の廉潔なるに基し、且つ翰林より出でたる人には有勝の事と存候。以上は大體に過ぎず候へ共、菅公の品性かくある

べしとは、兼ねてより小生の信じ居る所に候。以下これを舉證によつて説明せられたもの即ち本篇の全部なのである。舉證は扶桑略記、菅家文章、藤原保則傳、大鏡、寛平御遺誠、政事要略等を材とせられたは他の諸家と同じであるが、その解釋に所々犀利なる眼光の閃くは後學の最も反覆熟讀學ぶ所あるべき點、殊に公を徳望家としての側より見て、因襲久しき地方官の弊政を一掃するとは、公たとひ永く廟堂にあられても出來難きものありしとするも、「高く一世の望となり將た照魔鏡となり、邪小の輩をして容を改めしめ、燦然たる延喜の盛世に、一層の美果を結ばしめしかと被存候」との結末はひろく當時の社會を見て、その上に立脚しての言で、

公若し果していける、如き徳望家であつたならば、これは強力なる論断である。評者は去月廿日の史學會大會に出席して大隈伯が維新當時の實歴談を聞いた中最も深き印象を得た一節がある。それは當時顯要の地位に上つたものは何れも二十歳乃至三十歳前後の青書生で、家族は多く郷里にある爲め羈絆少く随つて放縱に流るゝ書生の通弊をそのまま、顯要の地位に上つても繼續した、而してその地位が當時の樞機を握る、名譽ある、人の羨望する所であつた爲め都人士皆かゝらむとを望んで、得失共にこれらの人々を摸倣するに至つたので、風紀忽ち紊れ、習性となつて今日の容易に救ふべからざる状態に至つた、皆維新當初書生俄出世の影響である。

いはれたとてある。今大森文學士の結東は丁度上に立つものこの反對なる場合を推測しての言で、この大隈伯の實歴談と對照するに實に無限の深趣を感ずる、よく現代を觀、社會的眼光の銳き人でなくてはいへぬ、誰でも言ひさうなとて鳥渡言へぬ、隻語ながらも價值多き出色の言といはざるを得ぬ。が惜むべきは公の徳望を説明するに多く一時の情火たる詩歌によられて、公は悉くその言ふ所を實行されたものと思ひ込んで立論せられたとてある、もし何等かの方法によつて公が言行一致の人たるとが證明せられたならば本篇の結東は千鈞の重をなしたであらうに、この肝腎の論據と結東とにかけわたす橋が濃霧に隠れて居るからしてこの立派なる結東

が、他のかゝる場合に於ける結論としては非常に貫目あるものたるに拘はらず、本篇の場合にはわたら空中樓閣の思、まことに残念に堪えぬのである。

●本多文學士の「道眞と時平」——二公の公平なる比較論を試みむとての一編で、時平公は「一口に評すれば豪傑肌の才子ならん」、菅公は「君子風の人なり」、時平公は進取的政治家、菅公は唯夫れ知るの鴻儒にして行ふの政治家にあらず、然も時平公如き人は敵多きもの、菅公の如きは民間に評判善きが常、殊に當代の風潮として政治家的技倆は人の問はざる所、一條帝が人を得と誇られたその人材の性質如何を見ても證せられる、斯道に至り深き公の重んぜられたは

一部はこの點。左遷の原因は廢立などの企はなく、藤氏源氏を官位昇進の上に、又政權の上に、又皇家と婚嫁の上に凌駕し來り又門戸の争をも顧みなんだ不謹慎の爲に自ら禍を招いて排陥せられたに相違ない、この時、時平公が道眞を打撃せられたは一身の爲めはともかく祖宗に對して已むを得ぬ、藤氏なる一の血族團體の首領としての公が一族のためにせられた正當防衛としては咎められぬと、時情を見るにたしかに「時平は光朝臣等の不平連と結托して打撃」したに相違ない、しかし讒の入り得る間隙はこの以前より兆して居たらしい、即ち冊立の功臣ながら退嬰主義の公は、新帝の忌憚せらるゝ所て、氣鋭の時平は蓋し新帝の喜ばるゝ所てあつたらし

い、その上後宮は多く藤原統、その中に菅家の女子が二人混つた、これら畿口の入り易き消極的勢力をなしたるべし、「余は道眞は宮中より排斥を受けたるべしと信ず」、又當時の時情と公當時の行爲とは廢立の志ありとも信ぜられぬに非ず、讒の入りしは尤である。この藤原道眞排斥の證文は大鏡にあるとて之を引き、公が左遷は即ち明らかに藤原黨からの排斥で、扶桑畧記に出た一文の如き逆謀は斷じて清貫等が虚構である、公若し事實逆謀あらば當代中に何ぞ贈官あらむといはれた。以上が大體の大意で、終りに公の左遷は國家の爲に慶すべし、即ち藤原兩黨將來の大なるべき軋轢を未然に防ぎ、天皇と時平とをして着々改革に従事せしめたを以てし

かいふとて結ばれた。前後の時情を明にして、その舞臺の上に二公を出しての評議は比較論として頗る當を得たものである。但し菅公が當世に重ぜられたは一部は文人たるにある、その政治家的技倆は問はずとの斷定は首肯が出来ぬ。菅公は文人なれども亦史家であつた、即文章と歴史との學たる紀傳道がその世職であつたのである。當時に於て文章を學んだのは文章が當時内外交際場裡唯一の交際機關であつたからで、即ち詩文の學は交際術、文人は今日の交際家に相當する。又當時の歴史學は即ち施政の實例を教ふる學で、例を今日にとれば判例を學ぶに似たものである、即ち史學は實際的政治學で、史家は今日の政治家に當る。當時他に明經明法

などの學はあつたれど、それらの卒業生は今日の所謂學者側即ち哲學者理學者文學者等に當るので、もし政治に與るにしても教育若くは風紀の方面位に止まり、明法は即ち司法が任、共に政柄のもとを握るものではない。但し紀傳道の一部を學んで文人即ち交際家たるのみの人には政治上に於て時としては明經明法卒業者の上位には就けぬ、即ち一條帝の所謂「人」が何れも當時屈指の文人即ち交際家たりしに拘はらず、政治上に勢力のなかつたとがよき旁證。史家即政治家は之に反して學者や法官より一般社會に重ぜらるゝは古今に通じての事實なのである。されば紀傳道家の人たる菅公が果して當時非常に重ぜられたとすれば、そはその政治家的技倆にあ

る、文人即ち交際家たりし所ではないと評者は信ずる、文人としては當時菅公が最優等であつたかは疑はしいのである、かく學士が右の論斷と予輩とは正反對の見解故、因て首肯し難いといふのである。之に反して時平の政治家的技倆を、學士は、進取的である、菅公去つて後改革行はれたといはれて菅公以上の技倆ある如くいはれたが、これも研究ものである。第一理想や手腕はともかく、經驗上菅公が政治上に於ける實際的智識は悔るべからざるものがある筈、年齢も長けて居らるれば世情を知らるゝとも深い筈、この經驗上より施設せらるゝ施政は、たとひ花々しい手腕はなくとも實功はあがり易いと見ねばならぬ、若輩者の凄腕は往々理想を聞

近に見過ぎて實功のあがらぬ施設が多い、時平公の施設には理想としては立派なもあらうが予輩の見る所を以てすれば多分は机上の空論に畢つた。實功舉る施設をするが政治家的技倆の劣れるもので、實功舉らずとも花々しい施設をするが勝れるものとの理論は立つまい。されば予輩は單に當時に於ける政治家的技倆として二公を並ぶれば菅公を上位に置くを躊躇せぬ、但し時平公に菅公如き閱歴を踏ませたらば菅公以上の政治家であつたか否かは論外に置いてゝある。されば菅公左遷の原因中にはこの政治上の成功如何より來る時平の快不快も加ふべき重事である。他の學士の擧げられた原因は皆非難すべからざる有力なる事實である、殊に「宮中よ

り排斥を受けたるべし云々」の見解は他の言ひ及ばれぬ不朽の言。清貫の報告を全然抹殺せられたは、結論たる事實菅公に逆謀あらば何ぞ當代中に贈官あらむとの意によつてならば首肯し難い。第一公は首謀でない連坐なるとは清貫の言を全く信ずるとしても明である、罪の連坐に宛は有り勝ち、冤罪當代中に晴るれば贈官は有り勝ち。又若し逆謀あつたとしても菅公の祟とて騒ぎ立つ人民を鎮むるには公に贈官等の方法が最捷徑の政略である、されば贈官と公に逆謀有無の問題とは元來別途なのである。故にこれだけの結論では清貫の報告を左右する力はないのである。終りに國家の慶事としてあげられた前者即ち菅藤兩黨間軋轢の未然の防遏は、い

かさま公の左遷によるべきも、公去つて改革者々云々の論断は上述の理由によつていかゞはしく思ふのである。但し要するに本論の美所は最もその菅公左遷の原因を討究せられた所にあるは何人も首肯する所であらう。(以下次號)



滿州條約の全文

前々號雜報に掲載したのには誤謬があつたら今再び英譯全文を併せて「國民新聞」より轉載する、これは恐らく眞の全文と信じてよからうとの事である。

His Majesty the Emperor and Ruler of all the Russias and H. M. the Emperor of China with the object of re-establishing and consolidating the good neighbourly relations broken by the rising which took place in 1900 in the Celestial Empire, have named as Plenipotentiaries to establish an understanding on certain questions concerning Manchuria M. Paul Lessar and Prince Ching together with Wang Wenshao, respectively. The above Plenipotentiaries furnished with full powers which have been found sufficient, have agreed to the following stipulations:—

I.—H. M. the Emperor of all the Russias being desirous of giving a new proof of his love of peace and of his sentiments of friendship towards H. M. the Emperor of China in spite of the fact that it was at different points of the Manchurian frontier that the first attacks against the peaceable Russian population were made, consents to the re-establishment of authority by the Chinese Government in the aforesaid Province, which remains an integral part of the Empire of China, and restores to the Chinese Government the right to exercise governmental and administrative powers as they were before the occupation by the Russian Troops.

II.—In taking possession of the governmental and administrative rights in Manchuria the Chinese Government accepts equally with all the other Articles (of this agreement) the obligation to observe strictly the stipulation of the contract with the Russo-Chinese Bank of the 27th August, 1896, and according to Article No. 5 of the said contract assumes the obligations to protect by every possible means the Railway and its staff, and is equally obliged to safeguard in Manchuria the security of all Russian subjects in general who may be there, and all enterprises undertaken by them. The Russian Government in view of this obligation assumed by the Government of H. M. the Emperor of China consents on its side in the case of there being no troubles whatever and if the action of the other Powers permits, to gradually withdraw all its troops from Manchuria

as follows:—

- (a) To withdraw in the course of six months after the signature of this Convention the Russian Troops from the S. W. portion of the province of Mukden as far as the Liao River, and to restore the Railway to China.
- (b) To withdraw during the course of the following 6 months the Imperial Russian Troops from the remaining part of the province of Mukden and from the province of Kirin; and —
- (c) To withdraw during the following 6 months the remainder of the Russian troops who are in the province of Hei-lung-kiang.

III.—In view of the necessity to avoid for the future the repetition of the troubles of 1900 in which the Chinese troops stationed in the Province on the borders of Russia took part, the Russian Government and the Chinese Government undertake to instruct the Russian Military Authorities and the *Daian-daiuns* to make an arrangement with a view to fix the number and to determine the stations of the Chinese troops in Manchuria as well as the Russian troops which have not been withdrawn; the Chinese Government undertakes besides not to raise any other troops above the number determined in this way by the Russian Military Authorities and the *Daian-daiuns*, which ought to be sufficient to exterminate the brigands and to pacify the country.

After the complete evacuation of the Russian troops the Chinese Government will have the right to vary the number of troops in Manchuria and to augment or reduce them by informing beforehand the Imperial Government, because it is self-evident that the maintenance of troops in the aforesaid province in superfluous numbers will inevitably lead to the reinforcement of the Russian Military forces in the neighbouring district, and will also result in increased Military expenses to the great disadvantage of the two States.

For the police service and for the maintenance of order in this region outside the territory ceded to the 'Société du

Chemins de fer Chinois de l'Est' there will be formed by the local Governors and *Daian-daiuns*, a Chinese gendarmerie mounted and unmounted, composed exclusively of the subjects of H. M. the Emperor of China.

IV.—The Russian Government consents to restore to the Chinese Government the Railway lines of Shan-hai-kwan, Ying-kow, Sin-min-ting occupied and protected by the Russian troops since the end of the months of September, 1900, in consideration of which the Chinese Government undertakes:—

1. That in the case of it being necessary to assure the security of the aforesaid lines the Chinese Government will undertake this itself and will not invite any other Power to undertake or participate in the defence, construction or exploitation of these lines, and will not permit the foreign powers to occupy the territory restored by Russia.
2. That the above mentioned railway lines will be completed and exploited on the precise basis, both of the arrangement between Russia and Great Britain dated the 16th April, 1899, and of the contract undertaken on the 26th September, 1898, with a certain Company relative to a loan for the construction of the aforesaid lines and beside; to observe the obligations assumed by this Company especially not to take possession of the line Shan-hai-kwan, Ying-kow, Sin-min-ting, nor to dispose of it in any possible way.
3. That if eventually the continuation of the Railway lines in the South of Manchuria is proceeded with, or the construction of branch lines towards these as well as the construction of a bridge at Ying-kow or transferring the terminus of the Railway at Shan-hai-kwan where it now is, this shall be done according to an undertaking between the Governments of Russia and China.
4. That as the expenses incurred by Russia for the re-establishment and exploitation of the restored railway lines of Shan-hai-kwan, Ying-kow and Sin-min-ting have

not been included in the total sum of the indemnity, they will be repaid by the Chinese Government. The two Governments will come to an understanding as to the amounts to be re-imbursed.

The tenor of all previous treaties between Russia and China not modified by the present Convention remains in full force.

The present Convention will have legal force corresponding from the day of signature by the Plenipotentiaries of both contracting Powers.

The exchange of the ratification will take place at St. Petersburg three months from the day of the signature of the Convention.

In view of which the respective Plenipotentiaries of the two high contracting Powers have signed and sealed with their seals two copies of the present Convention in the Russian, Chinese and French languages.

The French text shall rule.
(Signed), LESSAR,
CHING,
WANG WEN-SHAO.

Peking, 8th April, 1902.

全露西亞國皇帝陛下及び清國皇帝陛下は千九百年中國に於て發生したる騷擾の爲め破られたる善隣の關係を恢復し且つ鞏固にするの目的を以つて滿洲に關する諸問題に對し協定を遂ぐる爲め互にポール、レツサル並に慶親王及び王文韶を全權委員に任命せり右全權委員は互に其の委任狀を示し其の良好妥當なるを認め左の諸條を協議決定せり

第三條 全露西亞國皇帝陛下は清國皇帝陛下に對し其の友情の懷念及び平和を愛するを新に表彰せんと欲し前に滿洲境界の各地に於て清國が露西亞國臣民に向つて先づ攻撃を加へたるの事實は不問に附し依然滿洲を清國の一部として同域内に

於ける清國政府の權威を恢復するを承諾し且つ露西亞國軍隊占領以前の如く統治及び行政の權を清國政府に還附す

第二條 清國政府は滿洲の統治及び行政權を恢復するに當り千八百九十六年八月二十七日露清銀行と締結せる契約の條項を該條約の他條項と同様遵守するの責を受け又該契約第五條に運搬し極力鐵道及び該職員を保護するの義務に任じ且つ均しく責任を以つて滿洲在留の露西亞國民及び其の創設せる事業の安全を擁護するを承諾す清國政府にて既に上記の義務を負担せる以上露國政府は事變の生起するをなく又或は他國の行動の爲めに妨害せられざる限りは左の順序に従ひ滿洲より其の軍隊の全部を逐次撤退するを承諾す

- 一、本條約調印後六箇月以内に盛京省の西南部遼河に至る地方に駐屯せる露西亞軍隊を撤退して鐵道を清國に還附す
- 二、次の六箇月以内に盛京省の殘部及び吉林省に駐屯せる露西亞軍隊を撤退す
- 三、次の六箇月以内に黑龍江省に駐屯せる露西亞軍隊の殘部を撤退す

第三條 露西亞國政府及び清國政府は千九百年に露西亞國境上に於て清國兵の起したる如き變亂の再發を將來に排除するの必要を鑑み露西亞國兵撤退以前は露西亞國軍務官及び各省將軍に命じ滿洲駐屯の清國の兵數及び駐屯地を協定せしめ又清國政府は露國軍務官と各省將軍との間に協定したる兵數以外の軍隊を組織せざるを約するも其の兵數は匪徒を鎮壓して地方の平和を維持するに足るを要す

全露西亞國軍隊撤退後は清國は滿洲駐屯軍隊を増減するの權を有す尤も其の増減は隨時露西亞國政府に通知するを要す其は清國にて右地方に多數の兵を備ふとせば露西亞國も亦其

の附近に於ける各地に相當の軍隊を添加せざるべからず従つて兩國は空しく軍費増加の不利益を見る事自ら瞭然たればなり

東清鐵道會社に給付したる各地域を除き上記地方の警察及び秩序維持の爲め地方將軍及び露國軍務官は清國臣民より成る騎歩の憲兵隊を組織すべし

第四條 露西亞國政府は千九百年九月下旬以來露西亞國軍隊が占領保護したる山海關、營口、新民廳の各鐵道を清國政府に還附すると承諾するが爲め清國政府は左の條項を約す

一、上記鐵道線路の安全を確保するの必要ある時は清國政府自ら其責に任ずべく決して他國に該鐵道防守、經營及び敷設を受負はしめ或は分擔せしむるとある可からず且つ他國に露西亞國が還附せし所の各地點を占領するとを許す可からず

二、上記鐵道の完成及び經營に關する各節は總て千八百九十九年四月十六日附露西亞大不列顛國協約と千八百九十八年九月廿八日上記鐵道敷設借款に關し一私立會社と締結したる契約に遵據し該會社負擔の義務を守る可し即ち殊に山海關、營口、新民廳鐵道の占有又は何等の方法にても之を處分せざるの義務を守らしむ可し

三、將來滿洲南部に該鐵道を延長するも支線を敷設するも或は營口に橋梁を架設し又は現に山海關に在る輪營鐵道の終點を移すの計畫ある時は露西亞國及び清國兩政府間に協議を経たる後之を爲すべし

四、還附に係る山海關、營口、新民廳各鐵道の修繕及び經營に關する露西亞國の失費は償金總額以外なるを以つて清國政府は更に之を露西亞國に償還す右償還の金額は兩國政府

にて協定す可し

露西亞國及び清國間に於ける在來の諸條約にして本條約に依り變更せられざるものは依然有効たる可し

本條約は兩締約國全權委員調印の日より効力を有す可し

批准交換は聖彼得堡に於て本條約調印後三箇月以内に行はる可し

兩締約國全權委員は露西亞、清、佛蘭西の三國語を以て記したる本條約二通に記名且つ調印するものなり

本條約の解釋は佛文に従ふものとす

千九百二年四月八日北京に於て之を作る

(記名調印)

レツ サル
慶親王 奕匡
王文韶

雜

報



滿洲還附條約

近頃の難物たりし滿洲還附條約は、やうやく去八日午後三時、清國政府外務部に於て露清兩全權の間に記名調印を了せり、その條約文左の如し

第一條 露國は露國の滿洲の占領前通りに滿洲の主權を還付す

第二條 支那政府は滿洲に於ける露人及び露人の事業を保護するの責に任ず露國は之に對し滿洲より露兵を十八箇月間に全く撤退す其期は六ヶ月宛の三期に分ち最初の六ヶ月内に吉林省より次の六ヶ月内に奉天省より最後の六ヶ月内に黑龍省より撤退す

第三條 露國の軍隊を撤去せざる間は滿洲に配置すべき支那兵の場所及び兵數は露清兩國の將軍に於て協議決定す、露軍悉く撤退後は支那軍隊の駐屯地及び兵數は清國の自由に任ずるも其の兵數は之を露國に通知すべし

第四條 山海關、營口、及び新民廳の鐵道は其

の所有主に返還す返還せし鐵道線路を保護するは支那政府の責務にして他國を誘ふて守護せしめ或は其線路を修復せしむるを許さず又露國の還附せし土地を他國に占領せしむるを許さず

此の線路を露國が修理せし費用として若干額の賠償を仕拂ふべし、但し百萬留以内とす此條約は三箇月以内に批准するも其の効力は調印の日よりす

編輯部稟告

●史學界文庫第一篇として出てたる「菅公論纂」に對する卑見は、本號に於て陳すべき筈なりしが、擔當記者障るとあつて果す能

はず、次號に譲る。

●卷首に挿める史學研究法挿圖は完結製本の際は二一八頁と二一九頁との間に挿まるべし。

●近世倭學者界にその名を得たる小山田與清大人の「倭學戴恩日記」は幕末の社會事情を知るに恰好の資料なるを以て次號より附録として掲載し始む。



雜報

兩國の川開き

愈々漸く先月末二十七日を以て舉行さるゝに至りぬ、兩國橋架換工場の少からず空地をふさぎたるため其處彼處狭くなりしとて見物の眩くも無理ならず、今は許されども橋の上は餘り見よきものにあらず、濱町河岸か代地河岸を以て立見するに最もよき所となすほどに、米澤町より矢の倉あたり濱町二丁目の河岸へかけては早く人の山を築きたり、井生村、伊勢平、龜清、柳光亭は云ふも更なり、各料理店飲食店など、何れも球燈をつるし赤毛布を敷詰めて華やかなる光景は一年に二度と見られぬところなり、兩國橋の片側は修繕中とて往來止めなしたれば、片側の人道にのみ往來の人の群集して其雜踏云

はん方なし、午后二時頃は上流下流ともカブトビールの廣告花火を載せたる舟が浮べるのみにて、未だ打揚ぐるまでには準備も届かず、將又各料理店などに七十錢三十錢の客も集まらず、見物の舟として出たるは滋強丸、達磨煙草の二艘に過ぎず。やがて三時となり四時となるや、一發また一發龍蛇横さまに奔り楊柳逆まに垂れて青、赤を生じ、黄、黒を生じ金と化し銀と變じて大空に燦めくに至るや馬車なるも蒸汽なるも腕車なるも徒歩なるも續々と押寄せて兩岸立錐の餘地なきまでに群集したり、然れば百本杭より横網河岸へかけ厩橋に至る間にも矢の倉河岸より新大橋に至る間にも黒團々たる人山を築きて之を目的の水菓子屋など屋臺のかけに懷中を肥しつゝありしが、日頃廣小路に常店を張る古本、骨董商なんどの類は滿身に砂塵を浴びるのみにて客は空のみ打仰げば却つて手持無沙汰の觀あるもをかし、兩岸の料理店など何れも球燈を數

なく點したるが星の如く水にうつり、上流に下流に流るともなく見物の船の浮べるなど美事は今も往時に變らず、たそがる頃より人道は往來止となりて中央の車馬道には二間に一人五間に二人劍聲鏘然たる巡査の警戒怠りなし、警戒は單に兩國橋のみに止まらず厩橋、新大橋は云ふも更なり其處の辻彼處の辻にも人の佇立みあれば一々之を制止して假借するところなし、巷に立つて見渡せば西より來るもの東より來るもの乃至南より北より、去る者として更になければ家々の燈火を遮るほどに黑影蟻の如くつながりて此附近容易に通るぬくる事能はず、人の出盛ること斯の如くなれど花火は數も少なく仕掛も左して面白きものなかりしは憾なりしと云々以上國民新聞通信切抜き也

雜報

「日英同盟と世界の輿論」

浩々居同人なる人、この頃「日英同盟と世界の輿論」なる定價二十錢(言文社發行)の一小冊子を著はされた、日英同盟に對する世界各國の新聞雜誌の議論を譯して集めたもの、内容に於て不完全の點尠しとせぬが、ともかくも古新聞は屑屋に賣るか包み紙にする外用途を認め得ぬ今の不注意なる社會に於ては、珍重すべきものである。特に十年二十年前の記録を繕くとは知つて、古新聞のいかに重要な史料たるかを忘却する一部の史家に向つては、吾人喜んでこれらの著書を勧めむとする。

編輯部稟告

●前號所載のギリシア式葡萄唐草の寫真版圖

雜報



二

は、史學研究法二二四頁と二二五頁との間に挿まるべし。

●同じく前號所載の青銅鼓の寫真版圖は、史學研究法二三四頁と二三五頁との間に挿まるべし。

●次號所載のイギリス古泉の寫真版圖は、史學研究法二八二頁と二八三頁との間に挿まるべし。

●本號所載史學研究法中貼附の歐文系圖は二七五頁第八行の次に貼附せられても宜しきものなり、印刷の都合によつて貼附の法をとりたるものにて、實はこの頁第八行の次につくべきものなり。

●史學研究法一頁及二頁、七七頁及七八頁は、林裁上統一を缺きたるを以て次號に改刷すべし。

●次號所載の雜錄、「南米ベルウの結繩と琉球の結繩補遺」二五頁二六頁は、印刷の都合上別刷として附するものなれば、落丁の虞なしとせず、

一

次號落手の諸君に第一に検査ありたし。

●本號所載の雜錄「印度爪哇風俗抄」一八頁と一
九頁の間に、フータン人奏樂の寫真版圖を、又
同二二頁と二三頁との間にグニダ種族の寫真版
圖を挿むべき筈なるも、本號發行の間に合はざ
りしを以て次號にまわす。

●本號所載山内君の懸賞當選論文に審査評を附
すべき筈なれども、編輯の都合上次號にまわ
す。

●前々號より掲載し來りたる時評「菅公論纂を
讀む」は本號に於て終結の筈なりしが、擔當記
者又障るとあり、已むを得ず次號にまわす。

●次號よりは附録として更に西洋史研究上左右
の便覽に供すべき畧系圖を續載すべし。

●本年度掲載の筈なりし清國史の科は松平講
師障るとあつて遽かに執筆なり難き由なれば、
講師を換へて開講するか、あるひは次年度にま
はすべし、今未定なれど不日決定の上は直ちに

報すべし、登載あまりに後るゝを怪まるゝ諸君
に告ぐ。

●第十號所載國家學原理は、表紙に九二頁まで
所載の様記したれども、都合により、俄かに八
九頁以下を掲載せざるに至り、よつて表紙裏
に、ことわりを印刷したる小紙片を貼附したれ
ど、脱落せしやの疑ある二三の校外生諸君より
の質問狀に接したれば、念のため茲に附言す。

●本講義錄附録としては、從來横山文學士の寄
贈を得、今は倭學戴恩日記を續載し、次號より
西洋史の參考用たるべき畧系圖を續載すべけれ
ども、尙一層讀者諸君の希望を満たすものあら
ば、喜んで登載すべければ、希望ある諸君は忌
憚なく申込まるべし。編輯部はるの要求の最も
多きものよりして順次採録の勞を取らむ、但し
地圖、圖書の類は編輯事務取扱上頗る煩雜を來
すものなれば、或は十分要求に應じがたきもの
あるべし、これは豫め諸君の諒恕を請ひ置く也。

雜報

自轉車學校の設立

東京牛込區市ヶ谷田町に此の如き學校が開か
れ、普通特別二科に分つて、普通科は一週間に
に乗り方、修理保存法などを教へ、特別科は二
週間に下車法、車軀分解法結合法其の他を教
へ、授業料は前者二圓五十錢、後者四圓なりと
いふ。流行の歴史、いひかふれば社會心理變遷
の行路の上より見て、記憶すべき一事實たるを
失はず。もしその教授法に於て聊かにても科學
的智識を加味するとあらば、この方面の智識に
缺けたる現代邦人の頭腦の上に、注意すべき功
果を與へ得ずとせず、瑣々たる遊戯の自らかゝ
る類の功果を與へ得むことは吾人の希望する所
なり。

雜報

霖雨の影響

今年ほど雨のつゞいた年はなしと老いたる人
々も物語らるゝ程なるが、それかあらぬか霖雨
の爲めに吾人は面白き現社會の心理現象を見る
を得たり。一はこれが爲めに總選舉の期日の延
期せられし地方あるとなり、一は東都の花とし
て音に聞えし兩國の川開き殆んど一ヶ月も後れ
し事なり。前者は出水防禦或は道路杜絶のため
有權者の期日に集らざりし故なり、後者も隅田
川の出水及び兩國橋修繕、ならびに入出の尠く
して商人等の收利覺束なきを恐れてなり。兩者
共通の原因は即ち共に交通と經濟問題とに關
す道路に關する研究と經濟に關する研究と、凡
そかゝる類、人事研究に須要なるや以て知るべ
し史學に新生面を開かむもの意を留めて可な
り。

編輯部稟告

一言以て蔽へば申譯なしといはむのみ、主任編者しばし病褥にありしたためさなきだに延引勝ちの、又延引を重ね候。さりながら次號は殆んど引つゞいて發行致すべければ寛恕を希ふ、餘事は他日に譲り可申候勿々(八月廿八日記)



雜 報

「青年界」(金港堂發行) 第壹號

本校文科出身の草村北星君が専ら經營の衝に當つて七月一日「青年界」第一號は生れたり。内容いづれ劣らぬ中にも特に吾人の歡迎するは「暑中休暇を如何に過すべき乎」に就て諸大家の意見を蒐集せると、北星子が「時評數則」中の青年の意氣、ならびに今日の事の二篇、及び諸處の餘白に「記者より讀者へ」の數篇こそ、まこと「青年界」唯一の本領、從來諸多の青年雜誌の企及ばざる快分子たり。吾人は此の如き活潑なる自由なる而して勇氣充ちたる指導の下に奮闘せられたる青年が、新なる我が史界に入りて、尙蹣跚る幾多の障礙を打破し進まむとを望む。吾人はこゝにあらかじめ北星君の快濶なる成功と讀

者の活潑なる反響とに捧ぐべき月桂冠を造つて待つ。

西郷侯の薨去

過般來病狀良好なりと聞きし西郷從道侯は、去十四日より俄に不安の容體となり、十七日午前嘔吐二回、胃部稍膨滿し、蠕動機は愈著明となり、衰弱甚しく、體溫三五八、脈搏八〇、呼吸十二にて脈搏は整調なれど漸次其數を増加するに從て力を減殺し注射に依て其の昂進を防ぎたり午後嘔吐二回あり、體溫三七四、脈九〇、呼吸十二にて衰弱の度益々増加し脈力漸く弱くベルツ、橋本、小西、小山、三宮諸國手の盡力にて少しく安靜に赴きたるも容體尙大に憂ふべく家人を始大山侯、岩倉公、黒岡少將、西郷寅太郎侯(南洲の嫡男)得能印刷局長、岩倉具張、平岡貞助各夫妻、檜原未亡人等の親戚並に山本海相、伊地知少將、加藤副官等諸氏は徹宵して看護し、

兩陛下よりは御使を以て御尋あり、天皇陛下よりは泥籠一籠葡萄酒一函、皇后陛下よりは家族及び看護の人々へ御料理を賜はり續いて又左の如く叙位の御沙汰あり、

元帥海軍大將正二位大勳位侯爵

西郷 從 道

叙從一位(特旨を以て位一級被進)

翌十八日午前六時遂に薨去、六十歳に滿たざる
と十ヶ月(天保十四年五月生れ)この日伏見宮、
有栖川宮、同妃各殿下を始め北白川御代理、桂首
相、田中宮相、芳川遜相、清浦法相、曾禰藏相代
理、近衛、一條、徳川、島津各公爵、伊藤侯代理、伊
藤式部主事、山縣侯、徳大寺侍從長、井上、佐々
木、川村、東久世各伯爵、野津、伊東、井上各大將、
高島、野村、谷、福羽各子爵、乃木、黒木、伊東各中
將、花房宮内次官、戸田伯、大谷光尊伯各代理、齋
藤長官、村上經理局長、大浦總監、柴田翰長、上
原、阪本兩少將、松方伯夫人、同嚴氏夫妻、和田農
務局長、獨逸公使館附武官ギユール氏其他同
邸を見舞ふ者朝來引きも切らず。桂首相は午後
大山侯を青山邸に訪うて加藤西郷元帥副官を招
き、侯爵葬儀の件につき協議あり。高島子、伊東

軍令部長、野津大將、親戚故舊三十餘名はこの夜
侯爵邸に通夜す、十九日午前十時三十分には天
皇陛下よりは北條侍從を皇后陛下よりは山内皇
后亮を御吊問使として目黒の侯爵邸に差遣せら
れ、北條侍從は特に勅命を含み哀悼にたえざる
旨の御誄詞を傳へ、且つ兩陛下より御菓子、御
料理、數臺を賜ふ。午後三時には東宮殿下より桂
主事を以て御吊詞あり。又貴族院よりも吊辭を
送り、その他午前には獨逸公使フオン、アルコ
ー、ワルレイ伯、佛國公使シュバイユ、米國公
使バック、露國公使館一等書記官プリンスタダ
シヨ、伊藤侯代理鮫島武之助、板垣伯、佐野伯
代理、曾我子、眞木男、阪谷大藏、淺田遜信兩總務
長官、安立警保局長の諸氏外八百餘名、午後は大
山元帥、平田、内海兩大臣、西園寺樞密院議長、野
津大將、副島、中牟田、田中、河瀬各樞密顧問、島
津公、山本日本銀行總裁、奥、有馬兩中將、石黒
男、戸田伯夫妻、内山、原田、瓜生各少將、松方嚴、
同幸次郎、山尾子、川口男、小牧書記官長、米國海
軍少將ロッヂヤース、蘭國代理公使ホルデル、獨
逸公使館附武官ギユール諸氏外七百餘名の吊
問者ありその他他吊電等引きも切らず。葬儀は廿
二日午後一時出棺青山墓地にて行はる。

雜 報

リイス博士の藏書本校
圖書館に購入せらる

史學の曙光まだおぼろげなりし我が邦に來つ
て、修史局を大學にうつすべきを説き、又史學
會創設を主張し、遂に一は今日の史料編纂係と
なつて今や大日本史料、大日本古文書出版の運
に至り、一は史學會雜誌即ち今日の史學雜誌を
發行して成果着々今日の盛況を見るを得るに至
りしものは、實に邦人ならぬ博士ルウヰヰ、
リイス氏その人の誘掖による。博士來朝以來今
殆んど二十年に近からむとす、陰に陽にこの間

博士が傾注せられたる熱血は、今ややうやく蓄
を持ち、將に目覺しき紅の花我が學園に薫らむ
とすなり。この時に方つて俄かに博士の歸國を
見る、苟くも史學の途に遊ぶもの憾なからむや。
但し吾人はこの悲みの雲間より一の喜ばしき光
をうけぬ。博士が手澤の存したる幾千部の珍書
類は、坪井文學博士の盡力によつて大部を擧げ
てこのたび本校圖書館に購入せられたると是な
り。本校圖書館は今擴張の最中になれば近きに
幾多の便益を校外生諸君の上にも及ぼすを得べ
く、然らば篤志の諸君が研學の良師友として、
博士が手澤のこれら諸書類を繕讀せらるる期は
近し。吾人は諸君と共に我が史學界の紀念物と
して永く尊重せらるべきこれらの書冊が、親し

く吾人研學の机上に伴はれ得るを見て喜びに勝
えず。

編輯部稟告

●我が史學界唯一の専門雜誌たる「史學雜誌」
は、本誌發行以來屢綿密なる紹介の勞をとられ
候上、去月十日發行の誌上には久米先生の古文
書學講義に對する批評を七頁に亘つてものせら
れ候これに對しては久米先生の御意見も有之べ
く又他諸大家の御異見も有之べく候へども讀者
諸君も一讀あつて専門家間に於ける本誌の評判
如何を御承知あるは決して無益にはあるまじく
候

●前號掲載の校倉寫眞は若林先生の雜錄「校倉

及び正倉院」中四〇頁と四一頁の間に挿まれた
候

●追々と夏季休業も近づき候へば學校又は官廳
にわつて爲めに講義の執筆思ふに任せ給はぬ諸
講師はこれより少閑を得らるべきにつき本科講
義の進捗も今後は號を逐ふて盛なるべく候而し
て本講義は冬期と同じく夏季も休業不致候へば
諸君も益奮勵あつて次學年講習の御準備今より
御すゝめ申置候夏のあつさに負け中途學事を餘
所にするなどは戦最中に後を見すると一般まこ
とに意氣地なき沙汰と存せられ候

雜報

大橋圖書館の開館

○明治三十五年六月二十日開館

- 一本館は文學、法律、實業、醫學、教育、理化學、其他百校の
學術技藝に關する普通有益の圖書は勿論内外の圖書新聞雜誌
等を網羅し廣く公衆の閱覽に供す
- 一新刊書の有益なるものは成るべく速に之を備へて閱覽に供す
- 一本館は年齢十二歳以上のものは何人と雖も來りて閱覽するこ
とを得
- 一本館は三大節並に毎月末日を除く外は毎日開館す
- 一本館は毎日午前七時三十分開館し午後五時閉館す
- 但日の長短に依り變更するときは其都度揭示す
- 一本館に來りて圖書を閱覽するものは求覽券を購求し各其閱覽
室に入りて閱覽すべし
- 一求覽券は看守所にて賣渡す其種類を分ちて圖書求覽券、雜誌
求覽券の二とし其代價は左の如し
- 圖書求覽券 一回分金 參錢 十回券金貳拾四錢
- 雜誌求覽券 一回分金壹錢五厘 十回券金拾貳錢
- 但雜誌閱覽室にも通俗の新刊書は備へ付けあり
- 一圖書閱覽室には別に婦入室の設あり
- 一本館の所在は左の如し

雜報

(こゝに地圖あり焉)

●當分の内圖書求覽券 一回分貳錢 雜誌求覽券 一回
分壹錢とし、十回券も之に准す

額町區上六番町四十四番地

大橋圖書館

本半月半ばの頃東京市中に配布せる廣告右の如
し。館は即ち故大橋佐平氏が故川上大將の邸を
購ひその邸地を割きて敷地とし生前に礎石を置
きたるもの、本月十五日恰も博文館創立の十五
周年記念日を以て開館式を行ひたり。當日午前
十時には近親一同館内に會合して故大橋佐平銅
像除幕式を行ひ其の銅像は玄關の正面に安置せ
られて午後一時より參會の賓客を迎えたり式場
は階上の閱覽室を以て之に充て正面に「光格御
筆之寶」と銘したる『靜觀自得』の額を掲げ其
下に假の演壇をしつらへ極めて質素に整頓せら
れたり懸て一時三十分の頃奏樂によりて來賓

一同着席し先づ君が代の吹奏あり次て圖書館設立の由來は石黒男爵によりて演述せられたり。石黒男爵は先づ三十一年五月二十四日大倉喜八郎氏の還曆及び銀婚式祝宴に於て故佐平氏が博文館創立十五周年には公益の爲め一の紀念を留めたき意志を發言したるより説き起し三十二年の夏に至り私立圖書館を開設するの決心を示したりしかば男爵も滿腔の賛成を表したるを語りて曰く

三十四年一月九日早朝に來て語られるには、私も去年秋頃から健康が勝れぬ冬になつてから特に勝れぬ、昨日に至り腹部の痙攣を發見したので、更に嚴密なる診定を受けたに、胃痛であると宣告を受けた、胃痛と云へば不治の症で且つ私も六十七の壽を有つて明日も計られぬことであらば、圖書館の事は三十五年まで待たずに着手したい、家族とも熱議を遂げて先づ創立費として五萬圓を支出し、維持費として五萬圓に達するまで年々一萬圓宛を支出し、維持費が全額に達するまで年々五千圓を支出するに決したとの事であつた、尙ほ設立の方法及び萬事を委託すべき人々をも自ら定められて、同二十七日に委員の第一會合を開き、其後佐平君の病床に於て屢々會議を開き、私も度々病床を見舞ふたが、病床に端座して語らるゝ所は圖書館の事ばかりで他の事に及ばず、病の身に在るを知らざるものゝ如くであつた、次で建築に着手するや、

佐平君は病を力めて自ら礎を置かれた、十二月一日に見舞ふた時には既に起き上ることも出来なかつたが、夜著の袖から手を出して私の手を握りて云はれるには、既に死期も近づいたと自ら感ずるが、家の事は新太郎が充分にやるであらうし、事業は博文館、博進社、東京堂の人々が遺憾なく經營するであらうから思ひ置く事は少しもないとの事であつた、そこで私が、只だ一ツ遺憾な事は豫ての志望たる圖書館を開き、一人たりとも書籍を讀むものがあるのを見せたいが、今となつては力及ばぬと云つたに、佐平君は決してそうでない、自分の信頼する協議員諸君が新太郎を助けて下さる以上は、此の事業の成立つことは、云ふにも及ばぬ次第で、自分が見たも同くことであるから、願はくは此上とも盡力ありたい、協議員諸君にも此意を傳へられたいとの事であつた、越えて二日、大橋君は長逝せられたのであるが、其の言葉は今尙ほ之を報道する私の耳には響いて居る

男爵は斯く演べ來りて感に堪えざるものゝ如く參會者の多數も肅然として容を改めたりき男爵は更に普請の聲は梵鐘の聲よりも故人の靈を慰むべきを思ひて初七日を過ぎざるに工事を繼續し故人が希望の如く十五周年の當日を以て開館式を擧ぐるに至れることを演述せり。次で桂伯爵(個人として)の祝詞代讀、菊池文相千家知事、松田市長の祝詞朗讀あり。次で添田博士は

公共的なる西洋文明と個人的なる東洋文明の差違より説き起して大橋氏の公共事業を賛し圖書館の設立は國民に知識を分配する公共事業として稱賛すべきのみならず此の如き公共事業は實に個人的なる東洋の風潮を一變せんとするものにして若し此の圖書館にして他の公共事業を喚び起すの警鐘たるあらば大橋氏の社會に對する功勞は一小圖書館の設立を以て計るべからざるものあるべしと論じ且つ圖書館の圖書に無慘なる跡を留めたる公德缺乏の弊風を矯正せざれば折角の事業も十分の効果を收むる能はざるべしと論じたり。次に肝付兼行氏の演説あり次に福地櫻痴居士は得意の諧謔を以て添田博士が封建制度に論及したるを捉えて端緒とし

私こそ封建の時代に生れたが、其の時代の大名の行列と云ふものは中々立派で、鎗が通る夾箱が通る、併し一番後には合羽ざるを被つたよぼ／＼が通る、又御馳走と云へば二の膳が出る、三の膳が出る、一番後には湯桶に漬物が出る、御馳走の後だから湯桶や漬物は食はぬてもよさそうなものだが、矢張り食はれば濟まぬ様な心持がする、其の漬物も胡瓜や

蒟子の新漬でなく、ヒ子澤庵では恐入るが、今日立派な演説祝詞を聞いた後で、諸君がヒ子澤庵でも食ひたいと思召があるならば、此の福地が一ツ獻上する

とて満場を笑はせたる後圖書館は人々の最も必要とする所なれども目錄の編纂宜しきを得ざれば十分の用をなさず幸に此の圖書館は博文館と密接の關係あれば圖書の目錄及び索引を編成して配布せられれば更に大功徳なるべしと述べたり最後に大橋新太郎氏協議員を代表して謝辭を述べ且つ博文館の三十年紀念若くは四十年紀念には更に大なる公共事業を起さんことを誓ふと述べて式を畢り茶菓の饗ありて各自退散せり來賓は菊池文相、青木子爵、花房男爵、千家知事、都筑馨六、肝付兼行、松岡康毅、前島密、藤島正健、松田市長其他數百名なりき。

編輯部稟告

●毎度毎度にて甚だ相濟まず候へども、山内君

の論文審査評は擔當者未だ諸講師の詳説を聞く暇なきため稿を畢へず、今一二回發行の間、諸君の宥恕を希ふ。

●出雲國簸川郡布智村大字下古志一・三七四番地春日鏡三郎君は去月十五日附を以て左の如き質問書を送られ候、これに對して先般久米先生の御説も伺ひ置き候につき、至急春日君に書狀可差出處取紛れ今日まで遅引申譯なし、但しこの質問と久米先生の御説とは他の讀者諸君にも御一覽に供する價値あるものと存せられ候につき、春日君へ遅延の御詫を兼ねて茲に問答併せ掲載すると致し候也。

一)「出雲」といふ名稱は何時代に起りて何に根源して名けられしや。

質疑理由出雲國名の起源は夜久毛多都てふ神言を以て血統今に絶へず此の古傳を殘せり先生の御鑑定を仰きたくおもふ依りて命の古志郷に來り玉ふ事彼の夜都米佐須伊豆毛多都流の歌も彌津茅

刺藻とつゞけたり万葉に入雲刺ともあり入雲は借字にして意は前にいへる如くなり而して撰者は入雲立とあるによりて『自其地雲立藤原作御歌』と書き加へたるにより後世相傳へて誤を重ねたるなり伊豆毛は五十津藻にして此國は藻多く海川とも木の國といひ黍粟等のよくみのる國なる故に吉備の國阿波の國といふ皆眞の名義にして自然の詞を自然の理に叶へんには出雲の雲の字をもとむべき理なし古より御歌の夜久毛多都を入雲立と思へるから國名をも出雲と書出で其の頃ほひよりイヅモと濁音に呼びならへりけむ云々と是れ果して眞なるや史學上よりの見解を聞かんことを乞ふ是れ本項質疑の要點なり

二) 伊弉那美命の出雲に來り日淵河を以て池を造り云々とあるは今より前何年頃なるや

質疑理由小生が家の傳説によれば命の日淵河に來りまし、時造り玉へし池を天が淵といひ其の時の飲用水を鏡が淵といひ神々の集り玉ひし所を神足といひ社を日淵神社といふ云々と傳へて今に七百有餘年の古文書あり依りて考ふるに出雲開化の源

(日淵神社に生が奉仕する千有餘年前より佐與布より絶ゆることなし)

地は古志郷にあらんと考ふ小生が家は佐與布の系を以て血統今に絶へず此の古傳を殘せり先生の御鑑定を仰きたくおもふ依りて命の古志郷に來り玉ふ事彼の夜都米佐須伊豆毛多都流の歌も彌津茅

(一)に對しては久米先生の御答の意は、例へば駿河、富士山等の如きはアイヌ語といふ説あるが如く、國名その他一般土地に關する固有名は、その何語たるやすら容易に解決せらるべきにあらず、現に御たづねの出雲の國名をもチャンペン氏は曾てアイヌ語ならむと語られたり、但しその證明は未だたしかにいふ能はずとの事なりき、已に古代史にも説き來たる如く日本國土の住民は種類尠からざれば、隨つて地名國名等の出所の極めて多岐なるはいふを待たず、春日君の御説の如く、所

謂國語の一のみを以て、この多岐の出所より出でたる地名國名等を解決せむには、往々誤謬に陥り、或は又徒勞に畢る患あり。こは嘗て日本に就てのみいふべきにあらず。されば御質問の如きは史家が隨意に研究し得べき、いはば史海の遺珠なれば、もし御研究あつて好結果を見るを得ば幸なりとの意を答へられ候、但し久米先生に拜顔の後今殆んど一箇月に近く相成候へば、以上に記憶のあやまり又は蛇足はなしとも申されず、もしこれあらば後日訂正致すべく候へども大意の違はぬとは保證致し候。

(二)に對しては久米先生は、まづ春日君が古傳上より立てられたる伊弉那美命出雲に來られてより今日まで凡そ千九百九十四年といふ所説が日本古代史に於ける先生の御推定と殆んど符合せるを喜ばれ候、但し春日君の根據とせられし、即ち家系又は古文書の類もし一

閱を得て果して正確なるを認め得ば學界のため更に喜ばしき事なり、七百餘年前の古文書といへば古文書學上第二期の年代に屬するものなれば、天平前後の古文書の如く直ちに據つて以て考説の本據とはなし難し、一應拜見は願はれまじきや、その山春日君へ申達ありたしとのとにて候ひし。春日君にして幸に學界一般の裨益を思はれ、久米先生のこの御要求を快諾せられ候はば、大慶此事に御座候、何かの御用も御座あるべければ久米先生の御居所を御知らせ申置くべし、久米先生は武藏國荏原郡上大崎村六百卅一番地、目黒停車場の傍、綠樹蔭ゆかしきあたり日々古代史ならびに古文書學の記述に忙しくあらせられ候●西洋史參考の略系圖は修正意外に暇どり、未だ印刷に附しがたく候につき今しばし御猶豫を仰ぎ申度候。

●先般附録に就て讀者諸君の御希望仰せ聞けら

れたく申述候處、この稟告記し畢るまでに落手候ものを一まとめと致し候へば左の數種に歸し候。

- (一) 日本古代史の參照として日本古境域の畧圖を掲載せられたし●(二) 玄奘の大唐西域記●(三) マルコポーロ支那紀行の譯文●(四) 法顯の佛國記●(五) 丁抹、撫關仙、和洋對曆表 一冊●(六) 五の外の年代學の參考書類●(七) 公卿武家諸家の日記類●(八) 歴史年表●(九) 歴史地圖●(十) 和漢書の歴史書目解題等。

尙大方諸君の希望申込を仰ぎ度候然る後要求の多數にして有益なるべきものより順次登載可致候、もし又要求多きものにて、しかも附録とするには分量あまりに大なるものゝ如きは、或は別に單行本として本出版部より發行致す場合も可有之候。



「菅公論纂」を讀む(ついで)

●横山文學士の「本邦教育史に於ける菅公」
 公が國史上の價値は、その「崇嚴偉麗なる天滿天神の神號の下に」、久しく教化の理想として、教學の天神として崇拜せられた所にある、即ち公は教育史上の價値に於て頗る重きものである。而してそのかく崇敬せられし所以は、専らその忠良の心事にある。而して又その教育史上にかく價値ある所以は一、奏請して遣唐使をや

時評

めたと、二、紅梅殿、この二事なのである。公が遣唐使をやめたとは「支那文化の輸入に一頓挫を與へ、一面には王朝國文學の發達を促進し」、その紅梅殿は之を當時の圖書館とも見るべく、菅公が、我が教育史上忘るべからざる所以は實にこゝにある。以上が本篇の要旨で、學士は最後に附言して、但し天滿天神の性格は敢爲猛進といふよりも、むしろ高尙優美である、從來の教學の天神としてはこれでもよかつた、が今は時局一變したから、「吾人の崇敬する教學の神は、また敢行の威力に富めるものならざる可らず」、菅公に對する國民の崇敬は今尙日々に新なれども、それは忠良の臣として思慕するので、教學の神とするの理想は日に薄い、「吾人は既往

一千年間天神の徳澤を感嘆すると共に、速やかに教化の理想、教學の神を得んことを希望す云云」と結ばれた。教育史上から見られたいけに、立場は史家の方面からでなく、普通一般國民の方から見られての評論である、即ち菅公と天満天神との間に別に區劃を置かれぬ立場である。五月發行の『史學雜誌』に本篇を評せられた中に、「教學の神となつた理由が公の忠良の心事に由る等と云ふ説は一向請取れぬ、果して何時頃からこんな工合になつたか又どういふはづみから斯く成たか今少し深い研究を望みたいものである」と望まれ、又「遣唐使の奏請等は左したる事でも何でも無い、遣唐使は是より先き既に承和元年に實際上絶へて居るので、これは全く時勢の趨向だ、菅公の奏言を待たずとも……それよりは寧ろ類聚國史の著述でも數へられた方が大分ましであらう、又高野、瑞が天神を祭つて學問上非常の功績を挙げようとも、又は天神が江戸文學の起源をなしたにせよ、是等の崇拜の人々は果して菅公なるものを充分知て尊崇したか如何か疑はしい、よしんば後人が天神様として祈請を凝めてどんな功績を奏したにせよ、其が爲め菅公其人の教育史上の功勞を賞美する事は出来ぬ云云」と反駁せられたが、この反駁は史家の立脚地より公を見て、その見解より横山文學士の本篇を見られての反駁としては成程御尤であるが、まづ學士の立脚地の那邊にあるかを看取して、學士と同じ立脚地から見たと

しては、ちとお門違ひの評であらう、學士も史家の立脚地よりは見ぬと、わからさまにはいはいれぬが、「余は此篇に於て菅公の事業を詳説するの必要を見ず」と断はつて居られる、これは史家としての立論ならぬ明白なることわり書ではござらぬか。已に史家としての立場を離れて公を見るとすれば、即ち言ひ換へれば學者としての眼より公を見ぬとすれば普通人の見ると同じ眼で公を見るべきは勿論である。かく見るとは學者としての史學の立場より見れば不當なるといふまでもない、しかし教育史家としての立場よりかく見るのは決して不當とは申されぬ、否むしろかう見ねばならぬと思ふのである。教育といふものの中には普通教育もあれば専門教育もある、但し専門教育は大部分獨學の分子も含まれ、純粹の意味に於ける教育とは主として普通教育をさすべきものであらう、教育史とはその史である、されば嚴正なる意味に於て教育史を定義すれば普通教育の史を中心として居る史であらう、この立場より公を見るには、必らず古來の普通教育をうけた一般の人々の認むる公、即ち天神即菅公として見なければ不都合なのである、常人の眼に國際上の事情が實際どうで、そのために遣唐使を久しく送らぬのであるとかいふとがわからうか、又は眞の菅公はいかなる人でいかなる得失のあつた人だ、だから拜む、だから拜まぬなどいふ考をして居る暇があるらうか、又考へる氣が出やうか、政治向きには

局外者たる常人は、公然發表せられた結果と最近因^よらるるを人づて位に知るが山々、だから常人の眼から見れば公が奏請、これ支那文化輸入

頓挫の烽火である、又菅公は忠良の臣で天神様はその菅公を祭つたもの、而してその天神様は教化の理想である教學の天神であるのである、眞の菅公が何であらうと、それがいかにして天神様と祭られたのであらうと、そんなとはどうでもよいのである。常人の眼と考はまづかうであらう、その常人をつくり、その常人の子を教ふる普通教育の史が中心たる教育史そのもの、上より見たる菅公論としては、予輩横山文學士の所説に於て一の非難すべき點を認めぬ。常に書卷の間に机上の空論を聞けすのみをこれ事と

すると、時としてはかゝる専門違ひの評論を堂々たる雑誌上に公にせらるゝ過失があるのである。

●濱田文學士の「讀菅家文章」——これは菅家文章を公が性情の一局部を窺ふ史料として、公の境遇の變遷と相對照して、之を時勢に引き合せて巨細に亘つた推論で、要するに公もやはり人間であつて怒りもすれば泣きも笑ひも喜びもある、野心も競走心もあつた人なるとを明にせられたもので、特に又その常に保守的の方策をとつて、進取的改革的なる時平と相合はざりしは當然なる事情を明にせられたもの、他の諸説と相扶けて益公の眞相を明鏡にうつすものである、末段の數百言は、すべて無證據の、學士一

個の臆説を述べられたもので、こゝに喋々する必要を認めぬ。

の態度を失したは遺憾といふべきである。

●藤田文學士の「太宰府と太宰府天満宮と」——「世には菅公を知れるもの多きも、菅公が何故こんな所へ流されたか」を知らぬ人の爲にとて、まづ菅公時代の太宰府を中心として、其前後の太宰府に就いて述べられて、現今遺跡の實況に及び、次に天満宮の由來沿革祭式現狀等を詳述せられたもの。その根據に就て史學雜誌の評者の非難は妥當である。本篇の類は史家の一責務として、即ち古跡遺跡の眞正なる來歴を研究し又教ふる所の、學者としての責任上、正に極めて嚴密に學術的態度をとつて一言苟もせざるものが最も價值あるものである。本篇がやゝこ

●高橋龍雄氏の「菅公を妬みし學者と拜みし學者」——叙述はすべて公の歿後にかゝる、一條兼良を「妬みし學者」として擧げ、瑞保已一を拜みし學者として擧げられて、兼良を貶し保已一を揚げ、一部は首肯すべくして一部は首肯すべからざる評論である。高橋氏は兼良を時勢より離して評勝せられた、戰國亂離の世、世の一般は唯現實、すべて目前のとを先にして、まづ近き成功を主として着々成果をあげゆくに、ひとり文學に至つては管に進境なきのみならず、むしろ退潮の狀なりし、これを救はむには、勢退潮を扶くるものを聊かにも害すべき法を講ずる必要がある、菅公が文學の神として古來の崇

拜をつゞけられらる以上は、この退潮を挽回する非常の障害なのである、故に先舊思想の中心たる公を貶して以て舊思想打破の一策とし、一方に於て新文學の興起に力められた兼良公の策略は事たとひ窮策なりとも決して非難すべきものでない、否むしろその苦心を多とすべきものであるのである、これをしも菅公を妬む所爲といはゞ日蓮が施設も親鸞が經營も皆是嫉妬のみ、時勢を離れた史上の評論は頗る予輩の喜ばざる所、保已一を挙げられたは、ことさらに兼良公への對照としてさがし出された傾向がある。保已一が偉業は只これ一個不拔の信念である、それが菅公であらうと何神であらうと、抑別問題。もし保已一が菅公を信仰した爲に偉大とな

つたとの議論が立つなら、他に保已一と同じ位菅公を信仰した人て保已一ほど名を成さなかつたら何と説明するか、又もし他神を信仰して保已一以上の人が出来たら何と説くか、又何神も信せず唯一個の自信を以て偉業を成功した人あらば何といふ、皆これ中心は信念の一である、信念さへ立てば對象何であらうと境遇を自らつくりゆく、保已一の業と菅公と、何等他に異なる關係があらうか。思ふに高橋氏は自らいはるゝ如く「何か人の言はざらむ事をと苦慮し」過ぎられてむしろ牽強に陥られたのであらう、近頃聲望ある氏の近業としては甚だ惜むべき一篇である。

●文學士醉錫磨氏の「梅花辨」——梅花のとかと

思ふて讀むと、否否否、菅公はクワン公でなくカン公らしい、公の肖像については菅像辨がくわしい、北野の三社は何々、北野祭はかういふさまり來歴である、天神様と八幡様ほどひろく祭られてるのは恐らくない、文武と領分をわけの神だ、などからさまざまにわたつて面白おかしく且簡短に書き綴られた隨筆である。如上澁面つくつて居た菅公論纂これで大分愛嬌附いたり。

●文學士右京氏の「菅原氏系圖」——天穗日命に初まつて秋篠大江菅原の三家をなし、菅氏の裔は今唐橋子爵、東坊城子爵、桑原子爵、清岡子爵、五條子爵、高辻子爵、西高辻男爵等があられるとを明にして、くわしい便利なものである。

●高桑文學士の「編纂餘録」——本書の來歴を詳述せられて學士が苦心奔走の顛末より、諸家訪問の際の公に對する諸家の茶話等に至るまで、極めて明瞭に描かれて、讀下頗る感謝の念を惹起せしめる。が同時に又この明快なる行文と着實なる稟性とを併有せらるゝ學士が、その他人の説をひろく紹介せむが爲に日もこれ足らずして、自己の所見を十分に開陳せられる暇のなかつたとを甚だ残念に思ふのである。

●「飛梅詩叢」——これは田邊松坡氏の選で、菅公に關する古今の詩を集められ、次に「菅公をよめる古人の歌」として佐々木信綱氏の選で古今の和歌が集められてある。共に邦人の公に對する思想如何を見る材料の一斑として、本

書の餘材として頗る恰好のものであらう。

本書全眸についてはまづ編纂の順序に於て秩序の頗る整然たるを見る。次に諸家の評論を合すれば公の真相、天満宮の來歴より、公在世時代前後の史實に至るまで、殆んど遺憾なく本書中に活現せられて居るのである。同時に他の方面より見れば、本書は今日史學界知名の大家を網羅したれば、殊に高桑文學士の短兵急なる戰畧にかゝつて、概ね新たに研鑽の暇なく、平素の持説を虚飾なくそのまゝ出されたものであるから、今日知名諸大家の真相を問はむには實に屈竟の捕虜である、而してその拷問の鞭として、高桑文學士の「編纂餘録」は最も重要なもの

のである。

予輩は本書の有するこの二つの主要なる性質よりして、一面に於ては之を王朝時代の研究者、又昔公研究者、傳記研究者、その他一般斯道に趣味ある人士に勧むると同時に、他の方面に於ては現今の何れの史家に就て學ぶが、その所志に適すべきかに迷ふ人、又はいかなる先輩の説の信據すべくして何れの先輩の所説の容易に信ずべからざるかを判ぜむとする人等に向つても、本書がその好材料たることを告げたいのである。「内山正居」

〔完〕



『萬葉集代匠記』の 豫約出版に就て

元祿の末、難波高津の片ほとりに、圓珠庵なる小庵を結んで、黃門光圀卿が知遇に感じ、かの浩漣なる萬葉集の注釋をつくり、再考三考、その精選を経てやうやく成りし契沖師自筆の代匠記の原本は水戸家重代の殆んど寶器として今も侯爵の書齋を出されずといふ。塙保己一嘗て懇請書寫して始めて一本を塙家に見るとを得た

り、然るにこの本和學講談所閉鎖の際散佚して復見るべからず、然るに塙氏にありしものを敷き寫しせる善本唯一部あつて今文學博士木村正辭氏の書庫中にあり。書肆四海堂主人三好仲雄氏夙に斯道に志篤く、曾て高等學校に入つて國文學を修めしが、身體虛弱の故を以て中途學を廢して書籍出版の業をはじめ、明治三十二年の暮より代匠記の出版を圖りしに、流布の本巻數區々、誤脱錯亂甚しかりしも、已むを得ざればその一本をうつして、斯道の大家と聞えたる木村博士の校訂を請ひしに、博士は詳にその原本とすべからざるを説示せられ、即ち所藏の珍本を出し、如上の由來を説明せられて、これを原本とするを許されたりといふ。予が校訂補助の

任を委托せられしはこの後にして、着手は三十年三月五日。それより原稿の整理をはじめ校訂の雑務に執筆し、傍ら活字校正に従事し、八月三十日に至つて、やうやく卷之一、卷之二、雑説の三冊（原本六卷）を發行するの運に至れり。然るに初よりあまり多くの手を煩はして却つて杜撰の失あらむを恐れて出版その他新活字製造等一切の事は三好氏主掌し、校訂補助と活字校正とは専ら予の主掌にかゝりしかば、三好氏と予との上に來る種々の障害は、常に出版時日と校訂事務とに累を及ぼし、遂に僅かに七冊を出して久しく中止の姿となれり。木村博士所藏の原本は朱引書入等頗る多く、一見その修正精選の本たるを證すると共に、そが皆瑠氏の原

本の敷きうつしたるを聞き、又瑠氏の寫本は群書類聚の木版本の版下ばんしたを始として、多くは皆原本の敷きうつしなるとを聞き、本出版物の頗る價值ある所以は知りつ、然るに久しく中止して、その後を繼がざるは頗る惜むべきを思ひ、會々三好氏の都合もあり、幸に予は今本講義の編輯主任として本出版部内であれば、遂に三好氏がとりし百般の事務は本出版部内にうつし、予が擔任は従前の通りとして、愈附載廣告の如く、本出版部より發行のことに決したり。印刷は秀英舎に托したれば、その鮮明は贅辯をまたず、活字校正は予が責任を負ふて最も嚴重なるべく、紙質は従前のものと同じく、毫も舛裁を改めずして、この善本をはやく完成せしむべ

し。已刊七冊は新たに訂正正誤を加へて再版の運びに至るべし。予自ら校訂補助の身を以て本書の價值を説くは頗る異様の感を惹起する人あらんかなれども、試みに已成諸卷に就て見ば敢て誇言ならざるを知らむ。

諸君は本講義中久米先生の古文學に於て時として異體の文字を認めらるべし。これらは古文學鑑識の上に於て動かすべからざる根據をなす、即ち字体は時代によつて頗る變遷あるを示す、史家が根本史料として古書を取扱ふに方つては這般の注意甚だ忽にすべからざるもの。予が活字校正の際、或は古書筆寫の際最も重んずる所はこゝにあり、隨つて從來多くの古書出版が、この要件を忘却せるを常に憾としたりしな

り。而して予が自から活字校正の任に當りしこの萬葉集代匠記の出版は、實にこれ予がこの所見を實現したる最初なりしなり。予は本書原稿整理の際、まづ本文の文字を一々に寛永刻本に照合して字形を近似せしめ、活字校正の際に於ても、常に手に寛永刻本を離さず、字形悉く近似せざれば已まざらむとす、然れども版木師より刻し來りし字形の如きは常に多くは意に満たず、又現今の活字と僅少なる差違ある如きは遂に予が意を貫く能はず、發行を急ぐと煩を厭ふ世情は予をして屢嘆息を漏らさしめたりき、已むを得ず遂に最も著るしきもの、即ち古文學等に於いて論題とする價值あるもの、若しくは之れに近きもの等に限つて寛永刻本の原字に

従ふととして他は類推の法をとり、やうやく出版を見るに至れり。予は今も尙多少の反對者あるに拘はらず、刻字肉筆の別に關せず、凡そ字形は極めて微細の點までも個人性又は時代精神その他の研究の材料として甚だ重んずべきとを信ずれども、それを印刷物にまで實現せむとは、あまりに煩に亘つて、むしろ徒勞に屬するを悟れり、而して代ふるに類推の方を用ふるは却つて一般に便なるを知れり。由て今後の印刷に於ては、毫も已刊七冊印刷當時の法を改めず、煩を避けて類推の法を襲ふ。しかも尙多くの異體の文字あるは讀者の注意によつて直ちに發見せらるべきなり。予は近來多くの古書の出版を見て、往々予と志を一にするものあるを喜ぶと同

時に、又然らざるものあるを見て頗る不誠を憎む、予が校正に與かるもの、それら不誠の出版物と同視せられては迷惑なり、敢て誇るに非ず、實を告ぐるなり、殊に今後の出版は本出版部の専務に歸すれば、たとひ多少の遅延あるも中止の如き患なきは讀者安んじて可なるべし。本書内容の價值に就ては今こゝに述ぶるを要せじ、苟も史家國學家坐右必須の書たるは言ふを要せず、木村博士の校訂の嚴密なるは博士を知る人の疑ひ能はざる所。この他いふべきと抄からざれとも今廣告を出すに方り、聊か一言を記して讀者に告ぐ。(内山正居識)

中等教育第壹號

坪内博士の脩身は、別に一家の所見あつて、

頗る異彩を放つもの。浮田講師の西洋史は從來の史書と異なる遡源法をとられたるもの、初めにその所見を簡單に述べられて頗る斬新の氣に充ちたり。高桑學士の東洋史は極めて平易を力められ、石川松村兩博士の博物、天野博士の經濟、志賀講師の地理、村井講師の英語等はその絶品たるといふまでもなく、糸講師の生理衛生は優に一家風を異にし、斯學普及の方法として殆んど非難すべからざる甚だ趣味深き講述なり。雜錄譚叢附圖の類何れも異彩を放つもの、もし他日中等教育にある革新の期來らば、吾人はその原因の一として本誌の發行を數ふるに躊躇せず。

國語學書目解題の

豫約出版

東京帝國大學の藏版、洋裝菊版九百頁、正價金貳圓五拾錢、豫約價金壹圓七拾錢、製本既成の由にて、豫約申込所は東京京橋區南傳馬町一丁目弘文館(吉川半七)、取次所は日本橋通三丁目林平次郎、大阪市心齋橋筋南一丁目松村九兵衛、同市備後町四丁目吉岡平助、京都市寺町通二條下ル松田庄助なり。その豫約募集書を紹介せんに左の如し。

本書は明治廿三年言語取調所の事業として故林美故落合直澄赤堀又次郎逸見仲三郎の諸氏

が語學書の目録を編纂したりしが程なく東京帝國大學に移され爾來幾多の歳月を費して増補訂正すると再三終に今回弊舗に於て豫約出版の榮を擔ふに至れり

總目

- (一) 分類目録 (解題したる書の内容によりて分類したり)
- (二) 解題 (書名を五十音順に排列し、其著作者、校訂者、起稿、脱稿の年月、出版の年月、其内容の大體他の書との關係等を述べたり)
- (三) 別名索引 (書籍の名の原名、一名、異名等を集めたリ)
- (四) 著者名目録 (著作者の名前の下に其著作を掲げ、人にして其説を知らんとする者に便したり)
- (五) 年表 (著作、著作者、共に國語に關係あるものなる事件の大體を年月によりて排列したるものにて時代につきて考ふるものに便したり)

豫

一 豫約者は住所氏名を記載して申込まるべし

二 豫約募集締切期限は本年六月三十日迄とし

し御送金の順序によりて即時送本すべし

三 東京市内の豫約者は申込所より書籍持参の上集金人を差出すべし

市外は送本料十里内九錢百里内拾六錢百里外卅二錢を申受く

四 見本入用の方は往復はかきを以て申込まるべし但し照會の件は必ず返信用郵税を添へらるべし

五 諸官廳及官立府縣立學校の豫約に限り前金を要せず

約 方 法

頁と二六頁も寫眞印刷なれば、前項同様の理由によつて附載出来難きやも知れざれば、これ亦前同様次號の配達を待つて落丁か否かを知られし「以上二項は編輯ノ切時日までは不明なりしかば、念の爲め附記す」。

編輯部稟告

● 山内君の懸賞論文審査評は紙數の都合によつて次號にまわす。

● 西洋史參考畧系圖は本號より附載の筈なりしが修正を要する個所生じたれば次號にゆづる。

● 頃日來雨天つゝため、附載すべき寫眞版豫期の通りに出来難ければ、今回も前號豫告通りに載せらるゝや否や測り難ければ、もし前號豫告と差誤あらば次號の落手を待つて、次號にも載せず又ことわりも無くば、その際落丁として申出でられたし。

● 雜錄南米ベルウノ結繩ト琉球ノ結繩補遺二五



雜報

本講義及び新設史學科の
課目と諸講師について

本講義第一學年は本號を以て終るに就て、「史學科講義の雜報」としては聊か異様の感なしとせざれど、こゝに諸君が已修の諸課目をはじめとして二學年へ繼續するもの、あるひは二學年の新課目、及び新設史學科の諸課目を講ぜらるゝ諸講師と、その擔當課目との關係を畧述するは強ち無用ならざるべし、よつて以て雜報に代ふ。但し順序不整。

一、日本古代史及び古文書學を講ぜらるゝ久米先生は、多くの諸君の知らるゝ如く、曾て文科大學教授として重野、星野、坪井等の諸博士と共に本邦近世史學の開拓者とし

て、又當代無比の卓見家として内外に知らるゝ大家なり。その本邦史中に於て特に異彩を有せらるゝは本邦古代史にして、その精通他の企て及ばざるは南北朝史なり。又我邦の古文書學は主として坪井博士と先生との主唱に出て、その最初の記述は實に先生に初まり、本講義錄所載のものは、實に斯學の世に公にせられたる最初なり。久米先生は今殆んど全力をあげて已に本年に於て古代史と古文書學の半を畢へられ、次學年に之を完成せしめらるゝと共に、新設の史學科講義中に南北朝史の講義の開始を承諾せられたり。吾人は斯道篤學の諸君と共に滿腔の喜を以て本講義ならびに新設史學科講義を歓迎せざるを得ざるなり。

二、東洋史及び西洋史參考書略解題を講ぜらるゝ高桑文學士は「史學界」の編輯に或は教科書、教科用地圖の述作に、從來諸種の方

面に盡瘁せらるゝと枚擧に遑あらず、夙に篤學を以て聞え、東洋史の専攻家中錚々の聞えあるものにして、又東洋史に關する藏書の豊富は東都幾多の學者中恐らく學士の右に出るものなかるべし。

本講義録中の東洋史は從來學士が手に成れる最も精細の著述にして、又近來世に公にせられたる東洋史中最も精細のものなりとす。學士はこれが著述に方り、幾多の參考書を開せらるゝ爲め、一頁の原稿に數日を要せらるゝとありと聞く、又西洋史參考書解題の記述にも忙中抄からざる時間を割かれ、その他折にふれ時に方つて本講義編輯上に助言せられ、編者を誘掖せらるゝと實に一再ならず。吾人は諸君と共に學士が直接間接の異常の恩恵を厚謝するを忘るゝ能はず。學士が翻譯に着手せられし大秦國考の續稿は當に次學年講義錄誌上に續載さる

られ、講義に興味深くして、且活氣あると一たび教を受けしものゝ忘るゝ能はざる所、大西博士を失ひたる本校は實に第二の大西博士を得たりしなり。その他本校圖書館長としてリース博士の藏書を購入せられし等、吾人が感謝すべき事功は一にして足らず。本講義中の西洋史は殆んど全部、その擔當にかゝり、校務のしかく多忙なるにも拘はらず、頗る多量の舊稿に幾多の増訂を加へられ、特に次學年に於ける近世史は新に起稿せらるゝもの、又政治學史は講師が未曾有の大著述として公にせられむ企圖あるもの、その他歴史哲學、史學教授法等次學年に講師を煩はすと頗る多し。よつて新設の史學科講義中には唯ヤリシア史の増訂と羅馬史の完成とを乞ふに止む。吾人は諸君と共にしばらく遺憾を忍ばむとす。但し吾人は講師の完全なる西洋一般史を得ると

べく、東洋史參考書の解題も亦近きに開始せらるべく、而して新設の史學科講義中には、特に學士が得意とせらるゝ匈奴、鮮卑以下の史をはじめ、印度、波斯、阿拉比亞の諸史を講ぜられ、又古代埃及史、古代西南亞細亞史の二は最近の考古學的的研究によつて新たに發見せられたる貴重の史料を基礎とし、晩近の名著を參考として講ぜらるべし。諸君が充分の誠意を以て迎へられむとを望む。

三、浮田講師は故大西博士、元良、中島、三宅等の諸博士、徳富、海老名、押川等の諸名士と同志社に於ける同窓にして、曾ては東肥の花岡山に勇ましき盟を結びたる同士の一人たり、米國エール大學を辭してしばらく同志社に教鞭を執られ、五年以前上京せられて、爾來本校に史學教授として或は倫理學を教へ、社會學を説き、經濟史を講ぜ

近からずといへども、新設史學科講義に於ては各國史に於て、各その専攻の名家の講義を聞くを得、或は名著の面影に接するを得るが故に、しばらく待つて他日講師の一般史と對照するを樂むべし。

四、明治史を次學年に講ぜらるべき三宅博士は、有名なる雪嶺先生にして、令園花園女史、女史の親父田邊運舟氏ならびに人の知るところ、久しく日本新聞社の社長として現代社會の實況に眼をさらされ、且や眞田邊氏は有名なる舊幕臣なれば明治史を講ぜらるゝもの博士の外に思ひ寄らず、博士も幸に許諾せられしを以て不日誌上にあらはるべきも、今は尙西南亞細亞に旅行せられて未だ歸朝の報なければ諸君はしばらく待たれむとを望み置く。

五、ドクトル、オッ、フィロン、フィ、長瀬鳳輔氏は、ドイツに於て最近中央亞細亞史の研鑽